

新型コロナウイルスに関連した感染症について
関係省庁における対応状況一覧

11月30日（月）18時

(1) 内閣官房

- ・ 1月23日、「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」ポータルサイトを開設
- ・ 1月27日、首相官邸ホームページにて「新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～」を公開
- ・ 2月7日、「オリパラに向けた感染症対策に関するワーキンググループ（第4回）」を開催し、関係省庁、東京都、組織委員会等の構成員間で、新型コロナウイルス感染症に関する関係機関の対応状況を共有。
- ・ 2月7日、ホストタウン登録自治体等に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関する事務連絡を发出
- ・ 2月13日、「オリパラに向けた新型コロナウイルス感染症対策に係る政府・競技団体間連絡会議」を開催し、内閣官房オリパラ事務局とスポーツ庁が共同で相談窓口を設置
- ・ 2月21日、内閣官房オリパラ事務局及びスポーツ庁の連名で、JOC、JPSA、組織委員会あて、代表選考会等開催時の新型コロナウイルス感染症対策の検討、実施を要請する事務連絡を发出
- ・ 2月26日、内閣官房オリパラ事務局及びスポーツ庁の連名で、JOC、JPSA、組織委員会あて、代表選考会等（今後2週間に予定される全国的なもの）の中止、延期又は規模縮小等を要請する事務連絡を发出
- ・ 2月26日、ホストタウン登録自治体等に対し、事前合宿等での感染症対策の実施要請について連絡
- ・ 2月27日、beyond2020 プログラム認証事業者及びbeyond2020 マイベストプログラム認証事業者に対し、認証事業の実施に関する考え方について連絡
- ・ 2月28日、beyond2020 プログラム認証組織に対し、認証事業の開催に関する考え方について連絡
- ・ 3月10日、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案」閣議決定
- ・ 3月10日、内閣官房オリパラ事務局及びスポーツ庁の連名で、JOC、JPSA、組織委員会あて、代表選考会等（今後概ね10日間に予定される全国的なもの）の中止、延期又は規模縮小等を要請する事務連絡を发出

- ・ 3月11日、ホストタウン登録自治体等に対し、事前合宿等での感染症対策の実施要請について連絡
- ・ 3月11日、beyond2020 プログラム認証事業者及び認証組織並びに beyond2020 マイベストプログラム認証事業者に対し、認証事業の実施に関する考え方について連絡
- ・ 3月13日、主要な経済団体等に対し、2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動及び2019年度卒業・修了予定等の内定者への特段の配慮について要請
- ・ 3月13日・14日、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」公布・施行
- ・ 3月23日、beyond2020 プログラム認証事業者及び認証組織並びに beyond2020 マイベストプログラム認証事業者に対し、認証事業の実施に関する考え方について連絡
- ・ 3月23日、内閣官房に新型コロナウイルス感染症対策推進室を設置
- ・ 3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
- ・ 3月28日、新型コロナウイルス感染症対策本部は「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定
- ・ 4月7日、新型コロナウイルス感染症対策本部長が、緊急事態を宣言。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・ 緊急事態措置の実施期間：4月7日から5月6日まで
 - ・ 緊急事態措置の実施区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県
- ・ 4月11日、全都道府県に対し、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を強く促すことを求めるため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
- ・ 4月16日、緊急事態宣言の区域を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・ 緊急事態措置の実施期間：4月7日（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県については、同月16日）から5月6日まで
 - ・ 緊急事態措置の実施区域：全都道府県の区域
- ・ 4月21日、beyond2020 プログラム認証事業者及び認証組織並びに beyond2020 マイベストプログラム認証事業者に対し、4月16日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」について連絡

- ・ 5月4日、緊急事態措置の実施期間を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・ 緊急事態措置の実施期間：令和2年5月31日まで延長
 - ・ 緊急事態措置の実施区域：全都道府県の区域
- ・ 5月8日、beyond2020 プログラム認証事業者及び認証組織並びに beyond2020 マイベストプログラム認証事業者に対し、5月4日に決定された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の延長等について連絡
- ・ 5月14日、緊急事態宣言の区域を変更（39県を解除）。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・ 緊急事態措置の実施期間：令和2年5月31日まで
 - ・ 緊急事態措置の実施区域：北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県に変更
- ・ 5月15日、beyond2020 プログラム認証事業者及び認証組織並びに beyond2020 マイベストプログラム認証事業者に対し、5月14日に行われた新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更等について連絡
- ・ 5月21日、緊急事態宣言の区域を変更（3府県を解除）。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
 - ・ 緊急事態措置の実施期間：令和2年5月31日まで
 - ・ 緊急事態措置の実施区域：北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に変更
- ・ 5月22日、beyond2020 プログラム認証事業者及び認証組織並びに beyond2020 マイベストプログラム認証事業者に対し、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更等について連絡
- ・ 5月25日、緊急事態宣言を解除。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
- ・ 5月27日、beyond2020 プログラム認証事業者及び認証組織並びに beyond2020 マイベストプログラム認証事業者に対し、5月25日に行われた「新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言」等について連絡
- ・ 9月4日、関係省庁、大会組織委員会、東京都から成る「東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議」を開催し、アスリート、大会関係者、観客の 카테고리について、行程の場面（出入国、輸送、会場等）ごとに具体的課題の検討を開始。
- ・ 9月10日、橋本大臣とホストタウン首長とのオンライン会議を開催し、

- 9月4日開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議の状況等について説明
- ・ 9月11日、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた新型コロナウイルス感染症対策に係る政府・競技団体間連絡会議」を開催
 - ・ 10月20日、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた新型コロナウイルス感染症対策に係る政府・競技団体間連絡会議」を開催

(2) 内閣府

- ・ 1月31日、実施機関（公益財団法人児童育成協会）に対し、企業主導型保育施設における新型コロナウイルスへの対応について周知を依頼し、実施機関から企業主導型保育事業実施者へ周知を実施
- ・ 1月27日、新型コロナウイルス感染症に関するインターネット広告を開始。その他、テレビや新聞での広告を順次実施
- ・ 2月3日、自治体に対し、認定こども園における新型コロナウイルスへの対応について認定こども園への周知を依頼
- ・ 2月14日、認定こども園における新型コロナウイルスへの対応について、留意事項の内容を更新し、自治体に周知
- ・ 2月14日、企業主導型保育施設における新型コロナウイルスへの対応について、留意事項の内容を更新し、実施機関（公益財団法人児童育成協会）を通じて周知
- ・ 2月17日、自治体に対し少子化対策イベント等における新型コロナウイルス感染症への対応等について周知
- ・ 2月19日、認定こども園において園児等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について、自治体に周知
- ・ 2月25日、認定こども園において園児等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について、内容を更新し、自治体に周知
- ・ 2月25日、自治体に対し少子化対策イベント等を中止した場合の取扱いについて周知
- ・ 2月26日、認定こども園における感染拡大防止のための留意点について、自治体に周知
- ・ 2月26日、企業主導型保育施設について、子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応、感染拡大防止のための留意点、イベント開催の取扱い等について、実施機関を通じて周知
- ・ 2月27日、新型コロナウイルス感染症に伴う保育所等の臨時休園等の

際の利用者負担額について日割り計算とする府令改正等を実施

- ・ 2月27日、認定こども園の卒園式・入園式等の開催に関する考え方について、自治体に周知
- ・ 2月28日、新型コロナウイルス感染症に伴い企業主導型保育施設を臨時休園した場合の運営費等の取扱いについて、実施機関を通じて周知
- ・ 2月28日、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての認定こども園の対応について、自治体に周知
- ・ 2月28日、認定こども園における新型コロナウイルスへの対応について、留意事項の内容を更新し、自治体に周知
- ・ 2月28日、企業主導型保育施設について、新型コロナウイルスにより臨時休園等した場合の運営費及び利用料の取扱いについて、実施機関を通じて周知
- ・ 2月28日、企業主導型保育施設における新型コロナウイルスへの対応について、留意事項の内容を更新し、実施機関を通じて周知
- ・ 2月28日、企業主導型保育施設に対し、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連した保育所等の対応について、実施機関を通じて周知
- ・ 2月28日、企業主導型保育施設に対し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い幼稚園や小学校が臨時休業した場合の子どもの預かりについて、実施機関を通じて周知
- ・ 2月28日、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業に対する財政措置について、自治体に周知
- ・ 2月28日、新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業に関連した企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業の取扱い及び特例措置について、実施団体（公益社団法人全国保育サービス協会）を通じて周知
- ・ 3月2日、自治体に対し少子化対策イベント等の開催に当たり「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」を踏まえた対応を取るよう周知
- ・ 3月3日、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業等に関連しての子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に対する財政措置について、自治体に周知
- ・ 3月3日、地域子供の未来応援交付金における新型コロナウイルス感染症への対応について、自治体に周知
- ・ 3月6日、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業に対する追加の財政措置について、自

治体に周知

- ・ 3月6日、企業主導型保育施設に対し、保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて、実施機関を通じて周知
- ・ 3月10日、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態について、閣議了解を経て、行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）上の「歴史的緊急事態」に該当すると決定。
- ・ 3月10日、企業主導型保育施設に対し、児童福祉施設等への繰り返し利用可能な布製のマスク配布に向けた各施設の状況調査について、実施機関に周知
- ・ 3月11日、認定こども園における新型コロナウイルスへの対応について、留意事項の内容を更新し、自治体に周知
- ・ 3月12日、認定こども園における新型コロナウイルスへの対応について、留意事項の内容を更新し、自治体に周知
- ・ 3月13日、幼保連携型認定こども園園児指導要録等における臨時休業等の扱いについて、自治体に周知
- ・ 3月16日、各都道府県に対し「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾」に係る令和元年度子ども・子育て支援交付金の変更交付申請手続等について連絡
- ・ 3月23日、認定こども園における新型コロナウイルスへの対応について、留意事項の内容を更新し、自治体に周知
- ・ 3月31日、幼保連携型認定こども園の園児及び職員の健康診断の実施等に係る対応について、自治体に周知
- ・ 3月31日、企業主導型保育施設に対し、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）の創設」に係る保育所等の保護者に向けた周知について、実施機関を通じて周知
- ・ 4月1日、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての認定こども園の対応について、内容を更新し、自治体に周知
- ・ 4月1日、企業主導型保育施設に対し、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について（第二報）、実施機関を通じて周知
- ・ 4月1日、関係省庁連名で「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」を発出し、自治体に周知
- ・ 4月3日 DVの相談対応から保護に至るまで、継続的かつ迅速な支援の実施を自治体に依頼
- ・ 4月7日、緊急事態宣言後の認定こども園の対応について、自治体に周知

知

- ・ 4月7日、企業主導型保育施設に対し、緊急事態宣言後の保育所等の対応について、実施機関を通じて周知
- ・ 4月7日、関係省庁連名で「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」を発出し、自治体に周知
- ・ 4月8日 男女共同参画局ホームページに新型コロナウイルス感染症に関連する取組情報を分かりやすく掲載
- ・ 4月10日、企業主導型保育施設に対し、保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて(第2報)、実施機関を通じて周知
- ・ 4月10日 橋本内閣府特命担当大臣(男女共同参画)から、新型コロナウイルス問題に伴うDV等への対応に関するメッセージを発信するとともに、DV被害者に対する相談窓口等について周知
- ・ 4月10日 男女共同参画局ホームページに新型コロナウイルス感染症に関連する取組情報を分かりやすく掲載
- ・ 4月13日、企業主導型保育施設に対し、出勤者7割削減を実現するための要請について、実施機関に周知
- ・ 4月17日 DVに関する新たな相談窓口「DV相談+(プラス)」の周知と協力を自治体に依頼
- ・ 4月20日 DVに関する新たな相談窓口として「DV相談+(プラス)」を開始
- ・ 4月21日、各都道府県消防防災主管部(局)長に対し、避避難所での感染拡大防止にも寄与することから、「『避難』とは『難』を避けることであり、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がない」ことや「安全な親戚・知人宅も避難先となり得る」こと等について住民の理解を促すよう依頼する通知を発出
- ・ 4月22日、配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理について、自治体に周知
- ・ 4月22日・27日、子供の未来応援基金における新型コロナウイルス感染症への対応について連絡
- ・ 4月23日、認定こども園において臨時休業を行う場合の留意事項等について、自治体に周知
- ・ 4月23日、企業主導型保育施設において、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について、実施機関に周知
- ・ 4月24日、認定こども園において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な園児への対応について、自治体に周知
- ・ 4月24日、企業主導型保育施設に対し、新型コロナウイルス感染症対策

- のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について、実施機関を通じて周知
- ・ 4月27日、配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理の運用について、自治体に周知
 - ・ 4月28日、関係省庁連名で「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」を発出し、自治体に周知
 - ・ 4月28日、企業主導型保育施設に対し、「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施にあたっての協力依頼について、実施機関を通じて周知
 - ・ 4月28日、企業主導型保育施設に対し「社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日付け社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知）」等に関するQ&Aについて、実施機関を通じて周知
 - ・ 5月1日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」を発出
 - ・ 5月1日、緊急事態宣言が継続された場合の認定こども園の対応について、自治体に周知
 - ・ 5月1日、企業主導型保育施設に対し、緊急事態宣言が継続された場合の保育所等の対応について、実施機関を通じて周知
 - ・ 5月1日、自治体に対し、子育て世帯への臨時特別給付金の運用に係る通知、事務連絡を発出
 - ・ 5月1日、特別定額給付金に関して、事前申出期間後の配偶者からの暴力を理由とした避難事例の取扱いについて、自治体に周知
 - ・ 5月7日、企業主導型保育施設において、新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的対処方針等について、実施機関に周知
 - ・ 5月11日、企業主導型保育施設に対し、児童福祉施設等における感染拡大防止対策に係る支援策について、実施機関を通じて周知
 - ・ 5月12日、企業主導型保育施設に対し、新型コロナウイルス感染症対策に伴う企業主導型保育施設の利用料の減額に係る支援について、実施機関を通じて周知
 - ・ 5月14日、緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う認定こども園の対応について、自治体に周知
 - ・ 5月14日、企業主導型保育施設に対し、緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について、実施機関を通じて周知

- ・ 5月15日、新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則であることや避難において知っておくべき5つのポイント等を示したチラシを、地方自治体を通じて周知
- ・ 5月21日、関係省庁連名で「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」を発出し、自治体に周知
- ・ 5月21日、関係省庁連名で「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について」を発出し、自治体に周知
- ・ 5月21日、「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出の協力依頼について」を発出し、各府省に協力を依頼
- ・ 5月27日、関係省庁連名で「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について」を発出し、自治体に周知
- ・ 5月27日、関係省庁連名で「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」（令和2年4月28日付け事務連絡）を踏まえた対応について」を発出し、自治体に周知
- ・ 5月27日、関係省庁連名で「災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策や避難所の確保等に係る地方公共団体の取組状況等について」を発出し、自治体に周知
- ・ 5月27日、「罹災証明書交付業務における新型コロナウイルス感染症対策について」を発出し、自治体に周知
- ・ 5月29日、地方自治体に対し、保育所等において保育の提供縮小等を実施した場合の職員の賃金及び年次有給休暇等の取扱いについての周知を依頼
- ・ 6月2日、今年度における認定こども園のプール活動の取扱いについて、自治体に周知
- ・ 6月10日、関係省庁連名で「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について」を発出し、自治体に周知
- ・ 6月10日、関係省庁連名で「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第1版）について」を発出し、自治体に周知
- ・ 6月16日、関係省庁連名で「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所として貸出し得る各省庁及び独立行政法人等が所有する研修所、宿泊施設等のリストについて」を発出し、自治体に周知
- ・ 6月16日、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント

- (第1版)について(情報提供)」を発出し、自治体に周知
- ・ 6月17日、地方自治体に対し、保育所等において休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うなど、公定価格等に基づく人件費支出について通常時と同水準とする対応が求められることや、常勤・非常勤や正規・非正規といった雇用形態の違いのみに着目して異なる取扱いを行うことは適切ではないこと等についてを周知を依頼する通知を発出
 - ・ 6月18日、保育所等を利用している場合の現況届について、添付書類の押印を不要とする等取扱いについて自治体に周知
 - ・ 6月22日、企業主導型保育施設において、新型コロナウイルス接触アプリ(COCOA)の周知について、実施機関に周知
 - ・ 6月24日、自治体に対し、事務連絡「令和2年度第2次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」を発出
 - ・ 6月25日、「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について(周知)」(令和2年6月24日付け事務連絡)について」を発出し、自治体に周知
 - ・ 6月29日、自治体に対し、保育所等の利用に係る保育の必要性認定に関して「求職活動」事由による場合の有効期間の柔軟な取扱いを求める事務連絡を発出
 - ・ 7月2日、企業主導型保育施設に対し、7月以降の新型コロナウイルス感染症対策に伴う企業主導型保育施設の利用料の減額に係る支援について、実施機関を通じて周知
 - ・ 7月13日、DV被害者支援における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について、自治体に事務連絡を発出
 - ・ 7月16日、企業主導型保育施設に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて(令和2年度)」の企業主導型保育施設への適用について、実施機関を通じて周知
 - ・ 7月27日、自治体に対し、子ども・子育て支援関連事業についても地方創生臨時交付金の活用が可能であること等を周知
 - ・ 9月2日、地域子供の未来応援交付金における新型コロナウイルス感染症対策としての活用可能事例について、自治体に周知
 - ・ 9月23日、企業主導型保育施設に対し、10月以降の新型コロナウイルス感染症対策に伴う企業主導型保育施設の利用料の減額に係る支援について、実施機関を通じて周知

- ・ 9月30日、企業主導型保育施設に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて（令和2年度）」の企業主導型保育施設への適用について（12月まで延長）、実施機関を通じて周知
- ・ 10月26日、新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について、実施機関に周知
- ・ 11月20日、新型コロナウイルス感染症に関する職場における一層の対策強化について、実施機関に周知

（3）警察庁

- ・ 1月15日、警備第二課長を長とする対策室を設置
- ・ 1月26日、警備局長を長とする対策本部に改組
- ・ 1月29日、武漢市からのチャーター便による邦人帰国に伴う警備措置（1月30日、1月31日、2月7日、2月17日）
- ・ 1月30日、次長を長とする対策本部に改組
- ・ 1月30日から2月1日にかけて、武漢市からのチャーター便による帰国邦人を警察大学校で受け入れ
- ・ 2月16日クルーズ船・ダイヤモンドプリンセス号乗船員の帰国に伴う警備措置（2月17日、2月19日、2月20日、2月21日、2月22日、2月25日、2月26日、3月1日）
- ・ 2月18日、クルーズ船・ダイヤモンドプリンセス号乗員の愛知県藤田医科大学岡崎医療センターへの移送に伴う警備措置（2月19日、2月20日、2月25日、2月26日）
- ・ 2月18日、各都道府県警察等に対し、警察職員等における新型コロナウイルス感染症への対策等について、通達を発出。以降、警察機能の維持に留意しつつ、二部制勤務の導入や各種休暇の取得の奨励等、出勤回避のための取組を推進するとともに、緊急事態宣言解除後も、引き続きテレワーク、時差出勤を含めた勤務形態の多様化等を推進することにつき逐次示達
- ・ 2月19日、各都道府県警察に対し、死体取扱時における感染防止対策について、事務連絡を発出
- ・ 2月21日、各都道府県警察に対し、新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に運転免許証の更新を受けることができなかった旨の申立があった場合、通常の更新と同様の条件での再取得が可能であるとの解釈等について、通達を発出
- ・ 2月21日、各都道府県警察に対し、捜査活動における捜査員の感染防止

の徹底等について、通達を発出

- ・ 2月25日、各都道府県警察に対し、政府において「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定されたことを踏まえ、今後発生し得る事態を想定した検討を進め、必要な措置を講じるよう、通達を発出
- ・ 3月4日、各都道府県警察に対し、生活安全警察に係る許可等事務において、必ずしも来署等を要しない手続については、郵送による手続等が可能であることの教示、感染予防対策の徹底等について、通達を発出
- ・ 3月10日、各都道府県警察に対し、運転免許センター等における感染予防対策の徹底のほか、運転免許証の有効期間の末日までに更新手続きを受けることが困難な場合の措置（運転及び更新可能期間の延長措置。運転免許証の有効期間の末日が令和2年3月13日から令和2年3月31日までの間にある方が対象）等について、通達を発出
- ・ 3月12日 警察庁ホームページに「新型コロナウイルス感染症への対応について」特設ページを開設
- ・ 3月25日、各都道府県警察に対し、運転免許証の有効期間の末日までに更新手続きを受けることが困難な場合の措置（運転及び更新可能期間の延長措置）について、その末日が令和2年4月1日から令和2年4月30日までの間にある方も対象とするよう、通達を発出
- ・ 3月26日、長官を長とする対策本部に改組
- ・ 3月27日、各都道府県警察に対し、空港において検疫法に基づく検査の対象となる帰国者が増加することから、検疫の強化に伴う警察措置について、通達を発出。以降、トラブルや不測の事態の防止を図るため、空港その他の検疫所長が指定した施設等における警戒警備等を実施
- ・ 4月6日、各都道府県警察に対し、捜査活動における業務継続性の確保等について、通達を発出
- ・ 4月7日、各都道府県警察に対し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言がなされたことを踏まえ、国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対策等を一層強力に推進するよう、通達を発出
- ・ 4月7日、各都道府県警察に対し、運転免許証の有効期間の末日までに更新手続きを受けることが困難な場合の措置（運転及び更新可能期間の延長措置）について、その末日が令和2年5月1日から令和2年7月31日までの間にある方も対象とするよう、通達を発出
- ・ 4月8日、各都道府県警察に対し、都道府県知事による住民に対する外出の自粛要請に伴い、繁華街でのトラブル等の発生を防止するため、地域警察官によるパトロールを強化するなどの所要の措置を講じるよ

う、事務連絡を発出

- ・ 4月13日、自動車教習所において教習を一時中断せざるを得ないような事態における教習期間算定の弾力的な運用、自動車教習所の卒業証明書や仮運転免許証等の有効期間の延長等について、通達を発出
- ・ 4月20日、各都道府県警察に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う侵入窃盗や特殊詐欺等各種犯罪に係る抑止対策の推進について、通達を発出
- ・ 4月21日、特別定額給付金を装った詐欺に関し、総務省及び消費者庁と連名で注意喚起資料を作成し、警察庁ウェブサイト等にて注意を呼びかけ
- ・ 4月30日、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の警備のために全国から派遣される部隊の待機施設（プレハブ）を、軽症者等を受入れ可能な宿泊療養施設に改修
- ・ 5月1日、各都道府県警察に対し、新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出自粛、学校休業等を踏まえた配偶者からの暴力事案等及び児童虐待事案への的確な対応について、通達を発出
- ・ 5月3日、クルーズ船・コスタアトランチカ号乗船員の帰国に伴う警備措置（5月5日、5月13日、5月28日）
- ・ 5月5日、所管の関係団体等に感染防止のためのガイドライン作成について依頼及び指導・助言
- ・ 5月14日、各都道府県警察に対し、参考人等の事情聴取に当たっては、事前に電話等で概要を聴取するなど、関係者と対面する機会の減少について、通達を発出
- ・ 5月25日、各都道府県警察に対し、捜査活動における人との接触機会の極小化について、通達を発出
- ・ 6月5日、新型コロナウイルス感染症対策を講じた場合に不足することが見込まれる災害発生時の避難所の確保のため、研修施設等を有する所管の関係団体等に対し協力依頼
- ・ 6月9日、各都道府県警察に対し、運転免許証の有効期間の末日までに更新手続きを受けることが困難な場合の措置（運転及び更新可能期間の延長措置）について、その末日が令和2年8月1日から令和2年9月30日までの間にある方も対象とするよう、通達を発出
- ・ 6月12日、各都道府県警察に対し、災害発生時の対応において消毒の徹底、感染防護資機材の適切な使用等の感染防止対策について、通達を発出
- ・ 7月22日、各都道府県警察に対し、保健所長から新型コロナウイルス感

染症の患者に係る行方不明者届がなされた場合の適切な発見活動について、通達を発出

- ・ 9月8日、各都道府県警察に対し、運転免許証の有効期間の末日までに更新手続きを受けることが困難な場合の措置（運転及び更新可能期間の延長措置）について、その末日が令和2年10月1日から令和2年12月28日までの間にある方も対象とするよう、通達を発出

（4）金融庁

- ・ 1月30日、「金融庁新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
- ・ 1月31日、中国に拠点を有する本邦金融機関の営業状況等について把握
- ・ 2月3日、ホテル三日月（勝浦市）の退避邦人からの両替のニーズに対し、地域金融機関と連携して対応
- ・ 2月7日、金融機関に対して、「新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた対応（要請）」を発出
- ・ 2月10日、金融商品取引法に基づく開示書類について、中国子会社への監査業務が継続できないなど、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合は、財務（支）局長の承認により提出期限を延長することを認めるため、所管の財務（支）局に相談するよう金融庁ウェブサイトにおいて公表
- ・ 2月10日、東京証券取引所等は、取引所規則に基づく決算短信等について、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合には、提出期限を延長することを認める旨を上場会社宛てに通知
- ・ 2月19日、金融機関に対して、「新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止に係る対応について（要請）」を発出
- ・ 2月25日、金融機関に対して、「『新型コロナウイルス感染症対策の基本方針』を踏まえた対応について（要請）」を発出
- ・ 2月28日、金融機関等との取引に関する相談等を受け付ける「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」（フリーダイヤル）を設置
- ・ 3月6日、預金取扱金融機関に対して、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援に係る大臣談話の公表、大臣名による要請文を発出
- ・ 3月10日、信用情報機関に対して、信用情報に関する柔軟な取扱いについて会員への周知を要請
- ・ 3月13日、保険会社等に対して、「新型コロナウイルス感染症に伴う金融上の措置について（要請）」を発出

- ・ 3月16日、大臣が全国銀行協会等の代表と面会の上、改めて資金繰り支援を要請
- ・ 3月17日、「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた健全性基準上の確認」を金融庁ウェブサイトにおいて公表
- ・ 3月18日、日本公認会計士協会が、新型コロナウイルス感染症に関連し、期末に行われる実地棚卸の立会いや残高確認などの監査手続の実施が困難になった場合にどのような代替的手続を採ることができるか等について、会員向け通知を発出
- ・ 3月18日、東京証券取引所等は、上場会社に対し、「業績予想の修正」などに関する開示を行う際に、自社の状況に応じて事業活動や経営成績に及ぼす影響等について可能な限り具体的に説明するよう要請
- ・ 3月18日、東京証券取引所は、上場会社及び上場候補会社に対し、①上場廃止等となる債務超過基準を1期延長する、②一時的な業績悪化を勘案して審査することを公表
- ・ 3月19日、資金繰り支援に係るリーフレットを当庁ウェブサイトに公表の上、全国の自治体、商工団体等の各団体に配布
- ・ 3月24日、預金取扱金融機関に対して、「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について（要請）」を発出
- ・ 3月24日、適正な市場機能と取引の公正の確保について大臣談話の公表
- ・ 3月27日、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた金融機関による事業者支援等の対応事例を、金融庁ウェブサイトにおいて公表するとともに、預金取扱金融機関に対して周知
- ・ 3月30日、「新型コロナウイルス感染症の影響による金融機関等の報告の提出期限について」を金融庁ウェブサイトにおいて公表
- ・ 3月30日、金融機関に対して、「『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』を踏まえたBCP対応に係る留意事項」を発出
- ・ 3月30日、「本邦における自己資本比率規制等の実施について」を金融庁ウェブサイトにおいて公表
- ・ 4月3日、「企業決算・監査等への対応に係る関係団体による連絡協議会」（事務局：金融庁）を設置し、第1回会合を実施
- ・ 4月7日、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について」（大臣談話）を公表
- ・ 4月7日、預金取扱金融機関等に対して、「『新型コロナウイルス感染症緊急経済対策』を踏まえた資金繰り支援について（要請）」を発出

- ・ 4月7日、「新型コロナウイルスに乗じた犯罪に関する注意喚起」を金融庁ウェブサイトにおいて公表
- ・ 4月8日、総理から官民金融機関の代表者に対し、事業者の資金繰り支援等を要請
- ・ 4月8日、日本銀行預け金をレバレッジ比率上のエクスポージャーの額から一時的に控除することに向け、所要の手続きを進めることで日銀と合意
- ・ 4月10日、保険会社等に対して、「新型コロナウイルス感染症に関する保険約款の適用等について（要請）」を发出
- ・ 4月10日、「企業決算・監査等への対応に係る関係団体による連絡協議会」（事務局：金融庁）第2回会合を実施
- ・ 4月10日、企業会計基準委員会が、「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」を公表
- ・ 4月10日、日本公認会計士協会が、企業会計基準委員会が公表した「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」を踏まえた判断など、新型コロナウイルス感染症による監査上の留意事項について、会員向け通知を发出
- ・ 4月13日、金融機関に対して、「出勤者7割削減を実現するための要請について」を发出
- ・ 4月13日、金融庁、厚生労働省、総務省、法務省、文部科学省の連名にて、金融機関に対して、「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請について」を发出
- ・ 4月14日、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結に関する対応について」を金融庁ウェブサイトにおいて公表
- ・ 4月14日、有価証券報告書等の提出期限を9月末まで一律延長とする内閣府令改正を行う旨金融庁ウェブサイトにおいて公表。東京証券取引所は、これを踏まえた決算発表日程の再検討の依頼を公表するとともに、上場会社宛てに通知
- ・ 4月15日、「企業決算・監査等への対応に係る関係団体による連絡協議会」（事務局：金融庁）第3回会合を実施し、同日、連絡協議会名で、株主総会の運営に関し柔軟かつ適切な対応等を求める声明文を公表。東京証券取引所は、当該内容を踏まえた決算発表日程の再検討や決算内容等の適切な開示について公表するとともに、「決算発表・定時株主総会の日程変更等に係る適時開示実務上の留意点」を上場会社宛てに通知
- ・ 4月15日、日本公認会計士協会が、有価証券報告書等の提出期限の延

長や会社法計算関係書類の監査に関する監査上の留意事項について、会員向け通知を发出

- ・ 4月15日、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制実施について、一部取引に係る適用開始時期を1年間延期する内閣府令改正案を公表
- ・ 4月16日、預金取扱金融機関等に対して、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた手形・小切手等の取扱いについて」を发出
- ・ 4月16日、緊急事態措置の対象区域が全国に拡大されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について」(大臣談話)を公表
- ・ 4月17日、企業や監査法人が、決算業務や監査業務のために十分な時間を確保できるよう、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の提出期限について、企業側が個別の申請を行わなくとも、一律に本年9月末まで延長できるよう内閣府令を改正
- ・ 4月17日、日銀の要望を受け、一時的に、レバレッジ比率を算定するにあたって日銀預け金を除外するべく所要の改正を行い、当庁ウェブサイトでパブリックコメントを開始。6月期より適用予定
- ・ 4月20日、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた金融機関による事業者支援等の対応事例(3月27日公表)に新たな事例を追加し、金融庁ウェブサイトにおいて公表するとともに、預金取扱金融機関に対して周知
- ・ 4月21日、預金取扱金融機関に対して、「日本政策金融公庫等との更なる連携の強化について(要請)」を发出
- ・ 4月22日、特別定額給付金(仮称)の給付に関する詐欺等の被害防止のため、金融庁ウェブサイトにおいて広報啓発を行うとともに、同23日、預金取扱金融機関に対して周知
- ・ 4月22日、日本公認会計士協会が、政府の要請等により営業を停止した場合の固定費等の会計処理並びに銀行等金融機関の自己査定及び償却・引当に関する監査上の留意事項について、会員向け通知を发出
- ・ 4月23日、預金取扱金融機関に対して、「特別定額給付金(仮称)事業の円滑な執行への協力について」の事務連絡を发出
- ・ 4月24日、決算業務・監査業務等への対応について、当庁への事業報告等の提出期限につき柔軟な取扱いを行う旨を所管機関に通知
- ・ 4月24日、「企業決算・監査等への対応に係る関係団体による連絡協議会」(事務局：金融庁)第4回会合を実施
- ・ 4月27日、預金取扱金融機関に対して、「『新型コロナウイルス感染症

- 緊急経済対策』を踏まえた資金繰り支援について（要請）」を发出
- ・ 4月27日、「今後の事業者の資金繰り支援について」（大臣談話）を公表
 - ・ 4月28日、金融庁、法務省、経済産業省は、株主総会の継続会に係る留意事項を、「継続会（会社法317条）について」として公表
 - ・ 4月28日、「多重債務防止のための注意喚起（高額な手数料によるファクタリングに関する注意喚起）」を金融庁ウェブサイトにおいて公表
 - ・ 4月30日、金融機関における貸付条件の変更等の状況について（銀行分）を公表
 - ・ 4月30日、東京証券取引所等は、上場会社に対し、指定替え（第1部から第2部）・上場廃止に係る時価総額基準等に抵触した場合における、事業計画改善書の提出期限を本年12月末まで（上場廃止に係る猶予期間は2021年6月末まで）延長することを通知・公表
 - ・ 5月1日、民間金融機関における実質無利子・無担保融資の開始について公表
 - ・ 5月4日、緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について」（大臣談話）を公表
 - ・ 5月7日、預金取扱金融機関に対して、「持続化給付金の支給に伴うお願いについて」の事務連絡を发出（貸金業者には6月8日发出）
 - ・ 5月8日、預金取扱金融機関に対して、「家賃の支払いに係る事業者等の資金繰りの支援について（要請）」を发出
 - ・ 5月8日、投資法人等から資産運用委託を受けている投資運用業者に対し、「賃料の支払いに係る事業者等への配慮について（要請）」を发出
 - ・ 5月8日、「企業決算・監査等への対応に係る関係団体による連絡協議会」（事務局：金融庁）第5回会合を実施
 - ・ 5月8日、日本公認会計士協会が、限定付適正意見などを表明することとなる場合の対応をまとめた監査上の留意事項、及び監査業務における署名・押印に関する実務対応に係る資料を公表
 - ・ 5月11日、資金決済事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた加盟店への入金に関する配慮について（要請）」を发出
 - ・ 5月11日、企業会計基準委員会が、「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方（追補版）」を公表
 - ・ 5月14日、緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたことを受け、

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について」（大臣談話）を公表

- ・ 5月14日、「企業決算・監査等への対応に係る関係団体による連絡協議会」（事務局：金融庁）第6回会合を実施
- ・ 5月15日、生命保険協会及び日本損害保険協会に対し、「新型コロナウイルス感染症の宿泊療養者・自宅療養者のために発行する証明書様式について（要請）」を発出
- ・ 5月15日、金融機関における貸付条件の変更等の状況について（協同組織金融機関分）を公表
- ・ 5月21日、「新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」を公表
- ・ 5月22日、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた金融機関による事業者支援等の対応事例（3月27日公表、4月20日最終更新）に新たな事例を追加し、金融庁ウェブサイトにおいて公表するとともに、預金取扱金融機関に対して周知
- ・ 5月25日、緊急事態解除宣言がなされたことを受け、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態解除宣言を踏まえた今後の対応について」（大臣談話）を公表
- ・ 5月25日、「企業決算・監査等への対応に係る関係団体による連絡協議会」（事務局：金融庁）第7回会合を実施
- ・ 5月27日、「今後の事業者の資金繰り支援について」（大臣談話）を公表し、預金取扱金融機関に対して、「令和2年度第2次補正予算の決定を踏まえた資金繰り支援について（要請）」を発出
- ・ 5月27日、資本性借入金の取扱いの明確化に係る「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正について公表
- ・ 5月27日、預金取扱金融機関に対する住宅ローン等に係る要請事項を公表
- ・ 5月27日、「金融機能強化法の改正について」（大臣談話）を公表
- ・ 5月28日、金融機関（銀行分）における貸付条件の変更等の状況について公表
- ・ 5月28日、政府広報のTVCMにおいて「資金の相談に関するお知らせ」を放送開始
- ・ 5月29日、有価証券報告書の記述情報における新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示について、投資家等が期待する好開示のポイントをQ&Aとして公表

- ・ 6月1日、令和2年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験について、8月23日に実施する旨を公認会計士・監査審査会ウェブサイトにおいて公表
- ・ 6月5日、日銀の「新型コロナ対応特別オペ」の系統向け特則等の活用之际、協同組織金融機関の中央機関に対する信用供与が限度額を超える場合の承認について、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正を公表
- ・ 6月8日、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案」を国会提出
- ・ 6月8日、預金取扱金融機関等に対して、「学生支援緊急給付金の支給に伴うお願いについて」の事務連絡を发出
- ・ 6月10日、各協会等に対して、「新型コロナウイルス感染症の影響拡大・長期化を踏まえた事業者の資金繰り支援について」を財務大臣兼金融担当大臣及び経済産業大臣の連名にて发出
- ・ 6月18日、「企業決算・監査等への対応に係る関係団体による連絡協議会」（事務局：金融庁）第8回会合を実施
- ・ 6月25日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による金融機関への影響を踏まえたバーゼル銀行監督委員会・IOSCO 代表理事会の国際合意に沿って、非清算店頭デリバティブ取引に関する証拠金規制の段階的实施時期（フェーズ5及び6）を1年後ろ倒しする改正府令を公布・施行
- ・ 6月26日、金融機関（銀行分）における貸付条件の変更等の状況について公表
- ・ 6月26日、令和2年公認会計士試験論文式試験について、11月14日、15日の2日間の日程で実施する旨及び令和3年公認会計士試験のスケジュールを公認会計士・監査審査会ウェブサイトにおいて公表
- ・ 6月26日、企業会計基準委員会が、「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」を更新
- ・ 6月30日、日本公認会計士協会が、四半期レビューにおける留意事項をまとめた「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その6）」を公表
- ・ 7月1日、「四半期報告書における新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」を公表
- ・ 7月2日、「企業決算・監査等への対応に係る関係団体による連絡協議会」（事務局：金融庁）第9回会合を実施。同日、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応（骨子）」の公表

- ・ 7月22日、令和2年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験場、出願状況及び受験される方へ新型コロナウイルス感染症への対策についてのお知らせを公認会計士・監査審査会ウェブサイトにおいて公表
- ・ 7月31日、金融機関（銀行分）における貸付条件の変更等の状況について公表
- ・ 7月31日、「飲食店等におけるクラスター発生の防止のための総合的な取組について」を企画市場局・監督局にて関係業界に対し発出
- ・ 8月17日、金融機関（協同組織金融機関分）における貸付条件の変更等の状況について公表
- ・ 8月28日、金融機関（銀行分）における貸付条件の変更等の状況について公表
- ・ 9月30日、金融機関（銀行分）における貸付条件の変更等の状況について公表
- ・ 10月13日、令和2年公認会計士論文式試験の試験場及び受験される方へ新型コロナウイルス感染症対策についてのお知らせを公認会計士・監査審査会ウェブサイトにおいて公表。同時に、実施時期が延期されたことを理由として受験を取りやめる方に対し、受験手数料の返金についてのお知らせを公表
- ・ 10月30日、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」において、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」が策定・公表
- ・ 10月30日、金融機関（銀行分）における貸付条件の変更等の状況について公表
- ・ 11月6日、預金取扱金融機関に対して、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援に係る周知等の協力依頼について」を発出
- ・ 11月20日、金融機関（協同組織金融機関分）における貸付条件の変更等の状況について公表
- ・ 11月27日、金融機関（銀行分）における貸付条件の変更等の状況について公表

(5) 消費者庁

- ・ 1月31日、消費者庁ウェブサイトにおいて感染予防法として咳エチケットや手洗いなどが推奨されていることや消費者に冷静な対応をお願いしたい旨を発信。

- ・ 2月5日、長官会見及び消費者庁ウェブサイトにおいて転売目的の購入は望ましくない旨を呼び掛け。
- ・ 2月6日、デジタル・プラットフォーマー各社にマスク等の適切な取引の確保に向けた協力依頼を発出し、あわせてその旨を消費者庁ツイッターにて発信
- ・ 2月19日、消費者団体等に対して、「職員の方が休みやすい環境整備に向けて（協力依頼）」を通知文にて発出
- ・ 2月20日、「消費者庁新型コロナウイルス感染症対策会議」を開催
- ・ 2月26日、マスク等の転売目的の購入は望ましくない旨、消費者に対して呼びかけ、デジタル・プラットフォーマー各社への協力依頼
- ・ 2月27日、消費者庁ウェブサイト及びツイッターにおいて新型コロナウイルス感染症の拡大に対応する際に消費者として御注意いただきたいポイントをまとめて発信。（マスクの転売防止）
- ・ 3月4日、消費者庁ウェブサイトの新型コロナウイルス特設ページを更新。
- ・ 3月9日、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中国産輸入原材料の供給不足を受けた米トレーサビリティ法の弾力的運用について、農林水産省と連名で関係機関に通知。
- ・ 3月10日、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする商品の表示に関する、改善要請及び一般消費者への注意喚起を実施
- ・ 3月10日、マスクの転売を禁止することとして、厚生労働省、経済産業省及び消費者庁が共同請議のもと「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定。併せて、消費者庁ウェブサイト及びツイッターにおいて、3月15日以降、マスクの転売が禁止になる旨を周知すると共に、国民生活センター及び全国の消費者行政担当部局へ、本政令の改正を踏まえた協力依頼を事務連絡として発出
- ・ 3月13日、消費者庁ツイッターにおいて、「新型コロナウイルスの感染予防対策情報」などとして、不確かな情報がチェーンメッセージ（チェーンメール）として拡散していることに関する注意喚起を発信
- ・ 3月23日、「新型コロナウイルス感染症対策会議（第2回）」を開催。
- ・ 3月24日、関係省庁と連名で作成した咳エチケット・自作マスクに関する動画及び当該動画の広報用（学校向け）ポスターを公表
- ・ 3月26日、関係省庁と連名で作成した食料品の買いだめ等自粛に関するチラシを公表し、当庁ホームページ及びツイッターにおいて冷静な購買活動のお願いを周知。併せて、国民生活センター及び全国の消費者行政担当部局へ当該チラシの周知依頼

- ・ 3月27日、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする商品の表示に関する改善要請等を実施するとともに、マスクのおとり広告に対する再発防止の指導を実施。また、SNSを通じて一般消費者等への注意喚起を実施。（3月10日に行った改善要請等及び注意喚起の第2報）
- ・ 3月30日、「消費者庁新型コロナウイルス感染症対策本部（第2回）」を開催。
- ・ 4月2日、消費者庁ツイッターにおいて、厚生労働省と協定を提携したLINE株式会社による新型コロナウイルス感染症対策に向けたアンケートを装った詐欺疑義事案の情報がある旨の注意喚起を実施
- ・ 4月3日、関係省庁と連名で作成した買物時の注意事項に関するチラシを公表し、当庁ホームページ及びツイッターにおいて、他の方に感染させない気遣いなどについての御理解・御協力を呼び掛け。併せて、国民生活センター及び全国の消費者行政担当部局へ当該チラシの周知依頼
- ・ 4月7日、「消費者庁新型コロナウイルス感染症対策会議（第3回）」を開催。
- ・ 4月9日、「消費者庁新型コロナウイルス感染症対策本部（第3回）」を開催。
- ・ 4月10日、都道府県及び政令市の消費者行政担当部局に対して、「消費生活センター等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について（要請）」を发出
- ・ 4月10日、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた米トレーサビリティ法の弾力的運用について、農林水産省と連名で関係機関に通知
- ・ 4月10日、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的運用について、農林水産省及び厚生労働省と連名で関係機関に通知
- ・ 4月14日、関係省庁に対して、PIO-NETに登録された生活関連物資の高額販売事例等について、当面の間、毎週情報提供
- ・ 4月15日、新型コロナウイルス感染症に便乗した送り付け商法に係る啓発用資料を当庁ホームページ及びツイッターにて公開し、注意喚起を実施するとともに都道府県及び政令市の消費者行政担当宛てに情報提供を行い、管轄市町村にも周知するよう依頼を发出
- ・ 4月17日、「消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報」公式LINEアカウントを開設するとともに、都道府県及び政令市の消費者行政担当宛てに情報提供を行い、管轄市町村にも周知するよう依頼を发出
- ・ 4月21日、特別定額給付金を装った詐欺に関し、総務省及び警察庁と連名で注意喚起資料を作成し、当庁ホームページ及びSNS公式アカウント

- にて注意を呼びかけ。また、都道府県及び政令市の消費者行政担当宛てに情報提供を行い、管轄市町村にも周知するよう依頼を発出するとともに、相談員向け想定問答を消費者行政フォーラムに掲載
- ・ 4月22日、物価担当官会議を開催し、マスクの一般消費者への供給拡大に向けた方向性を確認。また、同日付で、厚生労働省・経済産業省と連名で、業界団体に対してマスクの適正な価格での販売等を要請。加えてその旨を消費生活センター及び全国の消費者行政担当部局に周知
 - ・ 4月23日、関係省庁と連名で作成した、買物をするときのお願いに関するチラシを公表し、当庁ホームページにおいて、消費者に対して「密」を回避することの周知
 - ・ 4月25日、国民生活センターにおける平日バックアップ相談及び休日相談の受付時間を10時から18時までに延長(通常は10時から16時まで。16時から18時は給付金関連の相談を受付)
 - ・ 4月30日、インターネット通販に関する注意喚起資料を作成し、当庁ホームページ及びSNS公式アカウントにて注意を呼びかけ。
 - ・ 5月1日、独立行政法人国民生活センターにて、「新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン」を開設し、フリーダイヤル(通話料無料)で、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等に関する相談を受け付け開始。
 - ・ 5月1日、消費者庁食品ロス削減特設サイトに「緊急事態宣言下での食品ロス削減の工夫」についてページを新設し、テイクアウト販売の活用など消費者が食品ロスを削減できる工夫や情報を取りまとめ、公表するとともに、SNS公式アカウントにて周知。
 - ・ 5月1日、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする健康食品等について、当庁ホームページ、LINE公式アカウント及びSNS公式アカウントにて注意を呼びかけ。
 - ・ 5月14日、関係省庁と連名で作成した、買物の際に消費者に協力いただきたい「お買い物エチケット」に関するチラシと、外食をする際の注意事項に関するチラシを公表し、当庁ホームページ及びSNS(5月15日)において、消費者自身の感染予防に加え、他の方に感染させない気づかいと協力を周知。併せて、全国の消費者行政担当部局へ当該チラシの周知依頼。
 - ・ 5月14日、これに合わせ、消費者向けに、SNSにて、事業者への意見の伝え方について配慮を呼びかけた。
 - ・ 5月15日、携帯型の空間除菌用品の表示に関し、景品表示法に違反するおそれがあることから、当該表示を行っていた事業者に対し再発防止等の指導を実施。また、SNSを通じて一般消費者等への注意喚起を実施。

- ・ 5月19日、「ハンドクリーンジェル（300ml）」と称する商品に係る表示について、景品表示法に違反する行為（優良誤認表示）が認められたことから、当該商品を供給する事業者に対し措置命令を実施。
- ・ 5月22日、各業界団体の感染予防ガイドラインを踏まえ、日常生活の様々な場面において、「新しい生活様式」実践のために消費者に知っていただきたい注意点をとりまとめた特設サイトを、当庁ホームページに開設。
- ・ 5月22日、アルコール消毒製品の転売を禁止することとして、厚生労働省、経済産業省、財務省及び消費者庁が共同請議のもと「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定。併せて、消費者庁ウェブサイト及びツイッターにおいて、5月26日以降、アルコール消毒製品の転売が禁止になる旨を周知すると共に、国民生活センター及び全国の消費者行政担当部局へ、本政令の改正を踏まえた協力依頼を事務連絡として発出。また、本転売禁止に係る大臣メッセージ及び関係省庁との協力のもと作成したQ & Aを消費者庁ウェブサイトに掲載
- ・ 6月5日、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする商品の表示に関し、当該表示を行っていた事業者に対して改善要請等を実施するとともに、SNSを通じて一般消費者等への注意喚起を実施。（3月10日及び3月27日に行った改善要請等及び注意喚起の第3報）
- ・ 6月15日、「新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン」の受付時間を1時間延長し、10時から17時までに変更。それに伴い、国民生活センターにおける平日バックアップ相談及び休日相談の受付時間を通常時の10時から16時までに変更。
- ・ 6月26日、新型コロナウイルスに対する消毒方法の有効性評価によって、ウイルスに有効な消毒・除菌方法が新たに確認されたことを踏まえ、厚生労働省及び経済産業省と合同で、身の回りのウイルスの消毒・除菌方法及び消毒剤等の選び方・使い方等を取りまとめるとともに、SNSを通じて一般消費者等への注意喚起を実施。

（6）復興庁

- ・ 1月31日、こまめな手洗い、マスクの着用等の対応を心がけるよう、庁内周知
- ・ 2月19日、新型コロナウイルスに関する庁内の緊急連絡体制を構築
- ・ 2月25日、事務次官を長とする「新型コロナウイルス感染症復興庁対策委員会」を設置
- ・ 2月26日、対策委員会において時差出勤・テレワークの推進、テレビ会議システムの活用、被災3県との情報共有等に係る取組を決定し、庁内

に周知

- ・ 2月27日、政府の新型コロナウイルス対策本部が決定した基本方針の内容等について、被災3県の復興部局及び復興五輪部局に情報提供
- ・ 3月6日、新型コロナウイルス感染症復興庁対策本部を開催し、復興大臣より、被災自治体や関係省庁と連携の上、復興の進捗への影響等について状況把握に努めるとともに、適切な対応をとるよう指示

(7) 総務省

- ・ 湖北省からの邦人退避者やクルーズ船（ダイヤモンドプリンセス号）下船者への対応として、携帯電話事業者各社の協力により、Wi-Fi ルーター等の通信機器及び車載型基地局を税務大学校等に配備
- ・ 1月30日、「新型コロナウイルス感染症総務省対策本部」を設置
- ・ 1月30日、地方公共団体や放送・通信・郵便事業者に対し、情報提供を実施
- ・ クルーズ船（ダイヤモンドプリンセス号）への対応として、総務省が保有する簡易無線機（トランシーバー）等を提供
- ・ クルーズ船（ダイヤモンドプリンセス号）への対応として、電気通信事業者各社の協力により、クルーズ船内の通信環境を改善（船内に屋内用電波増幅器（レピーター）を設置、横浜港に車載型基地局を設置、船に光ファイバ回線を接続）
- ・ 2月18日、関係団体、地方公共団体宛てにテレワークなど柔軟な働き方への配慮を依頼する文書を発出
- ・ 2月19日、地方公共団体の首長宛てに「総務大臣メール」を発出（総務省取組、住民への情報提供依頼等）
- ・ 2月25日、テレワークの積極的活用の呼びかけとして、対策の基本方針やテレワーク関係情報等のリンクをHPに掲載するとともに、テレワーク関係企業等へメールを発出
- ・ 2月25日付けで大臣より、都道府県知事及び公立病院の所在する市町村長宛てに書簡を発出し、新型コロナウイルス感染症に係る病床確保の積極的な取組などを要請。
- ・ 2月26日、都道府県・政令指定都市の幹部と総務省職員との1対1の連絡体制を創設
- ・ 2月27日及び3月6日、地方公共団体に対し税の申告期限の延長について適切な対応を要請
- ・ 2月27日、臨時休校に伴う地方公務員の柔軟な勤務体制確保を地方公共団体に要請

- ・ 3月1日及び3月5日、臨時休校に伴う子の世話をを行う場合等の特別休暇（有給）の適用を地方公共団体に通知
- ・ 3月2日、指定公共機関に対して、①業務継続計画の整備・実施、②情報収集・指示体制の点検を要請
- ・ 3月4日、日本郵便に対し、政府が買い取った一般家庭用マスクを北海道中富良野町（約2千世帯）及び北見市（約6万世帯）の住民に配布する取組への協力を依頼
- ・ 3月5日、テレワークの導入に関し専門家が相談対応を行う「テレワークマネージャー」によるWEB・電話相談を3月末まで延長（地方公共団体にも活用できる旨を周知）
- ・ 3月5日、臨時休校、公共施設閉鎖等に伴い、非常勤職員を含む地方公務員の働く場の確保を地方公共団体に要請
- ・ 3月6日、地方公共団体に対して、住民基本台帳事務等について当面の緊急措置として、転出届は郵送で可能であるなどの取扱いを周知
- ・ 3月6日、地方公共団体に対して、中長期在留者等に係るマイナンバーカード等の取扱いについて周知
- ・ 3月9日、「新型コロナウイルス感染症対策に対応した企業による無償等支援に関する情報の標準データ化とその公開について（「#民間支援情報ナビ」プロジェクト）」の報道発表を実施
- ・ 3月10日、地方公共団体に対して、住民基本台帳事務等を取り扱う市区町村窓口における感染拡大防止策など、当面、適切と考えられる事項を周知
- ・ 3月11日、地方公共団体に対して、マイナンバーカードの保管期間の延長等について周知
- ・ 3月11日、NHKに対し、国際放送（テレビ国際放送及びラジオ国際放送）の実施に当たって、新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新状況に特に留意することを求める「国際放送の実施要請」について、電波監理審議会に諮問（同日答申）
- ・ 3月12日、NHKに対し、令和元年度の国際放送の実施に当たって、新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新状況に特に留意することを要請（3月13日、NHKから応諾の回答を受領）
- ・ 3月13日、デジタルサイネージ関連業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症に関する政府広報室が制作したCM動画の配信を要請
- ・ 3月17日及び3月25日、自動車税及び軽自動車税の手続について、3月末の窓口への手続集中を分散させる方策を地方公共団体に通知※国土交通省からも同日付けで関係団体向けに通知

- ・ 3月18日、NHKに対し、NHK受信料の支払延滞時における取扱い等について、受信契約者からの問合せに丁寧に説明することを要請
- ・ 3月18日、地方税について、納税が困難な者への対応に関し、徴収の猶予等の迅速かつ柔軟な対応について、地方公共団体に対し要請
- ・ 3月19日、電気通信事業者関連4団体に対して、固定電話・携帯電話等に係る料金の支払について、感染拡大の影響で支払困難な方に対し、十分な猶予期間を設けるなどの柔軟な措置を実施するよう要請
- ・ 3月19日、公営企業の上下水道・ガス料金について、それぞれの事業所管省庁の要請内容も踏まえ、支払猶予について適切な対応を図るよう、地方公共団体に配慮を要請
- ・ 3月28日、政府の基本的対処方針の内容を踏まえ、「総務省対処方針」を策定
- ・ 3月30日、NHKに対し、旅館・ホテル等中小事業者向け受信料の軽減の検討を要請
- ・ 3月31日、地方公共団体（都道府県・指定都市）宛てに、新型コロナウイルス感染症対策サイトのためのオープンデータ公開方法について情報提供
- ・ 3月31日、総務省対処方針の決定を受け、指定公共機関に対して、①従業員の健康管理の徹底、②職場における感染対策、③事業の継続に必要な対応を要請
- ・ 4月1日、令和2年度の「テレワークマネージャー相談事業」の受付を開始（令和3年3月31日（水）まで受付）
- ・ 4月1日、NHKに対し、令和2年度の国際放送の実施に当たって、新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新状況に特に留意することを要請（同日、NHKから応諾の回答を受領）
- ・ 4月3日、電気通信事業者関連4団体に対して、学生等が自宅等において遠隔授業等を活用して学習をするための通信環境の確保に関し、携帯電話の通信容量制限等について、柔軟な措置を講ずること等を要請
- ・ 4月6日、新型コロナウイルス感染症の拡大等による地方税における申告期限の取扱いについて、国税における取扱いを踏まえた柔軟な対応を地方公共団体に対し要請
- ・ 4月7日、政府の基本的対処方針改正の内容を踏まえ、総務省対処方針を改正。
- ・ 4月8日、緊急事態宣言を受け、指定公共機関に対して、①業務計画に基づき必要な措置を講じるとともに事業を継続すること、②事業継続やサービス提供水準の状況について報告することを要請

- ・ 4月8日、携帯電話事業者の協力により、緊急事態宣言の出た地域の主要駅等の人の流れのビッグデータ分析結果を速報する取組を開始
- ・ 4月13日、感染症まん延防止のため、業務継続を優先した上での出勤者削減を地方公共団体に要請
- ・ 4月13日、業界団体等に対して、通信・放送・郵便事業者等において、十分な感染防止策を講じつつ業務を継続することを優先した上で、各事業者の業務継続計画等を踏まえて可能な範囲で、出勤者の7割削減に取り組んでいただくよう、周知を要請
- ・ 4月13日、関係大臣と連名で、新型コロナウイルス感染症による経済全般への甚大な影響を踏まえ、関係事業者団体に対して、雇用維持やテレワーク等に関して適切な配慮を行うよう要請
- ・ 4月14日、NHK及び民放連に対して、新型コロナウイルス感染症に係る字幕放送・手話放送に係る対応について要請
- ・ 4月17日、(一社)電気通信事業者協会に対して、販売店における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組を強化することを要請
- ・ 4月23日、電気通信事業者関連4団体に対して、特別定額給付金に乗じた詐欺に関して、利用者にSMS等を用いた個別の注意喚起を行うことを要請
- ・ 4月23日、インターネットの通信に関する官民協議会(インターネットトラフィック流通効率化検討協議会、略称:CONNECT)の第1回会合を開催し、新型コロナウイルス感染症の影響も含め、インターネットの通信量の状況等について議論・情報共有
- ・ 4月23日、日本郵便に対して、特別定額給付金事業の円滑な実施への協力を依頼
- ・ 4月28日、NHK経営委員会が「受信料免除基準」等の変更を議決するに当たり必要となる意見公募手続を免除するための改正放送法施行規則を、公布・施行
- ・ 4月30日、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの各社が、特別措置法第45条に基づく外出自粛要請について、地方公共団体の依頼に応じて「緊急速報メール」(エリアメール)により配信可能となるよう、利用規約の変更等を実施。5月1日より運用開始
- ・ 5月8日、「日本放送協会放送受信料免除基準」及び「日本放送協会放送受信規約」の変更について、電波監理審議会への諮問・答申を経て、認可
- ・ 5月11日、NHKから申請のあった新型コロナウイルス感染症の感染拡大

に伴う受信料の免除について承認

- ・ 5月18日、NHKにおいて、受信料免除の申請受付を開始。
- ・ 5月26日、NHKにおいて、緊急事態宣言解除に伴う取材・政策の対応方針を公表。
- ・ 5月27日、NHKにおいて、「新型コロナウイルス感染を防止するためのドラマ制作マニュアル（概要）」を公表。
- ・ 5月29日、NHKにおいて、緊急事態宣言解除に伴うイベント等の対応方針を公表。

(8) 消防庁

- ・ 1月16日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生に係る注意喚起を実施
- ・ 1月26日、救急企画室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第一次応急体制）
- ・ 1月28日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の施行までの間の消防機関における対応を確認する事務連絡を发出
- ・ 1月30日、消防庁長官を長とする消防庁対策本部を設置
- ・ 2月1日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の施行後の消防機関における対応を確認する通知を发出
- ・ 2月4日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、厚生労働省から新たに示された「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者」の要件等を踏まえた消防機関における対応を確認する通知を发出
- ・ 2月12日、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルスを含む感染症対策をまとめたチラシ（内閣広報室・厚生労働省作成）を送付し、掲示・周知等の協力を依頼
- ・ 2月15日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、救急隊員の新型コロナウイルス感染事例が発生したことも踏まえ、2月4日に通知した「消防機関における傷病者への対応の具体的手順」の徹底などを改めて促す事務連絡を发出
- ・ 2月19日、消防庁関係団体（26団体）に対し、テレワークや時差出勤の積極的な活用を促し、厚生労働省がとりまとめた「相談・受診の目安」を周知する通知を发出
- ・ 2月19日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、可

可能な範囲でのテレワークの活用を促す事務連絡を发出

- ・ 2月19日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、厚生労働省がとりまとめた「相談・受診の目安」を周知する事務連絡を发出
- ・ 2月25日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を周知する事務連絡を发出
- ・ 2月25日、消防庁関係団体（26団体）に対し、厚生労働省がとりまとめた「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を周知
- ・ 2月25日、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を周知する事務連絡を发出
- ・ 2月25日、都道府県消防防災主管部（局）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえて消防法令上の各種免状に係る再講習の開催を延期等した場合における、各種免状の取扱いに係る運用を確認する通知を发出
- ・ 2月26日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、改めて、可能な範囲でのテレワークの活用を促す事務連絡を发出
- ・ 2月26日、消防庁関係団体（26団体）に対し、改めて、テレワークの積極的な活用や感染拡大防止策を促す事務連絡を发出
- ・ 2月26日、消防庁が主催する以下のイベントの中止を決定し、都道府県消防防災主管部（局）に対し、その旨を周知する通知を发出
 - ・ 令和元年度消防功労者消防庁長官表彰式
 - ・ 令和元年度総務大臣感謝状贈呈式（消防団関係）及び令和元年度防災功労者消防庁長官表彰式
 - ・ 令和元年度優良少年消防クラブ・指導者表彰（フレンドシップ）
- ・ 2月27日、消防庁関係団体（26団体）に対し、消防庁が主催するイベントの一部中止及び令和元年度に主催する会議・検討会等の取扱い（感染防止対策や規模縮小の上実施）について周知し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」や「新型コロナウイルス感染症対策本部（第14回）における安倍総理発言」を踏まえた対応を促す事務連絡を发出
- ・ 2月27日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえて患者等搬送乗務員適任証や応急手当指導員に係る講習の開催を延期等した場合に、各種認定の有効期限を一定期間延長するなど適切に取り扱うよう依頼する通知を发出

- ・ 2月27日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、令和2年春季全国火災予防運動の実施にあたり「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」や「新型コロナウイルス感染症対策本部（第14回）における安倍総理発言」を踏まえた対応を促す事務連絡を発出
- ・ 2月27日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、イベント等の開催についての安倍総理大臣発言を周知
- ・ 2月28日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、改めて感染防止対策の徹底を図るとともに、消防機関が移送することとなった場合の移送先医療機関の決定等に困難が生じることのないよう、あらかじめ保健所等との密な情報共有、連絡体制の構築を促す事務連絡を発出
- ・ 2月28日、3月初旬に開催予定だった消防大学校における講義は、2教科1コースについては中止し、1教科についてはe-ラーニング等による代替措置を講じる決定をした旨の事務連絡を各都道府県消防防災主管課に対し発出
- ・ 2月28日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第15回）における安倍総理発言」を周知するとともに、職員が柔軟な働き方ができるよう、できる限りの取組を促す事務連絡を発出
- ・ 2月28日、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第15回）における安倍総理発言」を周知するとともに、職員が柔軟な働き方ができるよう、できる限りの取組を促す事務連絡を発出（消防大学校における講義の中止・代替措置についても周知）
- ・ 3月2日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱い及び「新型コロナウイルス感染症対策本部（第16回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を発出
- ・ 3月2日、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱い及び「新型コロナウイルス感染症対策本部（第16回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を発出
- ・ 3月4日、3月初旬に開講を予定していた消防大学校における講義のうち、新任教官科第13期については、e-ラーニング及び短期のスクーリング（3/23～24）による代替措置を講じる方針を決定した旨の事務連絡を発出（スクーリングの開催可否は3/16に判断）
- ・ 3月4日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部等に対し、

- 経済産業省より発出された「トイレットペーパーに係るメッセージ」について、地域住民に密着した消防職員及び消防団員への周知を図るとともに、地域の実情に応じて、紙媒体、HP 等による情報提供など、住民への周知を促す事務連絡を発出
- ・ 3月4日、消防庁関係団体（26 団体）に対し、経済産業省より発出された「トイレットペーパーに係るメッセージ」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 3月5日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、文部科学省から発出されている一斉臨時休業中の児童生徒の外出に係る通知等を周知する事務連絡を発出
 - ・ 3月5日、消防庁関係団体（26 団体）に対し、文部科学省から発出されている一斉臨時休業中の児童生徒の外出に係る通知等を周知する事務連絡を発出
 - ・ 3月6日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、雇入時の健康診断及び定期健康診断について、厚労省が別途指示するまでの間、実施時期を延期して差し支えない旨周知する事務連絡を発出
 - ・ 3月6日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いを周知するとともに、職員全体の働く場の確保等を図るよう促す事務連絡を発出
 - ・ 3月6日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第 17 回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 3月6日、消防庁関係団体（26 団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第 17 回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 3月9日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、農林水産省より発出された「新型コロナウイルス感染症への対応に関するメッセージ」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 3月9日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルス感染症対策本部（第 18 回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 3月9日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、総務省より発出されたテレワーク導入支援に係る通知について周知する事務連絡を発出
 - ・ 3月9日、消防庁関係団体（26 団体）に対し、雇入時の健康診断及び定期健康診断について、厚労省が別途指示するまでの間、実施時期を延期

- して差し支えない旨周知する事務連絡を发出
- ・ 3月9日、消防庁関係団体（26団体）に対し、農林水産省より发出された「新型コロナウイルス感染症への対応に関するメッセージ」を周知する事務連絡を发出
 - ・ 3月9日、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第18回）における安倍総理発言」及び新型コロナウイルス感染拡大防止に係る休暇の取扱いについての人事院通知の一部改正を周知する事務連絡を发出
 - ・ 3月9日、消防庁関係団体（26団体）に対し、各省庁が发出している通知について周知する事務連絡を发出
 - ・ 3月10日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急対応策（第2弾）の決定に関する事務連絡を发出
 - ・ 3月10日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いの職員への周知を促す事務連絡を发出
 - ・ 3月10日、消防庁関係団体（26団体）に対し、厚生労働省や経済産業省が作成した、事業者向け助成金等に関するリーフレットを周知する事務連絡を发出
 - ・ 3月11日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第19回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を发出
 - ・ 3月11日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、窓口対応について集団感染防止の観点から留意すべき事項を周知する事務連絡を发出
 - ・ 3月11日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、消防職員採用試験について試験日程の配慮等を促す通知を发出
 - ・ 3月11日、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルス感染症対策本部（第19回）において「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ー第2弾ー」が決定された旨や同対策本部における安倍総理発言等を周知する事務連絡を发出
 - ・ 3月11日、消防庁関係団体（26団体）に対し、住民基本台帳事務等を取り扱う市区町村窓口における新型コロナウイルス感染症への対応に係る総務省事務連絡を周知する事務連絡を发出
 - ・ 3月12日、消防庁関係団体（26団体）に対し、経済産業省が作成した

- 事業者向けリーフレットをはじめ、各省庁が発出した通知等について周知する事務連絡を发出
- ・ 3月13日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、3月11日に厚生労働省が発出した健康診断実施時期に関する通知を周知する事務連絡を发出
 - ・ 3月13日、消防庁関係団体（26団体）に対し、3月11日に厚生労働省が発出した健康診断実施時期に関する通知を周知する事務連絡を发出
 - ・ 3月13日、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた海外渡航に係る注意事項（外務省发出）をはじめとする各省庁の通知等について周知する事務連絡を发出
 - ・ 3月16日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が成立・施行したこと、及び感染拡大防止の観点から納期の延期等を行った事業等について、広く繰越し事由として取り扱う旨財務省から示されていることを周知する事務連絡を发出
 - ・ 3月16日、各都道府県消防防災主管課に対し、消防大学校における新任教官科第13期の短期スクーリング実施について周知する事務連絡を发出
 - ・ 3月16日、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が成立・施行したこと、及び3月14日の総理大臣会見の内容を周知する事務連絡を发出
 - ・ 3月16日、消防庁関係団体（26団体）に対し、地方公共団体で講じられている新型コロナウイルスに対する中小企業者への支援策（窓口、補助金等）に関して、経済産業省からの情報提供を周知する事務連絡を发出
 - ・ 3月17日、4月17日に予定していた消防研究センター等の一般公開の開催を中止する旨をホームページ上で公表するとともに、全国の消防本部あてに周知
 - ・ 3月18日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、消毒用アルコールの火災予防上の安全な取扱いについて注意喚起を要請するとともに、消毒用アルコールの製造・貯蔵等に対して迅速かつ弾力的な運用を行うよう求める通知を发出
 - ・ 3月19日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、3月18日に総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長が発出した防疫等作業手当の特例（人事院規則9-129の一部改正）を周知する事務連絡を发出

- ・ 3月19日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第20回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を发出
- ・ 3月19日、厚生労働省から各都道府県衛生主管部（局）等に対して发出された、新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制等の検討を求める事務連絡を踏まえ、各都道府県消防防災主管部（局）及び各消防本部に対し、必要な対応を求める事務連絡を发出
- ・ 3月19日、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第20回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を发出
- ・ 3月19日、消防庁関係団体（26団体）に対し、消毒用アルコールの安全な取扱いに関する消防庁の通知をはじめとする各省庁の通知等について周知する事務連絡を发出
- ・ 3月23日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルスに係る新しいチラシ（「密」を避けて外出しましょう）の周知・掲示に協力するよう依頼する事務連絡を发出
- ・ 3月23日、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（3月19日）における提言及び「新型コロナウイルス感染症対策本部（第21回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を发出
- ・ 3月23日、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルスに係る新しいチラシ（「密」を避けて外出しましょう）の周知・掲示に協力するよう依頼する事務連絡を发出
- ・ 3月23日、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（3月19日）における提言及び「新型コロナウイルス感染症対策本部（第21回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を发出
- ・ 3月24日（火）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第22回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を发出
- ・ 3月24日（火）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第22回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を发出
- ・ 3月24日（火）、消防庁関係団体（26団体）に対し、各種スポーツイベントや文化イベントの開催に関する考え方及び学校等における教育活動の再開等に関する文部科学省の通知を周知する事務連絡を发出

- ・ 3月26日（木）、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた政府対策本部の設置を受け、消防庁長官を本部長とする新型コロナウイルス感染症消防庁対策本部を設置
- ・ 3月26日（木）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、3月26日に総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長が発出した職員の健康管理・安全管理の確保に関する事務連絡を発出
- ・ 3月26日（木）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルスに関するお役立ち情報ページ」が開設されたことを周知する事務連絡を発出
- ・ 3月26日（木）、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業に伴う支援や「布製マスクの配布に関する電話相談窓口」の設置等について周知する事務連絡を発出
- ・ 3月27日（金）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第23回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を発出
- ・ 3月27日（金）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、消防大学校における4月開始予定の学科等について日程変更等の措置を講じる旨の事務連絡を発出
- ・ 3月27日（金）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第23回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を発出
- ・ 3月30日（月）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、「新型コロナウイルス感染症対策の総務省対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症対策の消防庁対処方針」が決定された旨等を周知する事務連絡を発出
- ・ 3月30日（月）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「江藤農林水産大臣メッセージ 「国民の皆様へのお願い」」を周知する事務連絡を発出
- ・ 3月30日（月）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正について周知する事務連絡を発出
- ・ 3月30日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、「新型コロナウイルス感染症対策の総務省対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症対策の消防庁対処方

- 針」が決定された旨等を周知する事務連絡を发出
- ・ 3月30日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、経済産業省ホームページにおいて、中小企業対策に係る特別相談窓口を設けた機関の連絡先及びそれらに対してこれまでであった質問と回答をまとめたものが掲載された旨等を周知する事務連絡を发出
 - ・ 3月31日（火）、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大についての厚生労働省リーフレットをはじめ、各省庁の通知等を周知する事務連絡を发出
 - ・ 4月1日（水）、各都道府県防災担当主管部（局）長等に対し、災害発生時の避難所対応において新型コロナウイルス感染症対策を講じるよう依頼する通知を发出
 - ・ 4月2日（木）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第25回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を发出
 - ・ 4月2日（木）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第25回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を发出
 - ・ 4月2日（木）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について」（日本経済団体連合会等宛て厚生労働省事務連絡）を周知する事務連絡を发出
 - ・ 4月3日（金）、危険物を取り扱う施設に関して、各都道府県消防防災主管部（局）を通じて消防本部に対し通知を发出し、法定検査・点検について弾力的運用及び新型コロナウイルス対策関連製品や原材料の増産に当たって迅速かつ弾力的な消防法の運用を要請
 - ・ 4月3日（金）、消防庁関係団体（26団体）に対し、文部科学省から发出された「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」が改訂された旨を周知する事務連絡を发出
 - ・ 4月6日（月）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「江藤農林水産大臣メッセージ「国民の皆様へのお願い」（令和2年4月3日）」を周知する事務連絡を发出
 - ・ 4月6日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「江藤農林水産大臣メッセージ「国民の皆様へのお願い」（令和2年4月3日）」を周知する事務連絡を发出
 - ・ 4月6日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、消防庁において、新型コロナウイルス感染拡大防止及び業務継続性確保の観点から、課室

- 長以下の職員を半数ずつ分割・編成（2チーム・ローテーション体制）
することを周知する事務連絡を发出
- ・ 4月7日（火）、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を踏まえて、特定都道府県知事に対し、臨時の医療施設に係る消防用設備等の基準の考え方等を周知する通知を发出
 - ・ 4月7日（火）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について」を周知する事務連絡を发出
 - ・ 4月7日（火）、各都道府県消防主管部局長に対し、第27回全国消防操法大会の中止等を周知する通知を发出
 - ・ 4月7日（火）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第26回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を发出
 - ・ 4月7日（火）、各都道府県防災担当主管部（局）長等に対し、避難所対応における留意事項及び、発災時には政府としても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、感染症対策に必要な支援を行うことを周知する事務連絡を发出
 - ・ 4月7日（火）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第26回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を发出
 - ・ 4月8日（水）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、緊急事態宣言の发出および「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正等について周知する事務連絡を发出
 - ・ 4月8日（水）、消防庁関係団体（26団体）に対し、緊急事態宣言の发出および「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正等について周知する事務連絡を发出
 - ・ 4月8日（水）、消防庁関係団体（26団体）に対し、厚生労働省が新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）を更新した旨を周知する事務連絡を发出
 - ・ 4月9日（木）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、1月7日に通知した「住宅用火災警報器の設置状況等調査について」に係る報告期限を約1か月延長する旨の通知を发出
 - ・ 4月9日（木）、各都道府県消防防災主管課を通じ、消防本部及び消防学校等に対し、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の发出を踏まえ、消防大学校における5月開始予定の学科等について日程変更等の措置を講じる旨の事務連絡を发出

- ・ 4月9日（木）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス対策等を踏まえた地方公共団体におけるテレワークの導入の推進について」を周知する事務連絡を发出
- ・ 4月9日（木）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「江藤農林水産大臣メッセージ「緊急事態宣言を受けて 国民の皆様へ」（令和2年4月9日）」を周知する事務連絡を发出
- ・ 4月9日（木）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス対策等を踏まえた地方公共団体におけるテレワークの導入の推進について」を周知する事務連絡を发出
- ・ 4月9日（木）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「江藤農林水産大臣メッセージ「緊急事態宣言を受けて 国民の皆様へ」（令和2年4月9日）」を周知する事務連絡を发出
- ・ 4月10日（金）、各都道府県消防防災主管部（局）に対し、今後、特定都道府県に該当していない都道府県が特定都道府県となった場合における対応については、4月7日に特定都道府県宛てに通知した「新型インフルエンザ等対策特別措置法第48条第3項に規定する臨時の医療施設に係る消防用設備等の基準の考え方及び臨時の医療施設の開設に当たっての留意事項について」と同様となる旨周知する事務連絡を发出
- ・ 4月10日（金）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、厚生労働省から医療機関に対して特定アルコール（高濃度エタノール）が無償配布されることに際し、その配布過程等における消防法の弾力的運用について周知する事務連絡を发出
- ・ 4月13日（月）、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を踏まえて、各都道府県防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、消防法に基づく各種点検報告・届出等を実施することが困難な場合における消防法令の運用を周知する通知を发出
- ・ 4月13日（月）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、高濃度エタノール酒類の取扱いについて迅速かつ弾力的な運用を行うよう依頼する事務連絡を发出
- ・ 4月13日（月）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第28回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を发出
- ・ 4月13日（月）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「緊急事態宣言に伴う事業者への要請等に係る留意事項等について」を周知する事務連絡を发出
- ・ 4月13日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス

- ルス感染症対策本部（第 28 回）における安倍総理発言」及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する基本的対処方針が改正された旨を周知する事務連絡を发出
- ・ 4 月 13 日（月）、消防庁関係団体（26 団体）に対し、「出勤を最低 7 割は減らす」などの安倍内閣総理大臣発言を周知し、適切な対応を依頼する事務連絡を发出
 - ・ 4 月 14 日（火）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「出勤者 7 割削減を実現するための要請について」を周知する事務連絡を发出
 - ・ 4 月 14 日（火）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「厚生労働大臣から各都道府県知事へのお手紙等について」を周知する事務連絡を发出
 - ・ 4 月 14 日（火）、厚生労働省から各都道府県衛生主管部（局）等に対して、新型コロナウイルス感染症患者等の転院等にかかる搬送について事務連絡が发出されたことを踏まえ、各都道府県消防防災主管部（局）及び各消防本部に対し、必要な対応を求める事務連絡を发出
 - ・ 4 月 14 日（火）、消防庁関係団体（26 団体）に対し、テレワークを実施する際にセキュリティ上留意すべき点について周知する事務連絡を发出
 - ・ 4 月 14 日（火）、消防庁関係団体（26 団体）に対し、文部科学省が公開した、学校の新学期開始状況等を周知する事務連絡を发出
 - ・ 4 月 15 日（水）、各都道府県消防防災主管部長に対し、下記の伝達式を中止する旨周知する通知を发出
 - ・ 令和 2 年春の叙勲伝達式
 - ・ 第 34 回危険業務従事者叙勲伝達式（1 回目）
 - ・ 第 34 回危険業務従事者叙勲伝達式（2 回目）
 - ・ 令和 2 年春の褒章伝達式
 - ・ 4 月 15 日（水）、消防庁関係団体（26 団体）に対し、厚生労働省から发出された、「布製マスクの一住所当たり 2 枚の配布について」を周知する事務連絡を发出
 - ・ 4 月 15 日（水）、消防庁関係団体（26 団体）に対し、新型コロナウイルスに係る新しいチラシ（3 つの「密」を避けるための手引き）の周知・掲示への協力を依頼する事務連絡を发出
 - ・ 4 月 17 日（金）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第 29 回）」において、緊急事態宣言の対象区域が 7 都府県から全都道府県に拡大等された旨などを周知する事務連絡を发出

- ・ 4月17日（金）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「「生活を守る」プロジェクトチームの設置について」を周知する事務連絡を发出
- ・ 4月17日（金）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第29回）」において、緊急事態宣言の対象区域が7都府県から全都道府県に拡大等された旨などを周知する事務連絡を发出
- ・ 4月17日（金）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「「生活を守る」プロジェクトチームの設置について」等を周知する事務連絡を发出
- ・ 4月18日（土）、厚生労働省から各都道府県衛生主管部（局）等に対して、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に関する救急医療の実施について事務連絡が发出されたことを踏まえ、各都道府県消防防災主管部（局）及び各消防本部に対し、必要な対応を求める事務連絡を发出
- ・ 4月20日（月）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「自治体行政のスマート化の実現のための取組に対する地方財政措置について」を周知する事務連絡を发出
- ・ 4月20日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「3つの密を避けるための手引き」の簡易版チラシの周知・掲示への協力を依頼する事務連絡を发出
- ・ 4月20日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、文部科学省が发出した「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」が、全都道府県が緊急事態宣言の対象となったことを受けて改訂された旨を周知する事務連絡を发出
- ・ 4月22日（水）、消防庁関係団体（26団体）に対し、文部科学省が发出した、「4月16日の緊急事態宣言を受けて学校の臨時休業を決定した道府県」等を周知する事務連絡を发出
- ・ 4月23日（木）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、アルコールの増産等に対する消防法の弾力的運用について、具体的な運用事例や留意事項を知らせる事務連絡を发出
- ・ 4月23日（木）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用及び業務体制の確保について」を周知する事務連絡を发出
- ・ 4月23日（木）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第30回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を发出

- ・ 4月23日（木）、消防庁関係団体（26団体）に対し、緊急事態宣言発出から2週間の対応状況を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の分析・提言や「人との接触を8割減らす、10のポイント」等を周知する事務連絡を発出
- ・ 4月23日（木）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第30回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を発出
- ・ 4月23日（木）、消防庁関係団体（26団体）に対し、経済産業省が発出した「業種別支援策リーフレット」を周知する事務連絡を発出
- ・ 4月23日（木）、各都道府県消防防災主管部（局）及び対象消防本部に対し、新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査についての通知を発出
- ・ 4月24日（金）、各都道府県消防防災主管課を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、消防法令に基づく検査等を実施する必要がある場合には、感染予防の対策を徹底するよう依頼する事務連絡を発出
- ・ 4月24日（金）、消防庁関係団体（26団体）に対し、内閣官房から各都道府県に対し発出された、「第45条の規定に基づく要請、指示及び公表について」等を周知する事務連絡を発出
- ・ 4月27日（月）、日本臨床救急医学会より消防庁あて提言のあった「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う心肺停止傷病者への対応について（消防機関による対応ガイドライン）」を消防機関に対し情報提供するとともに、救急隊の感染防止対策について再度の徹底等を求める通知を発出
- ・ 4月27日（月）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第31回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を発出
- ・ 4月27日（月）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第32回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を発出
- ・ 4月27日（月）、各都道府県防災担当主管部（局）長等に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に万全を期すため、今後の災害対応に係る災害対策本部の運営等に際しての留意点を周知する通知を発出
- ・ 4月27日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第31回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を発出

- ・ 4月27日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第32回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を发出
- ・ 4月27日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、チラシ（「今年のゴールデンウィークは外出を控えましょう！」）の周知・掲示への協力を依頼する事務連絡を发出
- ・ 4月27日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、厚生労働省が发出した、「雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大について」を周知する事務連絡を发出
- ・ 4月27日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、文部科学省が发出した、学校における臨時休業の実施状況等を周知する事務連絡を发出
- ・ 4月28日（火）、消防庁関係団体（26団体）に対し、経済産業省が发出した、「持続化給付金に関するお知らせ（速報版）」等を周知する事務連絡を发出
- ・ 4月30日（木）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法に基づく健康診断の実施等に係る対応について」を周知する事務連絡を发出
- ・ 4月30日（木）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法に基づく健康診断の実施等に係る対応について」を周知する事務連絡を发出
- ・ 5月1日（金）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「非常勤の地方公務員に係る新型コロナウイルス感染症の公務災害補償における取扱いについて」を周知する事務連絡を发出
- ・ 5月1日（金）、各都道府県消防防災主管部（局）及び、同部（局）を通じて消防本部に対し、「緊急消防援助隊における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について」を周知する通知を发出
- ・ 5月1日（金）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、大規模風水害等の発生に備え、救助活動等における感染防止に十分配慮するよう周知する通知を发出
- ・ 5月1日（金）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「アルコールの増産等に係る消防法令の弾力的運用について（情報提供）」（令和2年4月23日付け消防庁危険物保安室事務連絡）の一部を改定し、消毒用アルコールの火災危険性を周知する事務連絡を发出
- ・ 5月7日（木）、各都道府県消防防災主管課を通じ、消防本部及び消防学校等に対し、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長を踏まえ、消防大学校における6月上旬開始予定の学科等について日程変更等

- の措置を講じる旨の事務連絡を発出
- ・ 5月7日（木）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月1日）について」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 5月7日（木）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえた業務体制の確保について」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 5月7日（木）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症の公務災害認定における取扱いについて」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 5月7日（木）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する通知について」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 5月7日（木）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第33回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 5月7日（木）、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長を踏まえ、消防大学校における6月上旬開始予定の学科等について日程変更等の措置を講じる旨の事務連絡を発出
 - ・ 5月7日（木）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」等について周知する事務連絡を発出
 - ・ 5月7日（木）、消防庁関係団体（26団体）に対し、雇用調整助成金の特例措置及び労働保険の年度更新期限の延長について周知する事務連絡を発出
 - ・ 5月7日（木）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第33回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 5月7日（木）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 5月8日（金）、消防庁関係団体（26団体）に対し、厚生労働省が発出した「労働基準監督署における電子申請促進に係るリーフレット」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 5月12日（火）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」を周知する事務連絡を発出・ 5月12日（火）、消防庁関係団体（26団体）

- に対し、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」を周知する事務連絡を发出
- ・ 5月13日(水)、厚生労働省から各都道府県衛生主管部(局)等に対して、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に関する救急医療の実施について事務連絡が发出されたことを踏まえ、各都道府県消防防災主管部(局)及び各消防本部に対し、必要な対応を求める事務連絡を发出
 - ・ 5月14日(木)、消防庁関係団体(26団体)に対し、文部科学省が发出した、学校における臨時休業の実施状況等を周知する事務連絡を发出
 - ・ 5月15日(金)、各都道府県消防防災主管部(局)を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部(第34回)における安倍総理発言」を周知する事務連絡を发出
 - ・ 5月15日(金)、各都道府県消防防災主管課を通じ、消防本部に対し、消防法令の規定に基づき各消防本部等に対し提出することとされている申請書等において押印を求めるものにあつては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染拡大防止対策が求められる間、臨時的措置として、申請書等に押印がされていない場合であっても受け付けることができること等を周知する通知を发出
 - ・ 5月15日(金)、各都道府県消防防災主管課を通じ、消防本部に対し、石油コンビナート等災害防止法令の規定に基づき各消防本部等に対し提出することとされている申請書等において押印を求めるものにあつては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染拡大防止対策が求められる間、臨時的措置として、申請書等に押印がされていない場合であっても受け付けることができること等を周知する通知を发出
 - ・ 5月15日(金)、消防庁関係団体(26団体)に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部(第34回)における安倍総理発言」を周知する事務連絡を发出
 - ・ 5月18日(月)、日本消防検定協会及び登録検定機関に対し、消防法令の規定に基づきそれぞれ同協会又は機関に対し提出することとされている申請書において押印を求めるものにあつては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染拡大防止対策が求められる間、臨時的措置として、申請書に押印がされていない場合であっても受け付けることができること等を周知する通知を发出
 - ・ 5月18日(月)、登録確認機関に対し、5月15日に「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令関係手続における押印の省略等について(通知)」を各都道府県消防防災主管課を通じ、消防本部に対し通知した旨等を情報提供する事務連絡を发出

- ・ 5月20日（水）、消防庁関係団体（26団体）に対し、雇用調整助成金申請手続の更なる簡素化の具体的内容について周知する事務連絡を发出
- ・ 5月21日（木）、各都道府県防災担当主管部（局）長に対し、新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等を促す通知を发出
- ・ 5月21日（木）、各都道府県防災担当主管部（局）長等に対し、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の検討に資するため、避難所全体のレイアウト・動線等の例を周知する通知を发出
- ・ 5月22日（金）、厚生労働省から都道府県衛生主管部（局）長に対して、「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」の追補について通知が发出されたことを踏まえ、各都道府県消防防災主管部（局）及び各消防本部に対し、応急手当普及啓発活動を実施する際に当該追補の内容を反映するように求める事務連絡を发出
- ・ 5月22日（金）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第35回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を发出
- ・ 5月22日（金）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第35回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を发出
- ・ 5月25日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、文部科学省が发出した、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を周知する事務連絡を发出
- ・ 5月26日（火）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第36回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を发出
- ・ 5月26日（火）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「に
対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第36回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を发出
- ・ 5月26日（火）、消防庁関係団体（26団体）に対し、緊急事態宣言解除後も当面の間、消防庁において2チーム・ローテーション制（課室長以下の全ての職員をA、Bの2チームに編成し、各チームが出勤と終日テレワークを交互に行うもの）を継続すること周知する事務連絡を发出
- ・ 5月27日（水）、厚生労働省から各都道府県衛生主管部（局）等に対し、「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者」の要件等を一部改正する通知が发出されたことを踏まえ、各都道府県消防防災主管部（局）

- に対し、2月4日付け消防庁通知の内容を一部改正した旨を周知する通知を发出
- ・ 5月27日(水)、厚生労働省から各都道府県衛生主管部(局)等に対して、新型コロナウイルス感染症患者等の移送等に関する事務連絡が发出されたことを踏まえ、各都道府県消防防災主管部(局)及び各消防本部に対し、当該事務連絡の周知及び消防機関に移送協力要請があった際の適切な対応などを求める事務連絡を发出
 - ・ 5月27日(水)、各都道府県防災担当主管部(局)長に対し、新型コロナウイルス感染症への対応として、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の確保、ホテル・旅館等の活用等を検討するに当たって必要となる経費について周知する通知を发出
 - ・ 5月27日(水)、各都道府県防災担当主管部(局)長に対し、災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策や避難所の確保等に係る地方公共団体の取組状況等についてのヒアリング調査の結果及び留意事項を周知する通知を发出
 - ・ 5月27日(水)、各都道府県防災担当主管部(局)長等に対し、「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」(令和2年4月28日付け事務連絡)を踏まえた対応について留意事項を周知する通知を发出
 - ・ 5月28日(木)、各都道府県防災担当主管部(局)長に対し、「避難の理解力向上キャンペーン」の一環として、災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出し、その情報を防災部局・保健福祉部局で共有する等の高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に向けた取組を実施するよう依頼する通知を发出
 - ・ 5月29日(金)、各都道府県消防防災主管課を通じ、消防本部に対し、5月15日に通知した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令関係手続における押印の省略等について(通知)」に加え、消防庁の通知の定める様式において押印を求めるものについても、同様に取り扱うことを要請し、かつ、火災予防条例等の定める様式において押印を求めているものについても、同様に取り扱うことが適当であると考えられる旨を周知する通知を发出
 - ・ 6月1日(月)、各都道府県消防防災主管部(局)を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月29日)を周知する事務連絡を发出
 - ・ 6月1日(月)、各都道府県消防防災主管課を通じ、消防本部に対し、レジカウンター等への飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項に

- ついて、必要に応じ、防火対象物の関係者に対し周知するよう要請する事務連絡を発出
- ・ 6月1日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月29日）を周知する事務連絡を発出
 - ・ 6月2日（火）、各都道府県防災担当主管部（局）長に対し、大規模災害発生時における国等からの職員等の派遣に係る執務スペースについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からの確認を依頼する通知を発出
 - ・ 6月2日（火）、各都道府県消防防災主管部長に対し、感染症対策を徹底した上で防災訓練等を実施するよう周知する通知を発出
 - ・ 6月5日（金）、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルスに関する学校の再開状況について周知する事務連絡を発出
 - ・ 6月8日（月）、各都道府県消防防災主管部長に対し、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインを周知する通知を発出
 - ・ 6月8日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン等について周知する事務連絡を発出
 - ・ 6月9日（火）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策に係る休暇等の取扱いについてのフォローアップ調査結果について（情報提供）」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 6月10日（水）、各都道府県防災担当主管部（局）長等に対し、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」（令和2年5月21日付け通知）の更新版となる、避難所全体のレイアウト・動線等の例を周知する通知を発出
 - ・ 6月10日（水）、各都道府県消防防災主管部（局）長に対し、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に関する留意事項のQ & Aを周知する通知を発出
 - ・ 6月12日（金）、各都道府県知事に対し、新型コロナウイルス感染症対策及び自然災害対策におけるマスク等の必要な物資の確保についての考え方を周知する事務連絡を発出
 - ・ 6月12日（金）、消防庁関係団体（26団体）に対し、令和2年度の熱中症予防行動について周知する事務連絡を発出
 - ・ 6月15日（月）、各都道府県消防防災主管部（局）及び、同部（局）を通じて消防本部に対し、緊急消防援助隊における新型コロナウイルス感染

- 症に係る留意事項の補足及び今後の出水期における対応について周知する事務連絡を発出
- ・ 6月15日（月）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策に関する感染拡大予防ガイドライン等の定着に向けた取組等について」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 6月15日（月）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「令和3年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等の変更について（通知）」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 6月15日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策に関する感染拡大予防ガイドライン等の定着に向けた取組等について」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 6月15日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、文部科学省が発出した「新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等の変更について」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 6月15日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、雇用調整助成金等の拡充措置について周知する事務連絡を発出
 - ・ 6月16日（火）、各都道府県防災担当主管部（局）長に対し、新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所として貸出し得る各省庁及び独立行政法人等が所有する研修所、宿泊施設等のリストを周知する通知を発出
 - ・ 6月18日（木）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「令和3年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等の地方公務員採用試験における取扱いについて」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 6月19日（金）、厚生労働省から各都道府県衛生主管部（局）等に対して発出された、今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備に関する事務連絡を踏まえ、各都道府県消防防災主管部（局）及び各消防本部に対し、当該事務連絡の周知及び関係者との間での連携など必要な対応を求める事務連絡を発出
 - ・ 6月19日（金）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第38回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 6月19日（金）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第38回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 6月22日（月）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対

- し、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の周知について」を周知する事務連絡を発出
- ・ 6月22日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の周知について」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 6月22日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、内閣府規制改革推進室が発出した「押印についてのQ&A」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 6月26日（金）、各都道府県消防防災主管課を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けこれまで示してきた通知及び事務連絡による危険物関係法令の運用に関する当面の考え方について周知する事務連絡を発出
 - ・ 6月30日（火）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大に備えた消防本部の業務継続のための当面の留意事項について」を発出
 - ・ 7月6日（月）、各都道府県消防防災主管部（局）長に対し、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に関する留意事項のQ&A（第2版）を周知する通知を発出
 - ・ 7月8日（水）、各都道府県防災担当主管部（局）長等に対し、災害発生時における新型コロナウイルス感染症拡大防止策の実施に必要な情報共有を図ることを周知する事務連絡を発出
 - ・ 7月9日（木）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「7月10日以降における都道府県の対応について」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 7月20日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等の授業の実施状況」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 7月22日（水）、各都道府県消防防災主管課を通じ、消防本部に対し、消防庁予防課から内閣官房コロナ室及び関係府省庁担当部局宛てに、レジカウンター等への飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意点を各業種の感染症拡大防止予防ガイドラインに記載することについて周知を依頼した旨の情報提供を行う事務連絡を発出
 - ・ 7月28日（火）、消防庁関係団体（26団体）に対し、内閣官房が発出した「8月1日以降における催物の開催制限等について」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 7月30日（木）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「飲食店等におけるクラスター発生防止に向けた総合的取組」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 8月7日（金）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「お盆休みにおける帰省等のあり方」を周知する事務連絡を発出

- ・ 8月7日（金）、新型コロナウイルス感染症対策としてのホテル・旅館等の活用に向けて、協力依頼先を1団体追加することを周知する事務連絡を発出
- ・ 8月11日（火）、消防庁関係団体（26団体）に対し、小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について周知する事務連絡を発出
- ・ 8月11日（火）、消防庁関係団体（26団体）に対し、今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について周知する事務連絡を発出
- ・ 8月27日（木）、消防庁関係団体（26団体）に対し、内閣官房が発出した「9月1日以降における催物の開催制限等について」を周知する事務連絡を発出
- ・ 8月31日（月）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第42回）における安倍総理発言」を周知する事務連絡を発出
- ・ 8月31日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組等について周知する事務連絡を発出
- ・ 9月3日（木）、各都道府県消防防災主管課を通じ、消防本部に対し、飛沫防止用のシート設置の際の火災予防上の留意事項について簡潔にまとめたリーフレットを作成したことを周知する事務連絡を発出
- ・ 9月7日（月）、各都道府県防災担当主管部（局）長等に対し、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第2版）を示し、訓練実施の参考とするよう周知する通知を発出
- ・ 9月15日（火）、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、文部科学省の協力の下、一般社団法人国立大学病院長会議及び一般社団法人日本私立医科大学協会会員の大学病院に対して、各消防本部が救急隊員へのPCR検査の実施を一定の条件のもと依頼することができる枠組みを構築した旨を周知する事務連絡を発出
- ・ 9月16日（水）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」について」を周知する事務連絡を発出
- ・ 9月24日（木）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「令和2年度新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用の閣議決定を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」を周知する事務連絡を発出
- ・ 10月1日（木）、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者及び防災管

- 理点検資格者が受講することとされている再講習について、受講期間の再延長に係る規定を定めるため関係する消防庁告示を改正し、10月1日付けで公布（同年11月1日付けで施行）したことを各都道府県消防防災主管課を通じ、消防本部に対して通知
- ・ 10月15日（木）、夕張市消防本部で消防職員計7名が新型コロナウイルス感染症に罹患したことを踏まえ、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について」（事務連絡）を発出
 - ・ 10月23日（金）、厚生労働省から各都道府県衛生主管部（局）等に対して発出された、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に関する事務連絡を踏まえ、各都道府県消防防災主管部（局）及び各消防本部に対し、当該事務連絡の周知及び関係者との間での連携など必要な対応を求める事務連絡を発出
 - ・ 10月26日（月）、消防庁関係団体（26団体）に対し、新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について周知する事務連絡を発出
 - ・ 10月27日（火）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 10月27日（火）、消防庁関係団体（26団体）に対し、催物の主催者が存在しない行事における感染防止策の徹底について周知する事務連絡を発出
 - ・ 10月27日（火）、消防庁関係団体（26団体）に対し、大規模イベントに係るクラスター対策について周知する事務連絡を発出
 - ・ 10月30日（金）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 11月2日（月）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第44回）における菅総理発言」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 11月12日（木）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について」を周知する事務連絡を発出
 - ・ 11月12日（木）、消防庁関係団体（26団体）に対し、寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について周知する事務連絡を発出
 - ・ 11月13日（金）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に

対し、「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」を周知する事務連絡を発出

- ・ 11月13日（金）、消防庁関係団体（26団体）に対し、来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について周知する事務連絡を発出
- ・ 11月24日（火）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第47回）における菅総理発言」を周知する事務連絡を発出
- ・ 11月30日（月）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第48回）における菅総理発言」を周知する事務連絡を発出

（9）法務省

- ・ 1月31日、法務省ホームページに、新型コロナウイルス感染症に係る法務省の取組等関連特設ページを開設
- ・ 2月7日、人権擁護局公式 SNS において、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別や偏見等をなくすよう呼びかけるとともに、それらによる人権侵害に係る人権相談窓口を周知（2月7日以降も継続中）
- ・ 2月7日、法務局及び地方法務局に対し、「新型コロナウイルス感染症に関連した人権相談について（事務連絡）」を発出し、帰国者等からの人権相談に適切に対応するよう指示
- ・ 2月10日、省内、地方支分部局等及び所管団体等に対し、新型コロナウイルス感染症対策資料【日本語版】（内閣広報室及び厚生労働省作成）を配付し、注意喚起
- ・ 2月17日、省内、地方支分部局等及び所管団体等に対し、新型コロナウイルス感染症対策資料【英語版及び中国語版】（内閣広報室及び厚生労働省作成）を配付し、注意喚起
- ・ 2月19日、省内、地方支分部局等及び所管団体等に対し、「新型コロナウイルス感染症に対する対応について周知文を発出（通知）」を発出
- ・ 2月20日、「法務省新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
- ・ 2月25日、省内、地方支分部局等及び所管団体等に対し、「新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたイベント開催の取扱い等について（連絡）」を発出
- ・ 2月25日、法務局及び地方法務局に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針について（事務連絡）」を発出し、感染症患者や対策に

- 関わった方々からの人権相談に適切に対応するよう指示
- ・ 2月26日、省内及び地方支分部局等に対し、「新型コロナウイルス感染症対応に係る早出遅出勤務・テレワーク勤務の実施等について（通知）」を発出
 - ・ 3月2日、省内及び地方支分部局等に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（依命通知）」を発出
 - ・ 3月6日、省内及び地方支分部局等に対し、「法務省所管施設内における新型コロナウイルス感染症患者の発生及び感染拡大の防止に向けた会議等の自粛等について（通知）」を発出
 - ・ 3月31日、省内、地方支分部局等及び所管団体等に対し、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた会議等の実施について（通知）」を発出
 - ・ 4月3日、閣議後記者会見において、法務大臣が新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別や偏見等をなくすよう呼びかけるとともに、それらによる人権侵害に係る人権相談窓口を周知
 - ・ 4月6日、「法務省危機管理専門家会議」を設置
 - ・ 4月7日、省内及び地方支分部局等に対し、「新型コロナウイルス感染症対策に係るテレワーク勤務・早出遅出勤務の実施等について（通知）」を発出
 - ・ 4月13日、「矯正施設感染防止タスクフォース」を設置
 - ・ 4月13日、「法務省新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針」を策定
 - ・ 4月28日、「矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」を策定
 - ・ 4月30日、省内、地方支分部局等及び所管団体等に対し、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた会議等の実施について（通知）」を発出
 - ・ 5月1日、法務大臣による新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別や偏見、DVや虐待に対するビデオメッセージを法務省ホームページ及びYouTube法務省チャンネルで発信
 - ・ 5月28日、省内及び地方支分部局等に対し、「緊急事態解除後の出勤等について（通知）」を発出
 - ・ 5月29日、省内、地方支分部局等及び所管団体等に対し、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた会議等の実施について（通知）」を発出

- ・ 6月12日、京都刑務所において新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドラインに基づくシミュレーション訓練を実施
- ・ 6月15日、福岡刑務所において新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドラインに基づくシミュレーション訓練を実施

(10) 出入国在留管理庁

- ・ 1月25日、地方出入国在留管理局に対し、中華人民共和国への渡航者に対する注意喚起のポスターを出国審査場等へ掲示するよう指示する通知を発出
- ・ 1月29日、地方出入国在留管理局に対し、中国からの直行便を利用した乗員・乗客の上陸審査等に従事する職員については、マスクを着用させ、うがい及び手洗いを徹底させるよう指示する通知を発出
- ・ 1月31日、地方出入国在留管理局に対し、2月1日から新型コロナウイルス感染症の外国人患者は出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第5条第1項第1号に規定する上陸拒否事由に該当することとなり、検疫所と連携して対応するよう指示する通知を発出
- ・ 1月31日、厚生労働省から検疫対応への協力依頼を受け、地方出入国在留管理局に対し、上陸審査ブースにおいて過去14日以内の発生病滞在歴に関する確認等を行うよう指示する通知を発出
- ・ 1月31日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の外国人患者は入管法第5条第1項第1号に規定する上陸拒否事由に該当することとなる旨を航空会社等に周知するよう依頼する事務連絡を発出
- ・ 1月31日、地方出入国在留管理局に対し、入管法第5条第1号第14号の適用に関する閣議了解の内容について航空会社等に周知するよう依頼
- ・ 1月31日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を発出
- ・ 2月3日、地方出入国在留管理局に対し、中華人民共和国湖北省において居住すると認められる外国人及び同省において発行された同国旅券を所持すると認められる外国人からの在留資格認定証明書交付申請に係る取扱いについて指示する通知を発出
- ・ 2月4日、出入国在留管理庁の「外国人生活支援ポータルサイト」に、新型コロナウイルスに関する情報や施策の多言語、やさしい日本語での掲載を開始
- ・ 2月4日、地方出入国在留管理局、自治体、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本貿易振興機構等に対し、新型コロナウイルス感

染症に関する厚生労働省の発表情報や在留外国人向けのスマートフォン用アプリ等についての情報を提供

- ・ 2月12日、地方出入国在留管理局に対し、同日付け閣議了解及び政府の新型コロナウイルス感染症対策本部による公表を受けて、入管法第5条第1項第14号の適用の対象となる者の範囲を追加したことから、同号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を发出
- ・ 2月12日、地方出入国在留管理局に対し、中華人民共和国湖北省及び浙江省において居住すると認められる外国人並びに両省において発行された同国旅券を所持すると認められる外国人からの在留資格認定証明書交付申請に係る取扱いについて指示する通知を发出
- ・ 2月14日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染防止に係る厳格な上陸審査の徹底について指示
- ・ 2月14日、地方出入国在留管理局に対し、検疫法第34条の感染症の種類として指定された新型コロナウイルス感染症の患者の取扱いについて指示する通知を发出
- ・ 2月16日、地方出入国在留管理局に対し、香港発船舶ウエステルダムに乗船していた外国人については、特段の事情がない限り、入管法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解することについて航空会社等に周知するよう依頼
- ・ 2月26日、地方出入国在留管理局に対し、同日付け閣議了解を踏まえた入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応について指示する通知を发出
- ・ 2月26日、厚生労働省から同日付け閣議了解を受けた検疫対応への協力に関する対象地域の追加に係る依頼を受け、地方出入国在留管理局に対し、上陸審査ブースにおいて過去14日以内の大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡への滞在歴に関する確認等を行うよう指示する通知を发出
- ・ 2月26日、地方出入国在留管理局に対し、入管法第5条第1項第14号の適用に関する同日付け閣議了解の内容について航空会社等に周知するよう依頼
- ・ 2月26日、地方出入国在留管理局に対し、大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡において居住すると認められる外国人からの在留資格認定証明書交付申請に係る取扱いについて指示する通知を发出
- ・ 2月27日、本庁、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症対応に係る早出遅出勤務・テレワーク勤務の実施等について取り組むよう依頼する通知を发出

- ・ 2月28日、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染予防等に関する啓発資料の掲示等を行うよう依頼する通知を発出
- ・ 2月28日、地方出入国在留管理局に対し、各地方出入国在留管理官署における窓口混雑緩和対策、帰国困難者に対する在留諸申請の取扱い及び在留資格認定証明書交付申請の取扱いについて指示する通知を発出するとともに、その概要を法務省ホームページで公表
- ・ 2月28日、市区町村に対し、窓口混雑緩和対策として在留諸申請の受付期間を延長することに伴う本件対象者に係る情報連携事務及び市区町村在留関連事務の取扱いに係る通知を発出
- ・ 3月4日、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、収容施設における感染症拡大防止に努めるよう指示する通知を発出
- ・ 3月6日、地方出入国在留管理局に対し、同月5日の新型コロナウイルス感染症対策本部による公表及び同月6日付け閣議了解を踏まえた入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を発出
- ・ 3月6日、厚生労働省から同日付け閣議了解等を受けた検疫対応への協力に関する対象地域の追加に係る依頼を受け、地方出入国在留管理局に対し、上陸審査ブースにおいて過去14日以内の大韓民国慶尚北道の一部地域とイラン・イスラム共和国のコム州等への滞在歴に関する確認等を行うよう指示する通知を発出
- ・ 3月6日、地方出入国在留管理局に対し、入管法第5条第1項第14号の適用に関する同日付け閣議了解等の内容について航空会社等に周知するよう依頼
- ・ 3月6日、地方出入国在留管理局に対し、大韓民国慶尚北道の一部地域とイラン・イスラム共和国のコム州等において居住すると認められる外国人からの在留資格認定証明書交付申請に係る取扱いについて指示する通知を発出
- ・ 3月6日、東京出入国在留管理局等に対し、同日付け閣議了解を受け、大韓民国、香港及びマカオの旅券を所持するTTP利用希望者の登録申請に係る取扱いを指示する通知を発出
- ・ 3月8日、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症の周知等の徹底に係る協力依頼を受け、地方出入国在留管理局に対し、中華人民共和国及び大韓民国への渡航者に対する注意喚起のポスターの出国審査場等への掲示等を指示する通知を発出
- ・ 3月9日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の

- 影響を踏まえ、在留資格認定証明書の有効期間を作成年月日から6か月とする取扱いに関する通知を发出
- ・ 3月10日、地方出入国在留管理局に対し、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部による公表及び閣議了解を踏まえた入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を发出
 - ・ 3月10日、厚生労働省から同日付け閣議了解等を受けた検疫対応への協力依頼を受け、地方出入国在留管理局に対し、上陸審査ブースにおいて過去14日以内のイラン・イスラム共和国のマーザンダラン州等、イタリア共和国ロンバルディア州等及びサンマリノ共和国への滞在歴に関する確認等を行うよう指示する通知を发出
 - ・ 3月10日、地方出入国在留管理局に対し、入管法第5条第1項第14号の適用に関する同日付け閣議了解等の内容について航空会社等に周知するよう依頼
 - ・ 3月10日、地方出入国在留管理局に対し、イラン・イスラム共和国のマーザンダラン州等、イタリア共和国ロンバルディア州等及びサンマリノ共和国において居住すると認められる外国人からの在留資格認定証明書交付申請に係る取扱いについて指示する通知を发出
 - ・ 3月10日、地方公共団体に対し、新型コロナウイルス感染症に係る一元的相談窓口での臨時的特別体制に対する外国人受入環境整備交付金の交付限度額の引き上げに関する通知を发出
 - ・ 3月11日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点を踏まえ、処分結果に係る通知書に記載する出頭期限を当面の間、出頭に必要な期間等を考慮しつつ、可能な限り、長めの期間を設定するよう指示する通知を发出
 - ・ 3月12日、地方出入国在留管理局に対し、申請等取次者からの在留申請オンラインシステムの利用申出について、当分の間、郵送による受付を認めることとする通知を发出
 - ・ 3月16日、地方出入国在留管理局に対し、各地方出入国在留管理官署における更なる窓口の混雑緩和策として、本年4月中に在留期間の満了日等を迎える外国人からの在留諸申請における取扱いについて指示する通知を发出するとともに、その概要を法務省ホームページで公表
 - ・ 3月16日、市区町村に対し、窓口混雑緩和策として本年4月中に在留期間の満了日等を迎える外国人からの在留諸申請の受付期間を延長することに伴う本件対象者に係る情報連携事務及び市区町村在留関連事務の取扱いに係る通知を发出

- ・ 3月17日、地方公共団体に対し、窓口混雑緩和策として本年4月中に在留期間の満了日等を迎える外国人からの在留諸申請の受付期間を延長することを周知する通知を发出
- ・ 3月18日、地方出入国在留管理局に対し、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部による公表を踏まえた入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を发出
- ・ 3月18日、地方出入国在留管理局に対し、入管法第5条第1項第14号の適用に関し、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部の内容を受けた対象者の拡大について航空会社等に周知するよう依頼
- ・ 3月18日、厚生労働省から同日付け閣議了解等を受けた検疫対応への協力依頼を受け、地方出入国在留管理局に対し、上陸審査ブースにおいてこれまでの対象地域に加え、過去14日以内のイタリア共和国ヴァッレ・ダオスタ州等、スイス連邦ティチーノ州等、スペイン王国ナバラ州等及びアイスランド共和国への滞在歴に関する確認等についても行うよう指示する通知を发出
- ・ 3月18日、地方出入国在留管理局に対し、イタリア共和国ヴァッレ・ダオスタ州等、スイス連邦ティチーノ州等、スペイン王国ナバラ州等及びアイスランド共和国において居住すると認められる外国人からの在留資格認定証明書交付申請に係る取扱いについて指示する通知を发出
- ・ 3月19日、地方出入国在留管理局に対し、技能実習生が技能検定等を受検できない場合及び技能実習修了者の「特定技能」への移行準備のための在留資格変更許可申請の取扱いについて指示する通知を发出
- ・ 3月23日、地方公共団体に対し、技能実習生が技能検定等を速やかに受検できない場合及び技能実習2号修了者が「特定技能」への移行に時間を要するときのための在留資格の変更に係る取扱いを周知する通知を发出
- ・ 3月25日、地方出入国在留管理局に対し、在留資格認定証明書交付申請の取扱い及び一時帰国した技能実習生の再入国後の在留期間更新許可申請に係る取扱いの対象者を明確にする通知を发出
- ・ 3月26日、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症の流行地域の追加に伴う検疫対応への協力依頼を受け、地方出入国在留管理局に対し、これまでの対象地域と同様に過去14日以内の滞在歴に関する確認等を行うよう指示する通知を发出
- ・ 3月26日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い追加された上陸拒否の対象地域に居住すると認められる外国人からの在留資格認定証明書交付申請に係る取扱いについて指示す

る通知を発出

- ・ 3月26日、地方出入国在留管理局に対し、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部による公表を踏まえた入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を発出
- ・ 3月26日、地方出入国在留管理局に対し、入管法第5条第1項第14号の適用に関し、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部の内容を受けた対象者の拡大について航空会社等に周知するよう依頼・3月31日、本庁、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、3月2日付け発出の新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについての通知に係る一部改正通知を発出
- ・ 4月2日、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症の流行地域の追加に伴う検疫対応への協力依頼を受け、地方出入国在留管理局に対し、これまでの対象地域と同様に過去14日以内の滞在歴に関する確認等を行うよう指示する通知を発出
- ・ 4月2日、地方出入国在留管理局に対し、同月1日の新型コロナウイルス感染症対策本部による公表を踏まえた入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を発出
- ・ 4月2日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い追加された上陸拒否の対象地域に居住すると認められる外国人からの在留資格認定証明書交付申請に係る取扱いについて指示する通知を発出
- ・ 4月2日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための窓口混雑緩和策、帰国困難者に対する在留諸申請の取扱いについて指示する通知を発出
- ・ 4月2日、市区町村に対し、窓口混雑緩和策として本年3月、4月、5月又は6月中に在留期間の満了日等を迎える外国人からの在留諸申請の受付期間を延長することに伴う情報連携事務及び市区町村在留関連事務の取扱いに係る通知を発出
- ・ 4月3日、本庁、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、所属職員の感染防止対策の徹底について改めて強く取り組むよう指示する通知を発出
- ・ 4月3日、地方出入国在留管理局に対し、出入港における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じるよう指示する通知を発出
- ・ 4月6日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の対象者に対して郵送により在留カードを交付するこ

ととする通知を発出

- ・ 4月6日、地方出入国在留管理局に対し、出入国審査を担当する職員の感染防止策に関する通知を発出
- ・ 4月7日、本庁、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、改めてテレワーク勤務・早出遅出勤務の実施を徹底するよう指示する通知を発出
- ・ 4月8日、地方出入国在留管理局に対し、技能実習生等からの在留資格変更申請をオンライン申請の対象として認める通知を発出
- ・ 4月8日、地方出入国在留管理局に対し、4月2日付け通知の帰国困難者に対する在留諸申請の取扱いの対象を追加する通知を発出
- ・ 4月13日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う雇用悪化の影響による解雇等された就労資格者に係る取扱いについて指示する通知を発出
- ・ 4月16日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い解雇等された技能実習生などに対する在留資格の変更に係る取扱いについて指示する通知を発出
- ・ 4月17日、「入管施設感染防止タスクフォース」を設置
- ・ 4月23日、市区町村に対し、特別永住許可及び住居地の届出に係る事務の取扱いに関する通知を発出
- ・ 4月23日、地方出入国在留管理局に対し、在留カード関係の届出・申請等が各規定に基づく届出期間の末日が本年3月、4月、5月又は6月中である者について、法定の届出期間等の末日から3か月後までに行うことで差し支えないこととする通知を発出
- ・ 4月24日、本庁、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、不要不急の外出自粛の徹底について指示する通知を発出
- ・ 4月24日、地方出入国在留管理局に対し、在留資格「技能実習」又は「特定活動(外国人建設就労者又は外国人造船就労者)」で在留する者のうち、従前の受入れ機関の経営悪化等により、当該機関での活動継続が困難であると認められる者については、従前と異なる受入れ機関においても就労を認めることとする通知を発出
- ・ 4月24日、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、緊急事態宣言の下での収容施設における面会の取扱いを指示する通知を発出
- ・ 4月27日、地方出入国在留管理局に対し、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部による公表を踏まえた入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を発出
- ・ 4月27日、厚生労働省からの新型コロナウイルス感染症の流行地域の追

- 加に伴う検疫対応への協力依頼を受け、地方出入国在留管理局に対し、これまでの対象地域と同様に過去 14 日以内の滞在歴に関する確認等を行うよう指示する通知を発出
- ・ 4 月 27 日、地方出入国在留管理局に対し、入管法第 5 条第 1 項第 14 号の適用に関し、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部の内容を受けた対象者の拡大について航空会社等に周知するよう依頼
 - ・ 4 月 27 日、地方出入国在留管理局に対し、本年 2 月 27 日から 6 月末までに在留期間の満了日を経過する者について、在留諸申請の処分の受取りを原則として在留期間の満了日から 5 か月を経過する日まで認める旨の通知を発出
 - ・ 4 月 27 日、市区町村に対し、在留関係処分に係る出頭期限を経過した者の情報連携事務及び市区町村在留関連事務の取扱いに関する通知を発出
 - ・ 4 月 27 日、地方出入国在留管理局に対し、「特定活動」(5 号及び 5 号の 2 : ワーキングホリデー)により本邦に在留する帰国困難者に対する在留諸申請の取扱いについて指示する通知を発出
 - ・ 4 月 28 日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い追加された上陸拒否の対象地域に居住すると認められる外国人からの在留資格認定証明書交付申請に係る取扱いについて指示する通知を発出
 - ・ 4 月 28 日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い所属機関等による期限内の届出が困難となった場合の取扱いに関する通知を発出
 - ・ 5 月 1 日、本庁、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルの策定及び同マニュアルの対策の速やかな実施に関する通知を発出
 - ・ 5 月 7 日、地方出入国在留管理局に対し、地方公共団体への通常業務に係る照会業務については、不要不急の照会を休止・延期等する旨の通知を発出
 - ・ 5 月 8 日、地方出入国在留管理局に対し、本年 7 月中に在留期間の満了日等を迎える外国人についても在留諸申請の受付期間を延長することとする通知を発出
 - ・ 5 月 8 日、地方出入国在留管理局に対し、出入国港及び在留諸申請の窓口において新型コロナウイルス感染症対策に関する案内の充実を努めることとする旨の通知を発出
 - ・ 5 月 11 日、地方出入国在留管理局に対し、「特定活動」(16 号、17 号、20 号、21 号、27 号、28 号及び告示外 : E P A 看護師・介護福祉士候補

- 者等)により本邦に在留する帰国困難者に対する在留諸申請の取扱いについて指示する通知を发出
- ・ 5月11日、市区町村に対し、本年7月中に在留期間の満了日等を迎える外国人からの在留諸申請の受付期間等を延長することに伴う情報連携事務及び市区町村在留関連事務の取扱いに係る通知を发出
 - ・ 5月11日、地方出入国在留管理局に対し、在留カード関係届出・申請等の届出期間末日が本年7月中である者について、法定の届出期間等の末日から3か月後までに行うことで差し支えないこととする通知を发出
 - ・ 5月14日、地方出入国在留管理局に対し、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部による公表を踏まえた入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を发出
 - ・ 5月14日、厚生労働省からの新型コロナウイルス感染症の流行地域の追加に伴う検疫対応への協力依頼を受け、地方出入国在留管理局に対し、これまでの対象地域と同様に過去14日以内の滞在歴に関する確認等を行うよう指示する通知を发出
 - ・ 5月14日、地方出入国在留管理局に対し、入管法第5条第1項第14号の適用に関し、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部の内容を受けた対象者の拡大について航空会社等に周知するよう依頼
 - ・ 5月15日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い追加された上陸拒否の対象地域に居住すると認められる外国人からの在留資格認定証明書交付申請に係る取扱いについて指示する通知を发出
 - ・ 5月19日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により帰国困難となった者に対し、在留資格「特定活動(6月)」を付与する取扱いとする通知を发出し、5月21日から運用開始
 - ・ 5月19日、地方公共団体に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等された技能実習生等に対する雇用維持支援に係るリーフレットを送付し、周知の協力を依頼
 - ・ 5月22日、地方公共団体に対し、新型コロナウイルス感染症に係る一元的相談窓口での臨時的特別体制に対する外国人受入環境整備交付金の特例措置対象期間の延長に関する通知を发出
 - ・ 5月25日、地方出入国在留管理局に対し、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部による公表を踏まえた入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を发出
 - ・ 5月25日、厚生労働省からの新型コロナウイルス感染症の流行地域の追

加に伴う検疫対応への協力依頼を受け、地方出入国在留管理局に対し、これまでの対象地域と同様に過去 14 日以内の滞在歴に関する確認等を行うよう指示する通知を发出

- ・ 5月25日、地方出入国在留管理局に対し、入管法第5条第1項第14号の適用に関し、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部の内容を受けた対象者の拡大について航空会社等に周知するよう依頼
- ・ 5月25日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い追加された上陸拒否の対象地域に居住すると認められる外国人からの在留資格認定証明書交付申請に係る取扱いについて指示する通知を发出
- ・ 5月25日、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、緊急事態宣言の解除に伴う収容施設における面会の取扱いを指示する通知を发出
- ・ 5月28日、本庁、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、緊急事態宣言解除後の出勤等について指示する通知を发出
- ・ 6月4日、本庁、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、緊急事態宣言解除後の所属職員の感染防止対策の徹底について指示する通知を发出
- ・ 6月9日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、一部の国・地域における国際郵便の一時引受停止や航空便の運休等に伴う郵便物の遅配等により在留資格認定証明書の原本が用意できない場合の取扱いについて指示する通知を发出
- ・ 6月26日、地方出入国在留管理局に対し、在留資格認定証明書の有効期間を申請人の滞在国内・地域に係る入国制限措置が解除された日から6か月又は令和3年4月30日までのいずれか早い日とする通知を发出
- ・ 6月26日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により再入国出国中に在留期限を経過した者等の在留資格認定証明書交付申請の取扱いについて指示する通知を发出
- ・ 6月26日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により再入国出国中に再入国許可の有効期間が経過した元永住者に係る取扱いについて指示する通知を发出
- ・ 6月29日、地方出入国在留管理局に対し、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部による公表を踏まえた入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を发出
- ・ 6月29日、厚生労働省からの新型コロナウイルス感染症の流行地域の追加に伴う検疫対応への協力依頼を受け、地方出入国在留管理局に対し、これまでの対象地域と同様に過去 14 日以内の滞在歴に関する確認等を

行うよう指示する通知を発出

- ・ 6月29日、地方出入国在留管理局に対し、入管法第5条第1項第14号の適用に関し、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部の内容を受けた対象者の拡大について航空会社等に周知するよう依頼
- ・ 7月8日、地方出入国在留管理局に対し、本邦に再入国することに特段の事情があると見込まれる場合に手交する案内文について航空会社等に周知するよう依頼
- ・ 7月16日、本庁、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルの改訂及び本マニュアルの対策の適切な実施に関する通知を発出
- ・ 7月17日、本庁、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、入管施設及び収容施設でのマニュアルに基づく新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改めて徹底をするよう指示する通知を発出
- ・ 7月22日、地方出入国在留管理局に対し、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部による公表を踏まえた入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を発出
- ・ 7月22日、厚生労働省からの新型コロナウイルス感染症の流行地域の追加に伴う検疫対応への協力依頼を受け、地方出入国在留管理局に対し、これまでの対象地域と同様に過去14日以内の滞在歴に関する確認等を行うよう指示する通知を発出
- ・ 7月22日、地方出入国在留管理局に対し、入管法第5条第1項第14号の適用に関し、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部の内容を受けた対象者の拡大について航空会社等に周知するよう依頼
- ・ 8月3日、地方出入国在留管理局に対し、「国際的な人の往来再開」等の措置について航空会社等に周知するよう依頼
- ・ 8月4日、地方出入国在留管理局に対し、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置（ビジネス上必要な人材等の出入国について例外的な枠の設置）及び上陸拒否の対象地域に指定された日の前日までに再入国許可により出国した外国人の再入国に係る上陸審査における対応等について指示する通知を発出
- ・ 8月4日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間に再入国できなかった元永住者や一度在留が途切れた期間がある者が本邦入国後に改めて永住許可申請を行う場合の取扱いについて指示する通知を発出
- ・ 8月7日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の

感染拡大に伴い、帰国困難となった技能実習生が、技能実習で従事していた職種・作業に関係する業務においても就労を認めることとする通知を発出

- ・ 8月12日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により再入国出国中に在留期限を経過した者に係る在留資格認定証明書交付申請の代理人がない場合の取扱いについて指示する通知を発出
- ・ 8月24日、地方出入国在留管理局に対し、本邦の出入国港において船舶に乗り組むために航空機で本邦に到着する船員についても、本年9月1日より出国前検査証明書を求めることになる旨航空会社等に周知するよう依頼
- ・ 8月26日、都道府県及び政令指定都市に対し、外国人在留支援センター（FRESO）において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた在留外国人のためのヘルプデスクを本年9月1日に開設することについての事務連絡を発出
- ・ 8月28日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い解雇等された技能実習生などに対する在留資格の変更に係る取扱いの対象を追加する通知を発出
- ・ 8月28日、地方出入国在留管理局に対し、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部による公表を踏まえた入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を発出
- ・ 8月28日、厚生労働省からの新型コロナウイルス感染症の流行地域の追加に伴う検疫対応への協力依頼を受け、地方出入国在留管理局に対し、これまでの対象地域と同様に過去14日以内の滞在歴に関する確認等を行うよう指示する通知を発出
- ・ 8月28日、地方出入国在留管理局に対し、入管法第5条第1項第14号の適用に関し、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部の内容を受けた対象者の拡大について航空会社等に周知するよう依頼
- ・ 8月28日、地方出入国在留管理局に対し、9月1日以降、原則、現行の水際措置に加えて追加的な防疫措置をとることなどを条件に、上陸拒否の対象地域になった後に当該地域に再入国許可をもって出国した者や、9月1日以降に本邦から再入国許可をもって出国する者の再入国を認めることとなるほか、新規入国者についても上記防疫措置を求めることになる旨の通知を発出
- ・ 9月1日、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表を踏まえ、同日以降、本邦滞在中の在留資格保持者の上陸拒否対象地域からの再入国

を許可することとし、法務省ホームページ掲載の専用メールアドレス宛て電子メールにより、再入国予定の申出受付を開始

- ・ 9月2日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に伴い特定技能制度における定期調査を実施し難い場合の調査方法に関する通知を发出
- ・ 9月7日、地方出入国在留管理局に対し、特定技能所属機関による定期届出に係る4月28日付通知を廃止し、定期届出がなされていない場合は早急に届出を行うよう指導する等の内容について通知を发出
- ・ 9月8日、地方出入国在留管理局に対し、「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」の仕組みに関し、9月8日から、新たにマレーシア、カンボジア、ミャンマー、ラオス及び台湾の5か国・地域との間で、対象国との試行的措置の仕組みを実施すること等に関する通知を发出
- ・ 9月8日、地方出入国在留管理局に対し、「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」について、9月8日から、新たにマレーシア、カンボジア、ミャンマー、ラオス及び台湾の5か国・地域との間で試行的措置に係る運用を開始することを航空会社等に周知するよう依頼
- ・ 9月9日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために延長した申請受付期間及び処分に係る出頭期限等を経過したことにやむを得ない事情があると認められる者からの申請等の取扱いについて事務連絡を发出
- ・ 9月15日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い再入国出国中に再入国許可の有効期限が経過した元「高度専門職2号」の者に係る取扱いについて通知を发出
- ・ 9月15日、地方出入国在留管理局に対し、「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」について、9月18日から、新たにシンガポールとの間で試行的措置に係る運用を開始することを航空会社に周知するよう依頼
- ・ 9月17日、地方出入国在留管理局に対し、当分の間、「短期滞在」の在留資格をもって在留する者であって、国籍国・地域の入国制限が開始される前に入国し、在留資格変更許可申請時点において、入国制限措置が解除されていない者について、在留資格認定証明書の交付を受けていなくても、「短期滞在」の在留資格から直接希望する在留資格への変更手続を認めることについて事務連絡を发出
- ・ 9月17日、地方出入国在留管理局に対し、「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」の仕組みに関し、9月18日から、新たにシンガポールとの間で実施することに関する事務連絡を发出
- ・ 9月30日、地方出入国在留管理局に対し、10月1日以降、原則、全て

- の国・地域の一定の外国人について、防疫を確約できる受入企業・団体がいることなどを条件に、新規入国を認めることとなる旨の通知を发出
- ・ 10月7日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、在留期間更新許可申請時まで、技能実習法施行規則第10条第2項第3号ト(2)に定める本国等への一時帰国を行うことができなかった第3号技能実習生に対する在留期間更新許可申請の取扱いに関する通知を发出
 - ・ 10月7日、地方出入国在留管理局に対し、10月8日以降、新たにブルネイとの間でビジネストラック、韓国との間でレジデンストラック及びビジネストラックの運用を開始することを航空会社等に周知するよう依頼
 - ・ 10月8日、地方出入国在留管理局に対し、「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」の仕組みに関し、同日から、新たに韓国及びブルネイとの間で実施することに関する事務連絡を发出
 - ・ 10月12日、地方出入国在留管理局に対し、在留資格「特定活動(インターンシップ(9号))」等で在留中の外国人のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う帰国困難者について、従前の受入れ機関が継続して受け入れることが困難である場合は、受入れ機関の変更を認める旨の通知を发出
 - ・ 10月16日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う帰国困難な元留学生から在留を継続するための在留資格変更許可申請等があった場合は、卒業の時期や有無を問わず「特定活動(6月)」を許可することとした旨の通知を发出
 - ・ 10月30日、厚生労働省からの新型コロナウイルス感染症の流行地域の見直しに伴う検疫対応への協力依頼を受け、地方出入国在留管理局に対し、これまでの対象地域と同様に過去14日以内の滞在歴に関する確認等を行うよう指示する通知を发出
 - ・ 10月30日、地方出入国在留管理局に対し、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえた入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する通知を发出
 - ・ 11月13日、「感染リスクが高まる『5つの場面』」について、やさしい日本語に変換し、ホームページに掲載した旨をTwitterで発信
 - ・ 11月20日、都道府県及び政令指定都市の多文化共生担当部局に対し、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いのある在留外国人から一元的相談窓口等において相談があった場合は、地域の保健所等と連携し、早期の検査や医療機関の受診につながるよう一元的相談窓口等と保健所等との連携についての事務連絡を发出

- ・ 11月24日、地方出入国在留管理局に対し、帰国困難な技能実習生に対して在留資格「特定活動（6月・就労不可）」を許可するときは、「監理団体及び実習実施者」宛ての周知文を申請人又は申請取次者に対し手交し、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）への周知を依頼するよう事務連絡を発出
- ・ 11月26日、地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症対策ポスター・リーフレット（厚生労働省作成の12か国語（やさしい日本語含む）の翻訳）について、申請人等の目に留まりやすい適宜の場所に掲示、配布等するよう事務連絡を発出。併せて同ポスター・リーフレットを、より積極的に周知するため、SNS公式アカウント（Twitter及びFacebook）に掲載。
- ・ 11月27日、地方出入国在留管理局に対し、帰国が困難な外国人のうち、本邦での生計を維持するために就労を希望する者について、1週について28時間以内の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を認める資格外活動を包括的に許可する旨の通知を発出
- ・ 11月27日、地方出入国在留管理局に対し、「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」の仕組みに関し、11月30日から、新たに中国（香港及びマカオを除く。）との間で実施することに関する事務連絡を発出
- ・ 11月27日、地方出入国在留管理局に対し、本年11月30日以降、新たに中国（香港及びマカオを除く。）との間でレジデンストラック及びビジネストラックの運用を開始することになった旨航空会社等に周知するよう事務連絡を発出

(11) 外務省

- ・ 1月6日、中国湖北省武漢における原因不明の肺炎の発生に関するスポット情報を発出（以後、随時スポット情報または広域情報を発出）
- ・ 1月21日、中国に感染症危険情報レベル1を発出
- ・ 1月23日、武漢市の感染症危険情報をレベル2に引き上げ
- ・ 1月23日、武漢市を所管する在中国大使館に対策本部を設置
- ・ 1月24日、外務本省でタスクフォースを立ち上げ
- ・ 1月24日、湖北省の感染症危険情報をレベル3（渡航中止勧告）に引き上げ。その他中国全域はレベル1
- ・ 1月25日、在中国大使館に武漢市在留邦人向けホットラインを開設
- ・ 1月26日、タスクフォースを領事局長をヘッドとする対策室に格上げ・
1月26日、湖北省の滞在者に帰国希望者調査を発出。また、在中国大使館職員（医務官を含む10名）を武漢に派遣

- ・ 1月26日、総理が、中国政府との調整が整い次第、チャーター機などあらゆる手段を追求して希望者全員を帰国させることを発表。日中外相電話会談を行い、中国側に協力を要請
- ・ 1月29日、チャーター機第1便が武漢市に到着。
同日午前6時頃、チャーター機第1便が東京に向け出発。206人が同日午前8時40分頃、羽田空港に到着
- ・ 1月30日、チャーター機第2便が武漢市に到着。
同日午前6時頃、チャーター機第2便が東京に向け出発。210人が同日9時頃、羽田空港に到着。
- ・ 1月31日、チャーター機第3便が武漢市に到着。
同日午前8時頃、チャーター機第3便が東京に向け出発。149人が同日10時30分頃、羽田空港に到着。
- ・ 1月31日、中国全土（湖北省を除く）の感染症危険情報をレベル2に引き上げ
- ・ 2月7日、チャーター機第4便が武漢市に到着。
同日午前8時頃、チャーター機第4便が東京に向け出発。198人が同日午前10時10分頃、羽田空港に到着
- ・ 2月14日、浙江省温州市の感染症危険レベルを3に引き上げ
- ・ 2月17日、チャーター機第5便が武漢市に到着。
同日午前4時30分頃、チャーター機第5便が東京に向け出発。65人が同日午前7時頃、羽田空港に到着。1月29日以降、計828人が帰国（うち邦人720人）。
- ・ 2月25日、韓国・大邱広域市及び慶尚北道清道郡に感染症危険情報レベル2を発出
- ・ 2月26日、イランに感染症危険情報レベル2を発出
- ・ 2月27日、イタリア北部3州（ヴェネト州、エミリア・ロマーニャ州、ピエモンテ州）に感染症危険情報レベル1を発出
- ・ 2月28日、韓国全土（大邱広域市及び慶尚北道清道郡を除く）に感染症危険情報レベル1を発出
- ・ 2月28日、イラン3州（コム州、テヘラン州、ギーラーン州）の感染症危険情報をレベル3に引き上げ
- ・ 3月1日、韓国・大邱広域市及び慶尚北道清道郡の感染症危険情報をレベル3に引き上げ
- ・ 3月1日、イタリア北部3州の感染症危険情報をレベル2に引き上げ
- ・ 3月2日、韓国・慶尚北道（慶山（キョンサン）市、永川（ヨンチョン）市、漆谷（チルゴク）郡、義城（ウィソン）郡、星州（ソンジュ）郡及

- び軍威（グンウィ）郡）の感染症危険情報をレベル3に引き上げ。また、慶尚北道のそれ以外の地域（上記及び大邱広域市並びに慶尚北道清道郡を除く慶尚北道）の感染症危険情報をレベル2に引き上げ
- ・ 3月4日、韓国・慶尚北道安東市の感染症危険情報をレベル3に引き上げ
 - ・ 3月5日、韓国全土（レベル3発出地域以外）の感染症危険情報をレベル2に引き上げ
 - ・ 3月6日、韓国・慶尚北道奉化市の感染症危険情報をレベル3に引き上げ
 - ・ 3月6日、イタリア・ロンバルディア州の感染症危険情報をレベル3に引き上げ
 - ・ 3月9日、イタリア・ヴェネト州及びエミリア＝ロマーニャ州の感染症危険情報をレベル3に引き上げ。ピエモンテ州及びマルケ州、並びにサンマリノに感染症危険情報レベル3を発出。イタリアの上記5州を除くイタリア全土及びバチカン市国に感染症危険情報レベル2を発出。
 - ・ 3月9日、イラン8州（アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州及びロレスタン州）の感染症危険情報をレベル3に引き上げ
 - ・ 3月9日、スイス、スペイン、ドイツ及びフランスに感染症危険情報レベル1を発出
 - ・ 3月9日、中国及び韓国に所在する日本大使館・総領事館で3月8日までに発給された一次・数次査証の効力を3月末日まで停止するとともに、香港及びマカオ並びに韓国に対する査証免除措置を同日まで停止
 - ・ 3月12日、米国ワシントン州に感染症危険情報レベル1を発出
 - ・ 3月12日、カタル及びバーレーンに感染症危険情報レベル1を発出
 - ・ 3月12日、欧州各国の感染症危険情報をレベル1及び2に引き上げ
 - ：レベル2-スイス・ティチーノ州、スペイン・マドリード州、バスク州及びラ・リオハ州
 - ：レベル1-アイスランド、オーストリア、オランダ、スウェーデン、スロベニア、デンマーク、ノルウェー、ベルギー、モナコ、リヒテンシュタイン、アンドラ、ルクセンブルクの全土
 - ・ 3月16日、欧州各国の感染症危険情報をレベル1、2及び3に引き上げ
 - ：レベル3-アイスランド全土、「イタリア、スイス、スペイン」の一部地域
 - ：レベル2-オーストリア他23か国
 - ：レベル1-英国及びアイルランド

- ・ 3月17日、欧州各国に感染症危険情報レベル1、2及び3を発出
 : レベル3-スペイン及びスイスの一部地域
 : レベル2-英、アイルランド、キプロス、クロアチア、ブルガリア、ルーマニア
- ・ 3月17日、エジプトに感染症危険情報レベル2を発出
- ・ 3月18日、全世界（3月18日以前に感染症危険情報が発出されている国を除く）に感染症危険情報レベル1を発出
- ・ 3月21日、欧州諸国等38か国に所在する日本大使館・総領事館で3月20日までに発給された一次・数次査証の効力を4月末日まで停止するとともに、これらの国に対する査証免除措置を同日まで停止
- ・ 3月22日、米国の感染症危険情報をレベル2に引き上げ
- ・ 3月23日、欧州各国の感染症危険情報をレベル2及び3に引き上げ
 : アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン及びルクセンブルク全土・3月23日、イラン全土（レベル3を除く）の感染症危険情報をレベル3に引き上げ
- ・ 3月25日、欧州各国の感染症危険情報をレベル2及び3に引き上げ
 : レベル3-アイルランド、スウェーデン、ポルトガル
- ・ 3月25日、東南アジアの一部国（インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム及びマレーシア全土）の感染症危険情報をレベル2に引き上げ
- ・ 3月25日、中東の一部国（イスラエル、カタール及びバーレーン）の感染症危険情報をレベル2に引き上げ
- ・ 3月25日、コンゴ民主共和国に感染症危険情報レベル2を発出
- ・ 3月25日、渡航先の国・地域において行動制限を受けたり出国が困難となる事態を防ぐため、これまで各国・地域に発出している危険情報とは別に、全世界に対して一律に危険レベル2を発出
- ・ 3月26日、中国及び韓国に対して実施中の査証の制限措置の実施期間を4月末日まで更新
- ・ 3月26日、既に設置済みの対策室を格上げし、外務大臣を本部長とする緊急対策本部を立ち上げ
- ・ 3月28日、東南アジア7か国等11か国に所在する日本大使館・総領事館で3月27日までに発給された査証の効力を4月末日まで停止するとともに、これらの国に対する査証免除措置を同日まで停止。
- ・ 3月28日、東南アジア7か国並びに中国（香港含む）及び韓国とのAPEC・

ビジネス・トラベル・カードに関する取決めに基づく査証免除措置の適用を4月末日まで停止

- ・ 3月31日、一部の国の感染症危険情報をレベル2及び3に引き上げ

：レベル3-①

（アジア）インドネシア、韓国全土、シンガポール、タイ、台湾、中国全土、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア

（大洋州）オーストラリア、ニュージーランド

（北米）カナダ、米国

（中南米）エクアドル、ドミニカ国、チリ、パナマ、ブラジル、ボリビア

（欧州）アルバニア、アルメニア、英国、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スロバキア、セルビア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア

（中東）イスラエル、エジプト、トルコ、バーレーン

（アフリカ）コートジボワール、コンゴ民主共和国、モーリシャス、モロッコ

：レベル2（レベル引き上げ）

上記①に含まれる国を除く現在感染症危険情報レベル1の全ての国・地域

- ・ 4月1日、123か国・地域の日本大使館・総領事館で4月2日までに発給された査証の効力を4月末日まで停止するとともに、36か国との査証免除措置を同日まで停止

- ・ 4月1日、パプア・ニューギニア、ペルー、メキシコ及びロシアとのAPEC・ビジネス・トラベル・カードに関する取決めに基づく査証免除措置の適用を停止

- ・ 4月24日、一部の国の感染症危険情報をレベル3に引き上げ

（中南米）アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ共和国、バルバドス、ペルー

（欧州）ウクライナ、ベラルーシ、ロシア

（中東）アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア

（アフリカ）ジブチ

- ・ 4月27日、4月末日までの間実施することとしていた、査証効力の停止、査証免除措置の停止（APEC・ビジネス・トラベル・カードを含む）の対象国・地域に対する同措置を5月末日まで延長。

- ・ 5月12日、一部の国の感染症危険情報をレベル3に引き上げ
 (アジア) モルディブ
 (中南米) ウルグアイ、コロンビア、バハマ、ホンジュラス、メキシコ
 (欧州) アゼルバイジャン、カザフスタン
 (アフリカ) カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア
- ・ 5月22日、一部の国の感染症危険情報をレベル3に引き上げ
 (アジア) インド、パキスタン、バングラデシュ
 (中南米) アルゼンチン、エルサルバドル
 (欧州) キルギス、タジキスタン
 (中東・アフリカ) アフガニスタン、ガーナ、ギニア、南アフリカ
- ・ 5月25日、5月末日までの間実施することとしていた、査証効力の停止、査証免除措置の停止 (APEC・ビジネス・トラベル・カードを含む) の対象国・地域に対する同措置を6月末日まで延長。
- ・ 6月5日、一部の国の感染症危険情報をレベル3に引き上げ
 (中南米) ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ニカラグア、ハイチ
 (欧州・中央アジア) ジョージア
 (中東・アフリカ) アルジェリア、イラク、エスワティニ、カメルーン、セネガル、中央アフリカ、モーリタニア、レバノン
- ・ 6月29日、6月末日までの間実施することとしていた、査証効力の停止、査証免除措置の停止 (APEC・ビジネス・トラベル・カードを含む) の対象国・地域に対する同措置を7月末日まで延長。
- ・ 7月21日、一部の国・地域の感染症危険情報をレベル3に引き上げ
 (アジア) ネパール
 (中南米) スリナム、パラグアイ、ベネズエラ
 (欧州・中央アジア) ウズベキスタン
 (中東・アフリカ) ケニア、コモロ、コンゴ共和国、シエラレオネ、スーダン、ソマリア、ナミビア、パレスチナ、ボツワナ、マダガスカル、リビア、リベリア
- ・ 7月22日、7月末日までの間実施することとしていた、査証効力の停止、査証免除措置の停止 (APEC・ビジネス・トラベル・カードを含む) の対象国・地域に対する同措置を8月末日まで延長。
- ・ 7月22日、NSC・コロナ本部における決定に基づき、在留資格保持者等の再入国・入国を順次許可していくこととし、7月29日から在外

公館で、現在出国中の再入国許可者（注）の再入国の受付を開始。実際の再入国は、8月5日から開始。

- ・ 7月29日からベトナム及びタイの在外公館において一部の在留資格を有する者に対して、入国後14日間の自宅待機は維持しつつ、双方向の往来を再開する「レジデンストラック」のための査証又は再入国関連書類提出確認書の申請受付を開始。

（注）入国拒否対象地域指定前日までに当該地域に再入国許可をもって出国した者

- ・ 8月26日、一部の国・地域の感染症危険情報をレベル3に引き上げ
（アジア）ブータン
（中南米）トリニダード・トバゴ、ベリーズ
（中東・アフリカ）エチオピア、ガンビア、ザンビア、ジンバブエ、チュニジア、ナイジェリア、マラウイ、南スーダン、ルワンダ、レソト
- ・ 8月28日、8月末日までの間実施することとしていた、査証効力の停止、査証免除措置の停止（APEC・ビジネス・トラベル・カードを含む）の対象国・地域に対する同措置を継続し、当分の間実施することを決定。
- ・ 8月28日、NSC・コロナ本部における決定に基づき、本邦滞在中の在留資格保持者について、9月1日以降に実施する所定の手続きを経て、再入国許可をもって出国した者（注1）の入国拒否対象地域からの再入国が許可される。また、入国拒否対象地域指定日（注2）から8月31日までに再入国許可をもって出国した再入国資格保持者については、9月1日以降、所定の手続きを経た者（注3）の入国拒否対象地域からの再入国が許可される。

（注1）本邦出国前に、追加的防疫措置に応じる旨を誓約し、出入国在留管理庁から「受理書」の交付を受けた者。

（注2）4月2日以前に入国拒否対象地域に指定された国・地域については4月3日。

（注3）我が国在外公館において、「再入国関連書類提出確認書」の交付を受けた者。

（注4）在留資格保持者等の再入国に当たっては、感染拡大防止の観点から、追加的防疫措置として、滞在先の出国前72時間以内実施された検査証明が求められる。

- ・ 9月8日からカンボジア、マレーシア、ミャンマー、ラオス及び台湾の在外公館等において一部の在留資格を有する者に対して、入国後14日間の自宅待機は維持しつつ、双方向の往来を再開する「レジデンストラック」のための査証又は再入国関連書類提出確認書の申請受付を開始。

- ・ 9月18日、シンガポールとの間で「ビジネストラック」(注)を開始。
(注)「本邦活動計画書」の提出等の追加的条件の下、入国後14日間の自宅等待機期間中も、行動範囲を限定した形でのビジネス活動が可能。
- ・ 9月25日、NSC・コロナ本部における決定に基づき、「レジデンス
トラック」について、10月1日から、ビジネス上必要な人材等に加え、
順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、新規入国を許
可。さらに、10月1日から、原則として全ての国・地域の上記と同様
の対象者について、順次、新規入国を許可。
(注1) 防疫措置について、受入企業・団体が誓約書を通じて確約することを条件とする。ただし、入国者数は限定的な範囲に留める。
(注2) 出国前検査証明(入国拒否対象地域のみ)、入国後14日間の自宅等待機・公
共交通機関不使用等の防疫措置について、受入企業・団体が誓約書を通じて確約する。
- ・ 9月30日、シンガポールとの間で「レジデンストラック」を開始。
- ・ 10月30日、一部の国及び地域の感染症危険情報をレベル2に引き下げ
(アジア) 韓国、シンガポール、タイ、台湾、中国(香港、マカオ含む)、
ブルネイ、ベトナム
(大洋州) オーストラリア、ニュージーランド
- ・ 10月30日、一部の国・地域の感染症危険情報をレベル3に引き上げ
(アジア) ミャンマー
(中東・アフリカ) ヨルダン

(12) 財務省

- ・ 1月17日、税関に対し、武漢直行便の旅客に対応する職員はマスク等を
着用するほか、うがい・手洗いを徹底するように指示
- ・ 1月20日、税関に対し、武漢直行便に限らず、全ての中国からの直行便
について、上記の対応を徹底するように指示
- ・ 1月30日、2次感染の防止に万全を期すため、全ての入出国旅客等に対
応する職員について、上記等の対応を徹底するように改めて指示
- ・ 1月30日、「財務省新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置、開催
- ・ 1月30日、「関税局新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置の上、
税関でも、遅滞なく対策本部を設置するよう指示するとともに、行動計
画に準じて必要な対策を実施するように指示
- ・ 1月31日、税関に対し、入出国旅客等に対応する職員について、健康状
態の確認の徹底と、罹患が疑われる職員には、迅速かつ確実な医療機関
等の受診を指示
- ・ 2月3日、「財務省新型コロナウイルス感染症対策本部(第2回)」を開
催

- ・ 2月7日、政策金融機関等に対し、適時適切な貸出等、企業の実情に応じた十分な対応を行うこと等を内容とする配慮要請を実施。その際、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対しては、セーフティネット貸付等を活用することも、併せて要請
- ・ 2月10日、「財務省新型コロナウイルス感染症対策本部（第3回）」を開催
- ・ 2月14日、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を踏まえ、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において特別相談窓口を設置
- ・ 2月14日、関係省庁において、新型コロナウイルス感染症を日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の衛生環境激変対策特別貸付の対象に指定（貸付対象業種は飲食店営業、喫茶店営業、旅館業）
- ・ 2月25日、「財務省新型コロナウイルス感染症対策本部（第4回）」を開催
- ・ 3月2日、「財務省新型コロナウイルス感染症対策本部（第5回）」を開催
- ・ 3月3日、税関に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関連する貨物については、優先して通関するとともに輸出入通関手続について簡易な通関等を認めて差し支えない旨を指示（3月4日に当該事項を税関HPに掲載し、関係者への周知を実施）
- ・ 5月11日、新型コロナウイルス感染症等の影響を特定災害として指定する告示を発出し、この影響により行うことが困難であった申請・納付等に関する期限の延長や税関関係手数料の軽減・免除等を可能とした（同日、当該事項を税関HPに掲載するとともに、関係者への周知を実施）。

(13) 文部科学省

- ・ 1月6日、大学病院に対して、注意喚起を実施
- ・ 1月16日、文部科学省関係機関に対して、情報提供や協力要請等を実施
- ・ 1月21日、関係閣僚会議後直ちに文部科学省新型インフルエンザ等対策本部を開催し、文部科学省関係機関への情報提供や協力・緊急連絡体制の構築要請等を実施
- ・ 1月23日、文部科学省関係機関に対する武漢市への不要不急の渡航の自粛に関して要請
- ・ 1月24日、教育委員会や大学等に対して、手洗い等の感染対策を含めた注意喚起の事務連絡を発出。
- ・ 1月28日、教育委員会や大学等に対して、感染症にかかった児童生徒等

- への出席停止の扱い等について事務連絡を発出
- ・ 1月29日、教育委員会や大学等に対して、中国から帰国した児童生徒等への対応について通知を発出
 - ・ 1月29日、日本人留学生に対するメッセージを発信
 - ・ 1月29日、文部科学省HPに新型コロナウイルス関連特設ページを開設
 - ・ 1月30日、大学等に対し、大学入学者選抜の実施に関し、感染した場合等の受験生への配慮について事務連絡を発出
 - ・ 2月3日、政府全体の方針等を踏まえ「中国から帰国した児童生徒等への対応について」（令和2年1月29日付通知）を更新するとともに、いじめや偏見等の相談窓口として「24時間子供SOSダイヤル」等を周知。さらに、教育委員会等に対し、高等学校入学者選抜における対応について事務連絡を発出
 - ・ 2月4日、スポーツ関係団体に対して注意喚起をするとともに、国際競技大会等の延期等についての情報を収集し、スポーツ庁に報告するよう依頼
 - ・ 2月5日、日本人留学生に向けた奨学金の扱いに関するメッセージを発信
 - ・ 2月6日、中国から帰国した児童生徒等への対応に関する学齢簿の弾力的な取扱いについて事務連絡を発出
 - ・ 2月7日、正しい知識に基づく感染対策、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見の防止等のための大臣メッセージを公表
 - ・ 2月10日、政府全体の方針等を踏まえ「中国から帰国した児童生徒等への対応について（2/10現在）」を教育委員会や大学等に対し改めて通知
 - ・ 2月13日、教育委員会や大学等に対し、浙江省から帰国した児童生徒等についても湖北省から帰国した児童生徒等と同様の扱いにする旨の事務連絡を発出
 - ・ 2月14日、日本人留学生及び外国人留学生に関する対応や関連情報を1つにまとめわかりやすくした事務連絡（これまで依頼してきた事項に加え、大学入学者選抜や履修登録上の配慮、新規渡日者への情報提供等を含めたもの）を発出
 - ・ 2月18日、教育委員会や大学等に対し、①学校における臨時休業の考え方、②発熱等の風邪の症状がみられる時には自宅休養するなどの感染症対策について事務連絡を発出
 - ・ 2月18日、海外から帰国した児童生徒の国内での就学等に関する相談に対応するため、文部科学省及び海外子女教育振興財団に相談窓口を開設し、相談への対応や支援等を実施。

- ・ 2月19日、教育委員会等に対して、高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について事務連絡（第2報）を発出
- ・ 2月20日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急研究に対して、科学研究費助成事業特別研究促進費による助成を行うことを決定
- ・ 2月25日、教育委員会や大学等に対して、①学校における出席停止や臨時休業等の考え方（第2報）、②学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について事務連絡を発出
- ・ 2月26日、全国的なスポーツ・文化イベント等について中止、延期または規模縮小等の措置を要請
- ・ 2月28日、教育委員会等に対して、①新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について通知を発出するとともに、②一斉臨時休業に関するQ & A（3月5、9、11、13日、17日更新）、③臨時休業に伴う教育課程関係の参考情報、④臨時休業に関しての幼稚園の対応について事務連絡を発出
- ・ 2月28日、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設における、実習の弾力的な取扱い等について、厚生労働省と連名で事務連絡を発出
- ・ 3月2日、臨時休業期間中における放課後児童クラブ等の活用による子供の居場所の確保について依頼するとともに、臨時休業期間における学習支援コンテンツを紹介する「子供の学び応援サイト」を開設
- ・ 3月4日、小・中・高等学校等における臨時休業の実施状況に関する調査結果を公表
- ・ 3月5日、教育委員会に対して、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保について通知を発出
- ・ 3月6日、「学校の臨時休業の実施状況、取組事例等について」を公表し各地域における取組事例等を紹介
- ・ 3月10日、全国的なスポーツ・文化関係イベント等の自粛等の取組の継続について要請
- ・ 3月10日、ユネスコ主催「新型コロナウイルス感染症の流行に伴う休校措置に係るハイレベル会合」において、学校の全国一斉臨時休業の必要性及び臨時休業期間中の学習支援の取組について国際的に発信
- ・ 3月11日、臨時休業に伴う学校給食休止への対応について事務連絡を発出
- ・ 3月13日、卒業式のシーズンを迎え、萩生田文部科学大臣からのメッセージ「この春卒業を迎える皆さんへ」を公表。また、内閣官房、厚生労働省、経済産業省と連携し、経済団体・業界団体の長に対し、就職活動

及び内定者への特段の配慮について要請

- ・ 3月13日、「学校の臨時休業の実施状況、取組事例等について」を更新し公表
- ・ 3月16日、新型コロナウイルス感染症対策のための小・中・高等学校等における臨時休業の状況等について、調査結果を公表
- ・ 3月16日、臨時休業期間における学習支援コンテンツを紹介する「子供の学び応援サイト」に、子供の読書活動を推進するため「子供の読書キャンペーン」特設ページを開設
- ・ 3月17日、新型コロナウイルス感染症対策に係る春季休業期間中の留意点について周知
- ・ 3月17日、新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業に関連した子供の居場所の確保等に関する各自治体の取組状況等について、調査結果を公表
- ・ 3月18日及び4月9日、教科書発行者に対して、教科書の円滑な利用を図るため格別の配慮を要請する事務連絡を発出
- ・ 3月18日、臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食の調理業務等受託者に対する配慮について事務連絡を発出
- ・ 3月20日、大規模なスポーツ・文化イベント等に関し、引き続き主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められること等について周知
- ・ 3月24日、①令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について、②各学校等における教育活動の再開へ向けたマスクの準備について事務連絡を発出
- ・ 3月24日、教育委員会や大学等に対して、授業の開始等について事務連絡を発出
- ・ 3月26日、教育委員会や大学等に対して、新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した学生等への支援等について事務連絡を発出
- ・ 3月26日、①教育活動の再開等に関するQ&A（以降、随時更新。）②学校給食従事者におけるマスクの着用及び手指の消毒について事務連絡を発出
- ・ 3月26日、教育委員会等に対して、新型コロナウイルス感染症に起因して海外から帰国した児童生徒等への対応について事務連絡を発出
- ・ 3月31日、都道府県教育委員会に対して、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業に伴う令和元年度要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費）の取扱いについて事務連絡を発出
- ・ 4月1日、教育委員会や大学等に対して、新型コロナウイルス感染症に

対応した臨時休業の実施に関するガイドラインの改訂について通知を
発出

- ・ 4月1日、学事日程の取扱い及び遠隔授業の活用に関するQ & A（4月21日更新）について事務連絡を発出
- ・ 4月6日、教科書の内容に対応した教材を提示する資料の作成について教科書発行者に依頼する事務連絡を発出
- ・ 4月6日、「授業目的公衆送信補償金制度」に関して、指定管理団体が、令和2年度に限って特例的に補償金額を無償として申請することを決定。
- ・ 4月6日、文化庁HPに文化芸術関係者に対する支援情報窓口を開設。
- ・ 4月7日、①新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドラインの改訂について②新型コロナウイルス感染症対策に関する学校の新学期開始状況等について、調査結果を公表
- ・ 4月7日、新型コロナウイルスに関する研究者等向けの情報を発信するポータルサイトを開設。
- ・ 4月7日、スーパーコンピュータ「富岳」の試行的利用を一部前倒し新型コロナウイルスに関する研究に利用するとともに、大学・国研のパソコンの同目的に関する活用の臨時公募（4月15日～）を実施。
- ・ 4月7日、4月13日、4月17日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を受けた対応及び研究活動に係る考え方について所管の研究開発法人等に対して周知
- ・ 4月7日、海技士養成施設に指定されている学校における遠洋実習の弾力的な取扱いについて、国土交通省が事務連絡を発出したことを周知する事務連絡を発出
- ・ 4月8日、スポーツ団体・個人向けに、自粛等による運営面・収入面への影響への支援策や施設・イベント等の再開支援策、収束後のスポーツ活動への関心・熱意の盛り上げ支援策を相談窓口とともに周知、及び「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発出されたことを踏まえた注意事項等を周知
- ・ 4月8日、文化芸術関係の団体・個人向けに、自粛等による運営面・収入面への影響に対する支援策や施設・イベント等の再開支援策、収束後の文化芸術活動への関心・熱意の盛り上げ支援策を支援情報窓口とともに周知。また、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発出されたことを踏まえた注意事項等を周知。
- ・ 4月9日、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出されたことを受け、大学病院に対し、都道府県と連携し、患者受入れ病床の確保等の取組を

依頼する通知を发出

- ・ 4月10日、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について、各教育委員会等に通知を发出
- ・ 4月13日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する学校の新学期開始状況等について」調査結果を公表
- ・ 4月13日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する大学等の対応状況について」調査結果を公表
- ・ 4月13日、学芸員資格が取得可能な大学に対して、学芸員資格取得に必要な博物館実習について、多くの博物館が休館している実態等を鑑み、弾力的な運用について通知を发出
- ・ 4月14日、ユネスコ主催第2回「新型コロナウイルス感染症の流行に伴う休校措置に係るハイレベル会合」において、学校の臨時休業に係る最新の状況等について国際的に発信
- ・ 4月15日、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた競争的研究費制度の各種運用について」のページを開設し、各種手続きの期限延長等の対応状況についてとりまとめ、HPに公表
- ・ 4月16日、新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底について事務連絡を发出
- ・ 4月17日、新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドラインの改訂について通知を发出
- ・ 4月17日、大学等に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について周知
- ・ 4月17日、各都道府県・指定都市教育委員会に対して、4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止により影響を受ける学校給食関係事業者に対する配慮について事務連絡を发出
- ・ 4月20日、学校の設置者等に対して、学校臨時休業対策費補助金への御協力について事務連絡を发出
- ・ 4月21日、学校再開後を見据え、「新型コロナウイルス感染症対策にかかる学校をサポートする人材確保における退職教員の活用について」事務連絡发出及び大臣メッセージ「教職を一度退職された先生方へ（ご協力をお願い）」をHPに掲載
- ・ 4月21日、①「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した公立学校における学習指導等の取組状況について」調査結果を公表するとともに、②教育委員会等に対し、臨時休業を行う場合の学習の保障等について通知を发出

- ・ 4月23日、文化芸術関係の団体・個人向けに、接触機会の低減に向けた取組の周知について、事務連絡を発出
- ・ 4月23日、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けた家庭での学習や校務継続のためのICTの積極的活用について通知を発出
- ・ 4月23日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する大学等の対応状況について」調査結果を公表
- ・ 4月24日、「学校・子供応援サポーター人材バンク」を開設し、HP上に登録フォームを掲載し、SNS等で周知
- ・ 4月24日、「新型コロナウイルス感染症対策のための学校における臨時休業の実施状況について」調査結果を公表
- ・ 4月24日、都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型コロナウイルス感染症対策の軽症者等の対応における学校給食提供機能の活用について事務連絡を発出
- ・ 4月27日、スポーツ団体等に対して、外出自粛時において、安全に運動・スポーツに取り組んでいただくためのポイントについて周知
- ・ 4月27日、大学等に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた高等教育の修学支援新制度の運用等について周知
- ・ 4月28日、平成30年改正著作権法による「授業目的公衆送信補償金制度」を施行
- ・ 4月28日、教育委員会等に対し、「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施にあたっての厚生労働省からの協力依頼について通知を発出
- ・ 4月29日、ユネスコ主催第3回「新型コロナウイルス感染症の流行に伴う休校措置に係るハイレベル会合」及び第1回「ユネスコ国内委員会オンライン会議」において、学校の再開に関する最新状況、学校再開後の対応等について国際的に発信
- ・ 4月30日、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、海技士養成施設に指定されている学校における、乗船実習の乗船履歴の特例について、国土交通省が事務連絡を発出したことを周知する事務連絡を発出
- ・ 4月30日、教育委員会や大学等に対して、新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する経済的支援等について事務連絡を発出
- ・ 5月1日、教育委員会等に対して、学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について通知
- ・ 5月1日、大学等に対して、遠隔授業等の面接授業以外の実施に係る留意点や実習等の弾力的な取扱いについて事務連絡を発出
- ・ 5月1日、博物館、劇場・音楽堂の関係者向けに、新型コロナウイルス

- 感染症対策のための政府の支援策の周知について事務連絡を発出。
- ・ 5月1日、都道府県・指定都市教育委員会に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による学校給食関係事業者への対応について事務連絡を発出
 - ・ 5月4日、スポーツ団体等に、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえた注意事項等を周知
 - ・ 5月4日、文化芸術関係の団体・個人向けに、緊急事態宣言の延長とイベント自粛や施設の使用制限要請等の周知について事務連絡を発出。
 - ・ 5月7日、ICTを活用した著作物の円滑な利用のための対応について、関係する著作権等管理事業者に依頼するとともに、教科書の円滑な利用のための継続的な対応について、教科書発行者に依頼
 - ・ 5月7日、教育委員会等に対して、新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業中における障害のある児童生徒の家庭学習支援に関する留意事項について事務連絡を発出
 - ・ 5月8日、各都道府県教育委員会等に対して、学校教育のための学習動画の作成・活用に当たっての留意事項を周知
 - ・ 5月11日、獣医学課程を置く各国公立大学に対して、獣医師国家試験の受験資格に係る取扱い等について、農林水産省と連名で事務連絡を発出
 - ・ 5月13日、「新型コロナウイルス感染症対策のための学校における臨時休業の実施状況について」調査結果を公表
 - ・ 5月13日、教育委員会等に対して、中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた令和3年度高等学校入学者選抜等における配慮事項について通知を発出
 - ・ 5月13日、外国人児童生徒等に対する学習指導・支援に活用できる情報や指導の際の留意事項等について、事務連絡を発出
 - ・ 5月13日、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令等を公布・施行し、災害共済給付の共済掛金の支払期限等を延長
 - ・ 5月13日、都道府県・指定都市教育委員会等に対して、臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の食に関する指導等について事務連絡を発出
 - ・ 5月14日、大学等に対して、令和3年度大学入学者選抜における総合型選抜及び学校推薦型選抜の実施に当たり、配慮が必要な事項を通知
 - ・ 5月14日、スポーツ団体等に対して、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」における緊急事態措置を実施すべき区域の変更を踏まえた注意事

- 項等を周知、及びスポーツ庁 HP におけるスポーツ関係団体等のガイドラインの掲載について周知
- ・ 5月14日、文化芸術関係の団体・個人向けに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」における緊急事態措置を実施すべき区域の変更に係る事項や、関係団体等において作成・公表された業種・施設の種別のガイドラインの周知について、事務連絡を発出。
 - ・ 5月15日、学校教育活動再開時における登下校時の安全確保について、事務連絡を発出
 - ・ 5月15日、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について、各教育委員会等に通知を発出
 - ・ 5月15日、大学等に対して、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について周知
 - ・ 5月18日、学校臨時休業対策費補助金における地方負担への措置について事務連絡を発出
 - ・ 5月18日、海技士養成施設に指定されている学校における遠洋実習の弾力的な取扱いについて、国土交通省が適用対象を拡大した事務連絡を発出したことを周知する事務連絡を発出
 - ・ 5月18日、海技士養成施設に指定されている学校における乗船実習の乗船履歴の特例について、国土交通省が正式な事務連絡を発出したことを周知する事務連絡を発出
 - ・ 5月18日、都道府県・指定都市教育委員会に対して、学校臨時休業対策費補助金における地方負担への措置について事務連絡を発出
 - ・ 5月19日、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業に伴う令和2年度要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費）の取扱いについて事務連絡を発出
 - ・ 5月19日 大学等に対して、「学びの継続」のための『学生支援金緊急給付金』の申請・選考についての事務連絡を発出
 - ・ 5月21日、教育委員会等に対して、学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について周知
 - ・ 5月22日、教育委員会等に対して、今年度における学校の水泳授業の取扱いについて周知
 - ・ 5月22日、スポーツ団体等に対して、外出自粛時において、安全に運動・スポーツに取り組んでいただくためのポイントの改正について周知
 - ・ 5月22日、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マ

- ニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22.Ver.1）を公表
- ・ 5月22日、文部科学省関係機関向けに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」における緊急事態措置を実施すべき区域の変更に係る事項の周知について、事務連絡を発出
 - ・ 5月25日、大学・短期大学・高等専門学校等に対して、日本に留学中の外国人学生が利用可能な諸制度について周知
 - ・ 5月25・26日、文部科学省関係機関向けに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」における緊急事態宣言の解除や、催物の開催制限、施設の使用制限の段階的な緩和に係る事項の周知について、事務連絡を発出
 - ・ 5月27日、派遣教師・日本人学校・補習校・派遣元の教育委員会に対して、国内において在外教育施設における業務に従事する派遣教師に対する在勤基本手当の支給について事務連絡を発出
 - ・ 5月27日、熱中症事故の防止に係る留意点について都道府県教育委員会等に周知
 - ・ 5月27日、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等の授業の実施状況について、調査結果を公表
 - ・ 5月27日、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」のための人的・物的体制整備（令和2年度第2次補正予算案の概要等）について、教育委員会等に事務連絡を発出
 - ・ 5月27日、学校における教育活動の再開等にあたっての児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について、教育委員会等に通知を発出
 - ・ 5月29日、教育委員会や大学等に対して、新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等への経済的支援等に関する「学生の”学びの支援”緊急パッケージ」の公表及び相談対応等における留意点について事務連絡を発出
 - ・ 6月1日、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設における、実習の弾力的な取扱い等について、厚生労働省と連名で事務連絡を発出（2月28日付け事務連絡の更新版）
 - ・ 6月1日、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等の授業の実施状況について、調査結果を公表
 - ・ 6月1日、「新しい生活様式」を踏まえた家庭での取組について、事務連絡を発出
 - ・ 6月1日、主要な経済団体に対して、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた2020年度卒業予定者等の就職・採用活動への配慮について要請

- ・ 6月3日、新型コロナウイルス感染症に関する学校の再開状況について、調査結果を公表
- ・ 6月4日、学校における消毒の方法等について、事務連絡を发出
- ・ 6月5日、教育委員会等に対して、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて、通知を发出
- ・ 6月5日、教育委員会等に対して、学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について、通知を发出
- ・ 6月5日、大学等に対して、これまで周知を行ってきた留意事項等について、「新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」として整理したものを送付
- ・ 6月8日、教育委員会等に対して、学校等欠席者・感染者情報システムへの加入・活用を依頼する事務連絡を发出
- ・ 6月9日、学校等設置者に対して、「学びの保障」施策説明会を Youtube live を用いて開催
- ・ 6月11日、令和3年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等の変更について、厚生労働省と連名で教育委員会等に通知を发出
- ・ 6月12日、教育委員会・自治体担当者、教職員、保護者等に対して、「学びの保障」オンラインフォーラムを YouTube live を用いて開催
- ・ 6月16日、令和2年度第二次補正予算の成立を受け、大学病院に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の積極的な活用による機能強化の取組を依頼する通知を发出
- ・ 6月16日、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.6.16.Ver.2）を公表
- ・ 6月19日、教育委員会等に対して、障害のある幼児児童生徒へ指導等を行う際の、新型コロナウイルス感染症対策の考え方と取組について、通知を发出
- ・ 6月19日、大学や高等学校等に対して、試験期日及び試験実施の際の配慮事項等について定めた、令和3年度大学入学者選抜実施要項を通知
- ・ 6月19日、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校に対し、医療的ケアを行う際の留意事項を周知
- ・ 6月22日、教育委員会等に対して、令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たっての留意事項について、事務連絡を发出
- ・ 6月26日、教育委員会や大学等に対して、新型コロナウイルス感染症に

係る影響を受けた学生等への経済的支援等における留意点について事務連絡を発出

- ・ 6月29日、都道府県教育委員会等に対して、「熱中症予防月間」における熱中症事故の防止に係る留意点について事務連絡を発出
- ・ 6月30日、都道府県教育委員会に対して、令和2年度要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費）の取扱いについて事務連絡を発出
- ・ 6月30日、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の学習保障に向けたカリキュラム・マネジメントの取組事例について」を公表
- ・ 7月1日、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等の授業の実施状況について、調査結果を公表
- ・ 7月17日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、新型コロナウイルス感染症の対応に伴う令和2年度文部科学省が行う学校宛ての定期的な調査の見直しについて事務連絡を発出
- ・ 7月17日、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について、調査結果を公表
- ・ 7月17日、教育委員会等に対して、学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について通知を発出（第2報）
- ・ 7月27日、大学等に対して、本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について事務連絡を発出
- ・ 7月28日、大学等に対して、飲食店等におけるクラスター発生の防止に関して学生等や教職員への注意喚起を行うよう依頼
- ・ 7月31日、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の学習保障に向けたカリキュラム・マネジメントの取組事例について」（第2弾）を公表
- ・ 8月6日、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.8.6.Ver.3）を公表
- ・ 8月6日、教育委員会等に対して、学校かかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等についての通知を発出
- ・ 8月7日、派遣教師・日本人学校・補習校・派遣元の教育委員会等に対し、国内において在外教育施設における業務に従事する派遣教師に対する住居手当等の支給について事務連絡を発出
- ・ 8月11日、大学における新型コロナウイルス感染症対策の好事例について公表
- ・ 8月13日、最終学年以外の児童生徒に係る教育課程に関して、令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学

- 年に移して教育課程を編成することを可能とする特例について告示
- ・ 8月25日、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて、文部科学大臣メッセージを公表
 - ・ 8月27日、教育委員会等に対して、高校生の就職試験においてオンライン面接が実施される場合の留意事項について、厚労省作成の企業向けリーフレットとともに事務連絡を发出
 - ・ 9月3日、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.9.3.Ver.4）を公表
 - ・ 9月3日、教育委員会等に対して、運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底についての通知を发出
 - ・ 9月15日、大学における後期授業の実施方針の調査について公表
 - ・ 9月15日、各大学・高専に対し、大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について通知を发出
 - ・ 9月15日、専門学校等に対して、専門学校等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について通知を发出
 - ・ 9月23日、各大学や専門学校等に対して、新卒応援ハローワークにおける就職支援業務等について事務連絡を发出
 - ・ 10月6日、専修学校等に対して、専修学校等における外国人留学生の入国に関する対応について事務連絡を发出
 - ・ 10月7日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、国際的な往来の再開を踏まえた外国人留学生の入国に対する対応について周知
 - ・ 10月14日、経済3団体に対し、令和2年度新規高等学校等卒業者の採用選考において、延期または中止となっている資格・検定試験が存在することから、これらに合格していないことをもって採用選考において不利に取り扱われることがないよう、配慮を要請
 - ・ 10月16日、新型コロナウイルス差別・偏見プロジェクトを発足し、都道府県と指定都市の教育委員会に対し、文部科学省が監修した新型コロナウイルス感染症に係る啓発動画や関連資料等について事務連絡を发出
 - ・ 10月20日、日本人学校等に対し、同学校等において新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教育の実施状況を記録するための様式例を送付
 - ・ 10月20日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、日本人学校等の在校歴がある入学志願者に係る令和3年度高等学校入学者選抜等における配慮事項について周知

- ・ 10月22日、ユネスコ主催の教育大臣級会合である「グローバル教育会合」の臨時会合において、コロナ禍における政府の対応等について国際的に発信
- ・ 10月30日、教育委員会等に対して、令和3年度高等学校入学者選抜等における無症状の濃厚接触者の取扱いについて事務連絡を发出
- ・ 11月6日、大学等に対して、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する学生等への周知について事務連絡を发出
- ・ 11月12日、日本人学校等に対して、海外に在住する児童生徒の入学者選抜に伴う一時帰国等に係る指導・周知等を依頼する事務連絡を发出
- ・ 11月13日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について事務連絡を发出
- ・ 11月19日、専修学校等に対して、専修学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について事務連絡を发出
- ・ 11月19日、コロナ禍で生じている高等教育の課題等について、萩生田文部科学大臣と大学団体を代表する学長との意見交換会を実施
- ・ 11月19日、各大学等に対して、新型コロナウイルス感染症対策分科会（11月9日開催）において取りまとめられた緊急提言を踏まえ、感染症対策の徹底について周知
- ・ 11月30日までに、新型コロナウイルスに関する遺伝子組換え実験を行う場合のカルタヘナ法上の大臣確認申請について、のべ316件の確認を決定

(14) 厚生労働省

- ・ 1月6日、自治体、医師会、検疫所に対し、中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起を実施
- ・ 1月17日、自治体、医師会、検疫所、航空会社に対し、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起を実施
- ・ 1月22日、航空会社等に対し、新型コロナウイルスに関連した感染症について、協力を依頼
- ・ 1月23日、自治体に対し、新型コロナウイルスに関する検査対応について、協力を依頼
- ・ 1月23日、自治体に対し、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力を依頼
- ・ 1月23日、検疫所に対し、新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る検疫対応について依頼
- ・ 1月23日、航空会社等に対し、新型コロナウイルスに関連した感染症の

発生に係る協力を依頼

- ・ 1月24日、出入国在留管理庁に対し、新型コロナウイルスに関連した感染症の周知等の徹底について協力を依頼
- ・ 1月28日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症及び検疫感染症と定める政令を閣議決定
- ・ 1月28日、関係団体に対し、マスクの安定供給等について協力を依頼
- ・ 1月28日、厚生労働省の電話相談窓口を設置
- ・ 1月31日、自治体に対し、保育所等における新型コロナウイルスへの対応について保育所等への周知を依頼
- ・ 2月1日、自治体に対し、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」を発出
- ・ 2月3日、自治体に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」を発出
- ・ 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表
- ・ 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- ・ 2月20日、自治体に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」を発出
- ・ 2月21日、経済団体に対し、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組について要請
- ・ 2月24日、自治体に対し、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」を発出
- ・ 2月25日、新型コロナウイルス クラスタ対策班を設置
- ・ 2月26日、感染拡大防止に向けて労使団体へ協力要請
- ・ 2月27日、自治体に対し、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して保育所等や放課後等デイサービス事業所等の対応について、事務連絡を発出
- ・ 2月28日、自治体に対し、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して児童福祉施設等の対応について、事務連絡を発出
- ・ 2月28日、自治体に対し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う理容師養成施設及び美容師養成施設の対応について、事務連絡を発出
- ・ 2月28日、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の対象事業主の範囲を拡大
- ・ 3月3日、マスクの売渡し指示及び北海道への優先配布について公表

- ・ 3月6日、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査に取り組む企業等の相談窓口を設置
- ・ 3月6日、新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮について要請
- ・ 3月9日、新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例的なコースの申請受け付け開始
- ・ 3月10日、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について、関係団体に対して要請
- ・ 3月10日、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置を追加実施
- ・ 3月10日、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施
- ・ 3月13日、新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業に対応する保護者支援等に関するコールセンターを設置
- ・ 3月13日、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動及び2019年度卒業・修了予定等の内定者への特段の配慮について要請
- ・ 3月18日、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の申請受付を開始

(15) 農林水産省

- ・ 1月9日及び16日、動物検疫所本所から各支所に対して、現場で検査を行う職員に自らの健康管理に注意をするように指示
- ・ 1月15日、「新型コロナウイルスとの関連が疑われる肺炎に関する情報連絡室」を設置
- ・ 1月17日、庶務課長会議で新型コロナウイルスに関して省内に情報共有
- ・ 1月21日、関係閣僚会議が開催され、新型コロナウイルスに関する省内連絡会議（以下「省内連絡会議」という。）において、省内に情報共有（以降、省内連絡会議は6月15日時点で21回開催）
- ・ 1月23日、植物防疫所本所から各支所等に対して、現場で検査を行う職員に自らの健康管理に注意をするように指示
- ・ 1月24日、所管する関係団体等に対し、「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房）」ポータルサイト設置について周知
- ・ 1月27日、所管する業界団体等に対し、帰国希望調査（外務省）につい

て周知

- ・ 1月30日、新型コロナウイルスに関する農林水産省対策本部（以下「省対策本部」という。）を設置・開催し、大臣より今後の状況の変化に即応できるよう、万全の体制を整え準備することについて指示
- ・ 1月30日、新型コロナウイルスに関する関係省庁連絡会議において、農林水産省の職員派遣等の対応状況を報告
- ・ 1月30日からチャーター機により中国から帰宅した邦人が宿泊する施設（①勝浦ホテル三日月（勝浦市）②税関研修所（柏市）③国立保健医療科学院（和光市）④税務大学校（和光市））に対し、食事（弁当等）^{（※1）}及び飲食料品（野菜ジュース、水、お茶等）を提供^{（※2）}
 - （※1）サラダ類の要望が多いことから、順次対応（2月4日以降、全施設で対応、2月7日（金）以降、デザートとしてヨーグルトとプリンを交互に提供、2月9日（日）以降、メニュー内容に応じてカットフルーツを提供）
 - （※2）食料支援要請に対し、159,630点を提供済
- ・ 1月30日、新型コロナウイルスに関する東海農政局対策本部員等連絡会議を開催し、情報共有及び体制構築を確認
- ・ 2月1日、帰国邦人受入のための宿泊施設に当省職員を派遣
- ・ 2月3日、新型コロナウイルスに関する九州農政局対策本部（以下、「九州農政局対策本部」）を設置、開催
- ・ 2月5日、新型コロナウイルスに関連した感染症に対する農林水産省の対応（取組）について省ホームページに掲載
- ・ 2月6日、派遣要員のサポートのため、税務大学校（和光市）における食事情を調査
- ・ 2月18日、省対策本部（第2回）を開催し、大臣より退避邦人の方々やクルーズ船から下船された方々に対する食事等の提供等について、引き続き最大限の努力をすること等について指示
- ・ 2月18日、新型コロナウイルスに関する北海道農政事務所対策本部、新型コロナウイルスに関する東北農政局対策本部、新型コロナウイルスに関する関東農政局対策本部、新型コロナウイルスに関する北陸農政局対策本部、新型コロナウイルスに関する東海農政局対策本部、新型コロナウイルスに関する近畿農政局対策本部、新型コロナウイルスに関する中国四国農政局対策本部、新型コロナウイルスに関する北海道森林管理局対策本部、新型コロナウイルスに関する東北森林管理局対策本部、新型コロナウイルスに関する関東森林管理局対策本部、新型コロナウイルスに関する中部森林管理局対策本部、新型コロナウイルスに関する近畿中

国森林管理局対策本部、新型コロナウイルスに関する四国森林管理局対策本部及び、新型コロナウイルスに関する九州森林管理局対策本部（以下九州農政局対策本部を含めて「各地方農政局・地方森林管理局対策本部」という。）を設置し、省対策本部（第2回）の開催を受け、各地方農政局・地方森林管理局対策本部を順次開催

- ・ 2月19日及び20日、所管する関係団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策（感染の拡大防止に向けた行動等の環境整備）について周知
- ・ 2月21日、新型コロナウイルス感染症対策のうち、省（各地方農政局・地方森林管理局含む。）主催のイベント等（3月までに計画されているもの。）について開催の要否を検討
- ・ 2月21日、新型コロナウイルス感染症対策に係る環境整備として、時差出勤の導入及びテレワークの拡充について、本省及び地方局等職員を対象に25日から実施することを決定し、各局庁及び各地方農政局等の所管団体に対し周知
- ・ 2月25日、省対策本部（第3回）を開催し、大臣より本省で取り組んでいるテレワークや時差出勤について、地方でも徹底すること等について指示、各地方農政局・地方森林管理局対策本部も順次開催
- ・ 2月26日、水産庁から自治体に対し、「水産業協同組合の通常総会の開催時期について」を通知
- ・ 2月26日、新型コロナウイルス感染症対策（イベント開催の取扱い等の環境整備）について、政府対策本部（第14回）の総理発言を踏まえ、各局庁及び各地方農政局等の所管団体に対しその趣旨について改めて周知し、強かに呼びかけるよう通知
- ・ 2月26日、省内連絡会議において、イベント開催の取扱い及びマスク不足により事業継続が困難と見込まれる物資の特定等について、対応とフォローアップを確認
- ・ 2月27日、水産庁から自治体に対し、「新型コロナウイルス感染症の影響に対応した漁船保険事業の円滑な運営について」及び「新型コロナウイルス感染症の影響に対応した漁業共済事業及び漁業収入安定対策事業の円滑な運営について」を通知
- ・ 2月28日、新型コロナウイルスに関する農林水産省関連の影響調査（農林水産物、食品製造、流通業（外食・中食を含む）等において、関係業界団体を通じた聞き取り調査）を実施
- ・ 2月28日、林野庁は自治体に対し、「森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会の通常総会の開催時期について」を通知
- ・ 3月2日、省対策本部（第4回）を開催し、大臣より引き続きテレワー

- ク、時差出勤の実施について指示、消費者の皆様に対して冷静な購買活動をお願い、各地方農政局・地方森林管理局対策本部も順次開催
- ・ 3月2日、大臣官房参事官（経理）から工事発注部局に対し、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止措置等について」を通知
 - ・ 3月3日、消費・安全局が、消費者庁と連名で、各都道府県等に対し、食品表示法の弾力的運用を通知。
 - ・ 3月3日、EPA 協定に基づく関税割当申請書の郵送受付を可能に
 - ・ 3月4日、省対策本部（第5回）を開催し、大臣より消費者の皆様に対して冷静な購買活動を改めてお願い、各地方農政局・地方森林管理局対策本部も順次開催
 - ・ 3月4日、林野庁から自治体に対し、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事、業務及び森林整備事業等の一時中止措置等の解釈及び打合せ・検査の対応について」を通知
 - ・ 3月6日、省対策本部（第6回）を開催し、各地方農政局等の相談窓口設置等を確認、各地方農政局・地方森林管理局対策本部も順次開催
 - ・ 3月6日、新型コロナウイルス感染症に係る農業者や食品事業者等からの相談に適切に対応するため、各地方農政局等に相談窓口を設置
 - ・ 3月8日、新型コロナウイルス対策に関する農林水産省北海道現地対策本部を設置（本部長：伊東農林水産副大臣、副本部長：北海道農政事務所長、本部員：本省から5名職員を派遣）
 - ・ 3月9日、省対策本部（第7回）を開催し、大臣より第2弾緊急対応策とりまとめを指示、各地方農政局・地方森林管理局対策本部も順次開催
 - ・ 3月9日、消費・安全局が、消費者庁と連名で、各都道府県に対し、米トレーサビリティ法の弾力的運用を通知。
 - ・ 3月9日、食料産業局と政策統括官が連名で、各団体に対し、米トレーサビリティ法の弾力的運用について周知する通知を发出
 - ・ 3月9日、伊東北海道現地対策本部長は、鈴木道知事及び農林漁業関係者（ホクレン、JA 北海道中央会等）と業務継続のためのガイドライン策手について意見交換を実施
 - ・ 3月13日、省対策本部（第8回）を開催し、農林水産省（食料産業局・生産局・林野庁・水産庁）所管業界に対する新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインを取りまとめ、各地方農政局・地方森林管理局対策本部も順次開催
 - ・ 3月13日、農林水産省（食料産業局・生産局・林野庁・水産庁）所管業界に対する新型コロナウイルスの感染者発生時の対応、業務継続に係る

ガイドラインについて公表

- ・ 3月17日、一般関税割当てに基づく関税割当申請書について、郵送でも受け付けることを可能に
- ・ 3月17日、EPA協定に基づく関税割当証明書について、郵送による交付を可能に
- ・ 3月19日、省対策本部（第9回）を開催し、省内職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等を想定した対応に関する農林水産省新型インフルエンザ等対応業務継続計画の改正を決定、各地方農政局・地方森林管理局対策本部も順次開催
- ・ 3月19日、省内職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等を想定した対応について、農林水産省新型インフルエンザ等対応業務継続計画の改正を実施
- ・ 3月23日、農林水産本省への来館者に対して、入館時の確認の強化措置を実施
- ・ 3月25日及び26日、東京都知事の外出自粛要請を受け、食料の安定供給を図るため、所管団体に対して、円滑な食料供給を要請
- ・ 3月26日、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う食料供給の影響を把握するため、小売店等における食料品の供給状況の調査を実施
- ・ 3月26日、省対策本部（第10回）を開催し、大臣より国民の皆様に対して落ち着いた購買行動をとっていただくよう重ねてお願い、各地方農政局・地方森林管理局対策本部も順次開催
- ・ 3月30日、省対策本部（第11回）を開催し、大臣より基本的対処方針に従って省の業務継続を考え、国民への食料の安定供給に全力を尽くすよう指示、各地方農政局・地方森林管理局対策本部も順次開催
- ・ 3月31日、新型コロナウイルス感染症の影響に関する農林漁業者からのヒアリングを実施
- ・ 4月6日、緊急事態宣言に伴う食品その他生活必需品の安定供給の確保について、経済産業省と共同で関係団体に通知
- ・ 4月6日、新型コロナウイルス感染症に伴う店舗での感染拡大予防の取組について、関係団体に通知
- ・ 4月6日、省対策本部（第12回）を開催し、事務局機能の強化、積極的な広報・情報発信の拡充及びテレワークの更なる推進を確認、各地方農政局・地方森林管理局対策本部も順次開催
- ・ 4月7日、緊急事態宣言を受け、大臣メッセージ「国民の皆様へ」を发出
- ・ 4月7日、緊急事態宣言対象区域の7都府県の都道府県対策本部に地方

農政局職員をリエゾンとして派遣

- ・ 4月7日、緊急事態宣言対象区域の7都府県内の地方出先機関に、省現地対策本部を設置
- ・ 4月8日、基本的対処方針の改正について、関係団体に周知
- ・ 4月8日、大臣官房参事官（経理）から工事発注部局に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」を通知
- ・ 4月10日、愛知県が緊急事態宣言、岐阜県が非常事態宣言を独自に発表したことを受け、両県内の地方出先機関に省現地対策本部を設置
- ・ 4月13日、新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関して、関係団体代表者宛に農林水産大臣、厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣の連名による要請を実施
- ・ 4月13日、出勤者7割削減を実現するための在宅勤務の徹底等について、関係団体に要請
- ・ 4月16日、緊急事態措置を実施すべき区域が7都府県から全都道府県に拡大されたことを受け、40道府県内の地方出先機関に省現地対策本部を設置
- ・ 4月17日、省対策本部（第13回）を開催し、緊急事態宣言の対象区域が全国に拡大して「新たなステージ」へ入ったこと、各地方自治体と連携し、特にこの1週間は農林水産業等への影響や食料供給の状況を詳細に把握することを指示、各地方農政局・地方森林管理局対策本部も順次開催
- ・ 4月24日、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策」について、農林水産省HPで公表、農林漁業者・食品関連事業者へ周知
- ・ 4月30日、令和2年度補正予算が成立し、農林水産業・食品産業に関するコロナ支援情報がすぐに探せるウェブサイトを正式にオープンし、プレスリリース
- ・ 5月1日、省対策本部（第14回）を開催し、補正予算の現場への周知徹底と、職員においても、人との接触を8割減らし、新たな10のポイントを参考に、感染拡大防止に努めることについて確認、各地方農政局・地方森林管理局対策本部も順次開催
- ・ 5月4日、省対策本部（第15回）を開催し、大臣より①テレワークの積極的な推進等の感染拡大防止の取組の徹底、②農林水産業、食品関連産業に対する事業継続の要請、③食品の価格と供給状況の把握、補正予算の積極的な周知と早期執行について指示、各地方農政局・地方森林管理

局対策本部も順次開催

- ・ 5月11日、基本的ガイドラインについて、「『新たな生活様式』の実践例」や「相談・受診の目安」等を踏まえて改訂
- ・ 5月20日、高収益作物次期作支援交付金の第1回公募を開始
- ・ 5月26日、省対策本部（第16回）を開催し、大臣より①第1次補正予算の早期執行・第2次補正予算の確保、②食料品の供給状況等調査や国民への情報発信、③テレワークの積極的な推進等の感染拡大防止の取組の徹底について指示、各地方農政局・地方森林管理局対策本部も順次開催
- ・ 5月29日、移行期間等における出張、会議・催物の取扱いについて、省内関係部局に周知
- ・ 6月3日、第2次補正予算、第1次補正予算の運用改善等を踏まえた「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策」について農林水産省HPに公表、農林漁業者・食品関連事業者へ周知
- ・ 6月4日、令和2年度の熱中症予防行動を踏まえた基本的ガイドラインの補足について、農業者、林業・木材産業関係者等に対して周知
- ・ 6月12日、第2次補正予算の成立に伴い、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策」について広報用パンフレットを作成し、農林漁業者・食品関連事業者へ周知
- ・ 6月17日、省対策本部（第17回）及び農林水産省緊急自然災害対策本部を合同で開催し、大臣より①今回措置した支援策の迅速な執行、②新しい生活様式の中で、感染防止の自覚を持つこと、③梅雨と台風の季節を迎え、コロナ禍における災害発生への対応の準備について指示
- ・ 6月23日、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の導入について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 6月29日、経営継続補助金の第1回公募を開始
- ・ 6月30日、高収益作物次期作支援交付金の第2回公募を開始
- ・ 7月9日、7月10日以降における会議・催物（イベント等）の取扱いについて、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 7月14日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの再徹底について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 7月21日、当省主催の会議・催物（イベント等）の取扱い（7/21時点）について、省内関係部局に周知
- ・ 7月21日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの改訂について、省内関係部局・関係団体に周知

- ・ 7月28日、8月1日以降における催物の開催制限等について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 8月7日、お盆休みにおける帰省等のあり方について、関係団体に周知
- ・ 8月25日、9月1日以降における催物の開催制限等について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 8月31日、特措法に基づく要請・指示や感染拡大予防ガイドラインの遵守促進について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 9月8日、Go To Eat キャンペーン事業について、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言も踏まえ、参加飲食店が守るべき感染症対策を決定
- ・ 9月11日、新型コロナウイルス感染症対策分科会において、Go To Eat キャンペーン事業によるオンライン飲食予約に伴うポイント付与開始について意見を求める
- ・ 9月14日、11月末までの催物の開催制限等について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 9月28日、省対策本部（第18回）を開催し、大臣より①省内一体となり、また関係省庁との連携を密にして、これまで講じてきた支援策をしっかりと現場に届けること、②引き続き新型コロナウイルスへの対策に全力で取り組むこと、③職員一人一人において、テレワークや時差出勤の活用、毎日の検温や手洗いの励行により、感染拡大防止に努めることを指示
- ・ 10月1日、Go To Eat キャンペーン事業（オンライン飲食予約によるポイント付与）開始
- ・ 10月5日、Go To Eat キャンペーン事業（食事券）が、新潟県を皮切りに開始（以後、各地域で順次開始）・10月12日、高収益作物次期作支援交付金の運用を見直し（減収のあった品目を対象とし、減収額を超えない範囲で交付金を支払うこととする等）
- ・ 10月16日、経営継続補助金の第1回公募分の採択結果を公表
- ・ 10月19日、経営継続補助金の第2回公募を開始
- ・ 10月21日、高収益作物次期作支援交付金の第3回公募を開始
- ・ 10月26日、新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 10月30日、高収益作物次期作支援交付金の運用見直しに伴う追加措置の実施を公表（早期の投資により生産性向上等を目指す取組に対する追加の支援措置）
- ・ 11月12日、寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について、省内

関係部局・関係団体に周知

- ・ 11 月 13 日、来年 2 月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 11 月 16 日、年末年始の休暇取得促進について、事務次官より省内職員に向けて指示
- ・ 11 月 16 日、「Go To Eat キャンペーン事業」における感染拡大防止策の強化について、お知らせ
- ・ 11 月 16 日、Go To Eat キャンペーン事業の食事券やポイントの利用を原則「4 人以下の単位」での飲食とすることについて、都道府県に検討を要請。
- ・ 11 月 19 日、新型コロナウイルス感染症に関する職場における一層の対策強化について、省内関係部局・関係団体に周知
- ・ 11 月 20 日、Go To Eat キャンペーン事業について、11 月 21 日以降順次、9 都道府県において食事券の利用、ポイントの付与・利用は、原則として「4 人以下の単位」での飲食とする対応を公表
- ・ 11 月 21 日、省対策本部（第 19 回）を開催し、大臣より、飲食店の皆様に対して業種別ガイドラインの遵守を再度お願いするとともに、利用者の皆様にも、改めて、基本的な感染防止対策を徹底することをお願い
- ・ 11 月 21 日、新型コロナウイルス感染症に関する職場における一層の対策強化に係る具体的取組について、省内職員に周知
- ・ 11 月 24 日、新型コロナの感染リスクを高める「5つの場面」に気をつけるよう省公式 SNS（Facebook、Twitter）及び MAFF アプリにて周知
- ・ 11 月 24 日、Go To Eat キャンペーン事業の食事券の新規発行の一時停止及び食事券やポイントの利用を控える旨の利用者への呼びかけの実施について、都道府県に検討を要請
- ・ 11 月 26 日、感染拡大地域における催物の開催制限等について、省内関係部局に周知
- ・ 11 月 26 日、新型コロナウィルスの感染リスクを高める「5つの場面」のうち、「飲酒を伴う懇親会等」に気をつけるよう省公式 SNS（Facebook、Twitter）及び MAFF アプリにて周知
- ・ 11 月 27 日、地域の感染状況を踏まえ、10 都道府県において食事券の新規販売停止、4 都道府県においてポイント及び既に発行された食事券の利用抑制の呼び掛けをする旨公表
- ・ 11 月 27 日、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意し、感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫について、省内の広報ツールを活用した

集中的な情報発信を省内に指示

- ・ 11月27日、新型コロナの感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫を
実践するよう省公式 SNS (Facebook、Twitter) 及び MAFF アプリにて周
知

(16) 経済産業省

- ・ 1月24日、所管する業界団体等に対し、「新型コロナウイルスに関連し
た感染症対策に関する対応について (内閣官房)」ポータルサイト設置に
ついて周知
- ・ 1月26日、所管する業界団体等に対し、「湖北省に在留している邦人の
みなさまへ (帰国希望者調査 (その1)) (外務省)」について周知
- ・ 1月27日、所管する業界団体等に対し、「湖北省に在留している邦人の
みなさまへ (帰国希望者調査 (その2)) (外務省)」について周知
- ・ 1月27日、大臣より帰国希望調査について中小企業関係団体等に周知
- ・ 1月28日、厚労省と共同で関係団体に対し、マスクの安定供給等につい
て協力を依頼
- ・ 1月29日、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工
会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並び
に全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構及び各地方経済産
業局等に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、中小
企業・小規模事業者からの経営上の相談を受付開始
- ・ 1月31日、「経済産業省・新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
- ・ 2月7日、関係省庁 (内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、中小企
業庁) においては、政府系金融機関等に対して、適時適切な貸出、返済
猶予等の既往債務の条件変更等、企業の実情に応じた十分な対応を行う
こと等の配慮要請。その際、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公
庫に対しては、セーフティネット貸付を活用も、併せて要請
- ・ 2月14日から、経営基盤の弱い下請等中小企業に対する影響を最小限と
するため、大臣名で業界団体代表者に、不当な取引条件の押しつけがな
いよう、親事業者の必要な配慮等について要請開始。
- ・ 2月14日、新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業・小規模
事業者の経営に支障が生じる可能性を踏まえて、特別相談窓口を設置す
るよう日本政策金融公庫に対して要請を行い、日本政策金融公庫が新型
コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口を開設し、セーフティネット
貸付の要件を緩和し、支援対象を今後の影響が懸念される事業者にま
で拡大。

- ・ 2月14日、新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれることから、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項をまとめ、プレスリリースを実施。
- ・ 2月20日、一般社団法人日本自動車工業会（豊田章男会長）、一般社団法人日本自動車部品工業会（岡野教忠会長）、経済産業省が共同で、自動車サプライチェーンへの今後の影響拡大の可能性に備え、対応に万全を期す観点から、自動車メーカー、部品メーカー、政府が連携し、業界大の迅速な情報共有や必要となる対応策を検討する「新型コロナウイルス対策検討自動車協議会」を立ち上げ。
- ・ 2月20日、経済産業省の各関係課から関係業界団体及び法人等（計948団体）に対し加盟各社へ、「従業員の方が休みやすい環境整備に向けて（協力依頼）」を周知するよう依頼。
- ・ 2月26日、経済産業大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣から、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた労使団体（日本経済団体連合会 中西会長、日本商工会議所 三村会頭、経済同友会 櫻田代表幹事、日本労働組合総連合会 神津会長）への協力要請等（テレワーク・時差通勤等）を実施。
- ・ 2月28日、影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、セーフティネット保証4号を発動することを決定。指定地域は47都道府県。
- ・ 2月28日、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業基盤整備機構、よろず支援拠点、中小企業庁及び地方経済産業局等における土・日の中小企業・小規模事業者からの経営上の相談体制を整備。
- ・ 3月2日、株式会社日本貿易保険において、貿易保険の手続きの期限猶予等の対応を発表。
- ・ 3月5日、新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれることから、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項をとりまとめプレスリリース。
- ・ 3月6日、影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、セーフティネット保証5号を発動することを決定。緊急的に40業種を指定。
- ・ 3月9日、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、総務省、及び経済産業省は、産業界や Civic Tech 団体と協力し、新型コロナウイルス感染症対策に対応した企業による支援情報等のデータを標準化し、公開する「#民間支援情報ナビ」プロジェクトを開始。

- ・ 3月10日、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、厚生労働大臣、公正取引委員会委員長と連名で関係団体を通じ、要請
- ・ 3月10日、影響を受けやすい下請等中小企業との取引において、納期遅れの対応や迅速・柔軟な支払いなど、一層の配慮を講じていただくよう、関係団体（1,142団体）を通じ、大臣名で業界団体代表者を通じ、親事業者に要請開始。
- ・ 3月10日、国民生活安定緊急措置法に基づくマスクの転売規制を実施するため、関連政令を閣議決定。3/15施行。
- ・ 3月11日、午前9時から、日本政策金融公庫、信用保証協会、商工会議所等に開設している「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」に加え、中小企業向け対応策の内容や資金繰りに関する相談に対応する「中小企業金融相談窓口」を設置
- ・ 3月11日、既の実施したセーフティネット保証に加えて、危機関連保証を初めて発動。また、セーフティネット保証5号の対象となる業種について、316業種を対象に追加指定。
- ・ 3月12日、総務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省では、テレワークの導入推進に向け、新型コロナウイルス感染症対策に対応する関係施策や、情報通信関連企業が実施している支援活動に係る情報を集約し、発信を開始。
- ・ 3月12日、総務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省では、テレワークの導入推進に向け、新型コロナウイルス感染症対策に対応する関係施策や、情報通信関連企業が実施している支援活動に係る情報を集約し、発信を開始。
- ・ 3月13日、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動及び2019年度卒業・修了予定等の内定者への特段の配慮を行うよう、内閣官房、文部科学省、厚生労働省と連名で関係団体に要請。
- ・ 3月17日、新型コロナウイルス感染症の影響で講習等が受講できない方など向けに受講期限等の延長措置を実施。

ガス消費機器設置監督者	講習を受けなければならない期間が令和2年3月31日に終了する方は、期間が1年間延長（特監法施行規則第9条）
充てん作業、液化石油ガス	講習を受けなければならない期間が令和2年3月31日に終了する方は、期間が1年間延長

設備士	(液石法施行規則第 74 条第 2 項～第 4 項、第 109 条)
業務主任者	講習を受けさせなければならない期間が令和 2 年 3 月 31 日に終了する場合は、期間が 1 年間延長。 なお、選任した日から 6 月以内に講習を受けさせなければならない場合であって、その期間が令和 2 年 2 月 1 日から 6 月 30 日までの間に終了する場合は、期間が 6 月延長 (液石法施行規則第 23 条)
保安係員、保安主任者	講習を受けさせなければならない期間が令和 2 年 3 月 31 日に終了する場合は、期間が 1 年間延長。 なお、選任した日から 6 月以内に講習を受けさせなければならない場合であって、その期間が令和 2 年 2 月 1 日から 6 月 30 日までの間に終了する場合は、期間が 6 月延長 (高圧ガス保安法 液石則第 66 条、一般則第 68 条、コンビ則第 27 条関係)
保安企画推進員	講習を受けさせなければならない期間が、選任後最初の講習は 6 月、二回目以降の講習は 1 年、延長 (高圧ガス保安法液石則第 66 条、一般則第 68 条、コンビ則第 27 条)
中小企業診断士	令和 2 年 2 月 1 日から同年 4 月 30 日までの間に新規登録、更新登録の申請が必要な方は、有効期間を 6 ヶ月間延長 令和 2 年 3 月 31 日までの間に養成課程の受講が必要な方は、有効期間を 1 年間延長

- ・ 3 月 18 日、新型コロナウイルス感染症に伴う株主総会開催に関するお問い合わせについての回答ページを HP に掲載。
- ・ 3 月 19 日、3 月 10 日に公表した第 2 弾の緊急対応策に盛り込まれた商工中金による危機対応業務(商工中金の全国約 100 支店において、中小・小規模事業者に対する実質無利子貸付の相談)を開始。
- ・ 3 月 19 日、厚生労働省及び経済産業省は、新型コロナウイルス感染症対策に対応する布製マスクの洗い方動画を作成し、公表。
- ・ 3 月 19 日、「生活不安に対応するための緊急措置」(令和 2 年 3 月 18 日新型コロナウイルス感染症対策本部)を踏まえ、電気・ガス事業者に対し、支払いの猶予等、迅速かつ柔軟な対応を要請。

- ・ 3月19日、YOUTUBEのmetichannelに、布マスクの洗い方の動画を掲載。
- ・ 3月23日、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、総務省及び経済産業省にて、新型コロナウイルス感染症対策として各府省及び地方公共団体等が、事業者向けに提供する各種支援情報を一元的に検索可能な検索サービスを提供開始。国が提供する支援制度から順次情報を登録開始し、準備が整い次第、順次、地方公共団体の支援制度まで対象を広げる予定。
- ・ 3月23日、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、セーフティネット保証5号の指定業種については、令和元年度第4四半期において、2回にわたり業種見直しを行い、計356業種を追加し、現在508業種を対象とした。今般、業種別の業況を踏まえ、令和2年度第1四半期の対象業種として587業種を指定。
- ・ 3月23日、YOUTUBEのmetichannelに、子ども向けの新型コロナウイルス感染症対策の動画を掲載。
- ・ 3月24日、厚生労働省及び経済産業省、消費者庁、文部科学省にて、新型コロナウイルス感染症対策についてわかりやすく紹介する動画を作成し、公表。手洗い、普段の健康管理、部屋の換気、マスクの自作を含む咳エチケットなど、国民一人ひとりができる新型コロナウイルス感染症対策を主に子供向けに紹介。
- ・ 3月24日、ガス料金について、その支払いが困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の支払期限を延長する特例措置の認可を実施。
- ・ 3月31日、新型コロナウイルスの検出を迅速に行う検査機器を、全国16カ所の医療機関に配備。3月10日に決定された予備費を活用し、現場での実効性や操作性の確認を行い、実利用の向け進めているところ。
- ・ 経済産業省・内閣官房（情報通信技術（IT）総合戦略室・新型コロナウイルス感染症対策推進室）・総務省・厚生労働省にて、地域での人流把握やクラスター早期発見等の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する統計データ等の提供について、プラットフォーム事業者・移动通信事業者等に要請。
- ・ 4月2日、法務省とともに、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主総会の運営上想定される事項についての考え方をまとめ、公表。
- ・ 4月7日、政府より緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、電気・ガ

ス事業者に対し、料金支払いの猶予等、柔軟な対応を行うことを改めて要請。

- ・ 4月8日、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、同感染症の影響を受ける業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、中小企業者の資金繰り支援措置として、セーフティネット保証5号の対象業種の追加指定を行うことを決定。この措置により、一般保証と別枠の保証が利用可能に。
- ・ 4月8日、令和2年度補正予算案の閣議決定を受け、これまでの資金繰りに関する相談に加え、「中小企業 金融・給付金相談窓口」において給付金関係の相談を受け付け開始。
- ・ 4月8日、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、電気事業者及びガス事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に対して、改めて、電気及びガスの安定的な供給及び現場の安全の確保に万全を期すことを要請。
- ・ 4月10日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関し、産業保安規制の一部（定期保安検査等）について安全確保を前提としつつ柔軟な対応ができるよう、各関係法令において検査・点検期限の延長等を可能とする制度改正を実施。
- ・ 4月13日、新型コロナウイルス感染症による経済全般への甚大な影響踏まえ、雇用維持等に関して適切な配慮を行うよう、厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣と連名で、関係団体に対して要請。
- ・ 4月13日、梶山経済産業大臣が、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の観点から、日本商工会議所等の中小企業団体の長に対して、在宅勤務等の対応を進めていただくことを要請。経済産業省では、所管の948団体に対して、同様の要請を行うとともに、特に取引先等の出勤についても配慮するよう要請。
- ・ 4月15日、(独)製品評価技術基盤機構は、台所用洗剤等を用いた消毒方法について、新型コロナウイルスに対する有効性評価を開始。
- ・ 4月16日、4月12日よりLINE公式アカウント「経済産業省 新型コロナ 事業者サポート」を開設。友だち登録をしていただくことで、アプリ内で支援メニュー検索機能を利用でき、さらに経済産業省が発信、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様向けの支援メニューに関する新着情報を随時受け取ることが可能。
- ・ 4月16日、経済産業省、農林水産省、消費者庁と公益財団法人流通経済研究所が連携し、店舗における感染拡大防止のための取組の好事例を

収集し、発信するため、Web サイトを開設。

- ・ 4月17日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、医療現場で不足している医療用ガウン（アイソレーションガウン）の製造について、これまで製造経験のない国内縫製事業者等が生産に着手できるよう、帝人フロンティア株式会社に型紙データの無償公開を依頼し、提供されることに。
- ・ 4月17日、梶山経済産業大臣は、ASEAN 議長国であるベトナムのチャン・トゥアン・アイン商工大臣との間で電話会談を実施。緊密な経済関係を築いてきた日 ASEAN が、新型コロナウイルス感染拡大の難局を乗り越え、危機に強い経済を構築するため、両閣僚は「経済強靱性に関する日 ASEAN 共同イニシアティブ」の発出に合意。
- ・ 4月24日、中小企業庁では、新型コロナウイルス感染症の影響で足下の経営課題でお困りの事業者の皆様に、事業や雇用の維持のため、新たな給付金制度の創設をはじめとする、各種支援制度をわかりやすく紹介したリーフレットを作成。
- ・ 4月24日、梶山経済産業大臣兼ロシア経済分野協力担当大臣とレシェトニコフ経済発展大臣が TV 会談を実施し、新型コロナウイルス感染症対策における、迅速検査キットを含む日露協力の可能性について議論し、8 項目の「協力プラン」の医療分野の中に位置付けた上で、更なる協力を拡大していくことで一致。
- ・ 4月24日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、中小企業者の資金繰り支援措置の対象事業者を拡大する方針です。具体的には、セーフティネット保証 5号の対象業種を全業種とし、また、政府系金融機関・信用保証協会が融資や保証の対象外となっている業種について見直しを行う方針。
- ・ 4月24日、電気事業者・ガス事業者による料金の支払いの猶予等の柔軟な対応を図るべく、託送供給約款等について、講じていた特例措置を延長するための認可を実施。
- ・ 4月27日、「持続化給付金」について、申請要領等の速報版を公表。なお、補正予算成立後速やかに、確定版を公表予定。
- ・ 4月28日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）に係る令和 2年度の書類の提出期限の延長等を措置。
- ・ 5月1日、持続化給付金の申請受付を開始。
- ・ 5月1日、民間金融機関での実質無利子・無担保融資を開始。
- ・ 5月8日、持続化給付金の支給額の算定方式を変更し、10 万円未満の

額についても追加的に支給を開始。

- ・ 5月12日より順次、全国に持続化給付金の申請サポート会場を開設。
- ・ 5月13日、電気事業者・ガス事業者による料金の支払いの猶予等の柔軟な対応を図るべく、託送供給約款等について、講じていた特例措置を延長するための認可を実施（合計3カ月の繰り延べ）。
- ・ 5月22日、(独)製品評価技術基盤機構で行っている消毒方法の有効性評価について、第3回検討委員会が開催され、複数の界面活性剤が新型コロナウイルスに対して有効と発表。
- ・ 5月22日、国民生活安定緊急措置法に基づく消毒等用アルコールの転売規制を実現するため、関連政令を閣議決定、5月26日施行。
- ・ 5月29日、(独)製品評価技術基盤機構で行っている消毒方法の有効性評価について、第4回検討委員会が開催され、新たに2種類の界面活性剤が、新型コロナウイルスに対して有効と発表。
- ・ 6月8日、持続化給付金の申請サポートについて、全国の商工会、商工会議所において、専門の相談員を配置し、各種相談対応を強化。
- ・ 6月24日、電気事業者・ガス事業者による料金の支払いの猶予等の柔軟な対応を図るべく、託送供給約款等について、講じていた特例措置を延長するための認可を実施（合計4カ月の繰り延べ）。
- ・ 6月26日、(独)製品評価技術基盤機構で行っている消毒方法の有効性評価について、第5回検討委員会（最終回）が開催され、新型コロナウイルスに対して有効な消毒物資（一部の界面活性剤及び次亜塩素酸水）をとりまとめ。

(17) 国土交通省

- ・ 1月16日、海事局、港湾局、航空局、観光庁から、業界団体等に対し、感染対策に係る水際対策の徹底について協力要請を发出
- ・ 1月20日、航空局から、武漢市からの直行便を就航する航空会社に対し、機内アナウンスの実施について協力要請を发出
- ・ 1月21日、関係閣僚会議後、直ちに国土交通省幹部会議を開催し、国土交通大臣から関係局に対して、迅速かつ的確な情報提供、水際対策の徹底等について指示を发出
- ・ 1月21日、海事局、港湾局、航空局、観光庁から、業界団体等に対し、感染対策に係る水際対策の徹底について協力要請を发出
- ・ 1月21日、自動車局から、業界団体に対し、感染対策に係る要請を发出
- ・ 1月22日、観光庁から、JNT0認定観光案内所に対し、感染対策に係る

協力要請を発出

- ・ 1月22日、航空局から、武漢市からに加え、上海市からの直行便を就航する航空会社に対し、機内アナウンスの実施と「質問表」及び「健康カード」の配布について協力要請を発出
- ・ 1月22日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対し、感染対策を周知
- ・ 1月23日、航空局から、中華人民共和国から本邦到着便を就航する航空会社に対し、機内アナウンスの実施と「健康カード」の配布について協力要請を発出
- ・ 1月23日、観光庁から、業界団体等に対し、感染対策に係る水際対策の徹底について協力要請を発出
- ・ 1月24日、関係閣僚会議後、国土交通省幹部会議を開催し、国土交通大臣から関係局に対して、迅速かつ的確な情報提供の継続、航空機内・船内における「健康カード」、アナウンスの中国全便への拡大などの一層の水際対策への協力、入国後に発症した外国人旅行者の医療機関受診についての宿泊施設への周知、空港・港湾職員の感染予防対策及びこれらの措置の確実な実施に向けた状況把握について指示を発出
- ・ 1月24日、海事局から、業界団体、外国のクルーズ客船会社の日本代理店等に対し、中華人民共和国発着の外航客船、クルーズ客船における船内アナウンスの実施と「健康カード」の配布について協力要請を発出するとともに、各船舶での対応状況を個別に確認する取組を開始
- ・ 1月24日、港湾局から、港湾管理者及び業界団体に対し、検疫所との連携及び感染対策に係る協力要請を発出するとともに、厚生労働省に対し、クルーズ船の入港予定情報を提供
- ・ 1月24日、航空局から、業界団体に対し、感染対策に係る協力要請を発出
- ・ 1月24日、観光庁から、宿泊業関係団体、都道府県等の住宅宿泊事業者主管部局、観光案内所、観光協会、中国人の訪日観光を取り扱う旅行会社に対し、体調不良が認められる観光客の医療機関受診の勧奨、医療機関の紹介及び従業員等の感染対策に係る協力要請を発出
- ・ 1月24日、観光庁から、旅行業協会に対し、外務省が湖北省全域の感染症危険情報をレベル3に引き上げたことを受け、ツアーの企画・催行について中止することを念頭に慎重な判断を行うよう要請を発出
- ・ 1月27日、港湾局から、港湾管理者に対し、CIQ官署等も含めた既存の関係機関会議を活用した情報共有等の実施に係る協力要請を発出するとともに、関係省庁等に対し、春節期間中のクルーズ船の寄港状況に

係る情報を提供

- ・1月27日、観光庁から、宿泊業関係団体に対し、新型コロナウイルスに関する対策ポイント、症状が発現した場合の行動等、宿泊者への情報提供のためのチラシの配布を要請
- ・1月28日、観光庁から、民泊仲介業者に対し、新型コロナウイルスに関する対策ポイント、症状が発現した場合の行動等、宿泊者への情報提供のための多言語チラシの配布を要請
- ・1月28日、観光庁HPに、官邸HPの感染対策特集ページのリンクを貼るとともに観光庁ツイッターにも掲載
- ・1月28日、自動車局から、バス・タクシー団体に対し、感染対策に係る更なる周知徹底を図るとともに、従業員に感染が確認された場合に国土交通省に報告するよう要請
- ・1月29日、海事局から、業界団体等に対し、国内でのまん延防止のための措置の徹底を要請する文書を発出
- ・1月29日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対し、改めて感染対策に係る周知徹底を図るとともに、従業員に感染が確認された場合に報告するよう要請
- ・1月29日、観光庁から、中国人の訪日観光を取り扱う旅行会社に対し、ツアー参加者の健康状態のチェックや発熱等の症状が出た場合の連絡・相談先の周知を実施
- ・1月29日、観光庁から、都道府県等の住宅宿泊事業者主管部局に対し、新型コロナウイルスに関する対策ポイント、症状が発現した場合の行動等、宿泊者への情報提供のための多言語チラシの配布を要請
- ・1月29日、道路局が帰国邦人の羽田空港から千葉県勝浦の施設までの移送にあたり、NEXCO東日本等の調整を行い、圏央道高滝湖SAをトイレ休憩施設等として確保し、搬送を支援
- ・1月30日、自動車局から、業界団体に対し、バス内におけるヒトからヒトへの感染が疑われる事案が発生したことに伴い、再度、感染を予防するため、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策の更なる徹底を要請
- ・1月30日、航空局から、業界団体に対し、空港職員等の感染予防対策の徹底を要請
- ・1月30日、観光庁から、中国人の訪日観光を取り扱う旅行会社に対し、バスの運転手・ガイド含むスタッフの健康状態のチェック、感染症対策等の徹底について協力を要請。また、旅行業協会等に対し、旅行者や添乗員等への適切な情報提供、発症が認められた場合における医療

- 機関の受診の勧奨、医療機関の紹介等の支援、添乗員等に対するマスクの着用、手洗い及び消毒などの感染症対策にかかる周知を要請
- ・ 1月30日、水管理・国土保全局から、国土交通省所管ダム管理者等に対して、感染予防対策を要請
 - ・ 1月30日、港湾局から、港湾管理者や関係団体等に対し、国際埠頭の従業員等の感染予防対策の徹底を要請
 - ・ 1月30日、大臣官房人事課から、国土交通大学校柏研修センターに対し、帰国邦人の受入れ態勢を検討するよう指示
 - ・ 1月31日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対して、マスクの着用等の感染予防対策の実施と従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、速やかに各運輸局に報告するよう要請
 - ・ 1月31日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対して、訪日外国人旅行者向けコールセンター等の周知への協力を依頼
 - ・ 1月31日、港湾局から、港湾管理者や関係団体等に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用にかかる閣議了解を周知
 - ・ 1月31日、港湾局から、港湾管理者に対し、国際旅客船ターミナルにおける、訪日外国人旅行者向けコールセンター等の周知を協力要請
 - ・ 1月31日、海事局から、海事関係団体等に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用にかかる閣議了解を周知
 - ・ 1月31日、海事局から、業界団体等に対し、国際旅客船ターミナルにおける、訪日外国人旅行者向けコールセンター等の周知を協力要請
 - ・ 1月31日、観光庁から、中国人の訪日観光を取り扱う旅行会社に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用にかかる閣議了解を周知
 - ・ 1月31日、観光庁から、日本政府観光局（JNTO）に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用にかかる閣議了解の周知を協力要請
 - ・ 1月31日、観光庁から、宿泊業関係団体、旅行業協会に対し、訪日外国人旅行者向けコールセンター等の周知を協力要請
 - ・ 1月31日、観光庁から、旅行業協会に対し、外務省が湖北省以外の中国全域の感染症危険情報をレベル2に引き上げたことを受け、ツアーの企画・催行について中止することを念頭に慎重な判断を行うよう要請を発出
 - ・ 1月31日、観光庁は、感染症等を起因とした外国人観光客の減少等、経営環境の変化に直面している宿泊事業者等からの相談や要望にきめ細やかに対応するため、地方運輸局等内に特別相談窓口を設置

- ・1月31日、道路局から、各地方支分部局及び高速道路会社に対し、道の駅、バスタ、高速道路のSA・PA等不特定多数の人が集まる場所における通常の感染症対策及びJNTOの訪日外国人旅行者向けコールセンター設置の周知等の事務連絡を发出
- ・1月31日、水管理・国土保全局から、下水道管理者及び関係法人に対して、感染予防対策等を要請
- ・1月31日、国土地理院内の一般見学施設である「地図と測量の科学館」において、職員や一般利用者への感染予防策（マスク着用、手洗い励行）の徹底及び不測の事態が発生した場合の連絡体制を確認済み
- ・2月1日、ホテル三日月（勝浦市）に退避邦人（政府対応ユニット）対応のため、国土交通省より5名を派遣
- ・2月1日、観光庁から、都道府県等の住宅宿泊事業者主管部局、民泊仲介業者に対し、訪日外国人旅行者向けコールセンター等の周知を協力要請
- ・2月1日、観光庁から、民泊制度ポータルサイトに訪日外国人旅行者向けコールセンター連絡先等を掲載し周知
- ・2月1日、水管理・国土保全局から、人が多く集まる施設（交流館、資料館等）に対し、訪日外国人旅行者向けコールセンター等の周知を要請
- ・2月1日、道路局が帰国邦人の千葉県勝浦の施設から和光市への移送にあたり、トイレ休憩施設として千葉国道事務所のトイレを提供し、移送を支援
- ・2月2日、海事局から、業界団体等に対し、国内でのまん延防止のための措置の再徹底を要請する文書を发出
- ・2月3日、自動車局から、業界団体に対し、車内、営業所やバスターミナル等におけるチラシの掲示・配布等による、訪日外国人旅行者向けコールセンター等の周知を協力要請
- ・2月3日、水管理・国土保全局から、所管施設管理者等に対し、感染症予防対策及び訪日外国人旅行者向けコールセンター等の周知を要請
- ・2月3日、観光庁から中国人の訪日観光を取り扱う旅行会社、観光協会に対し、訪日外国人旅行者向けコールセンター等の周知を協力要請
- ・2月3日、海事局から、旅客船関係の業界団体等に対し、従業員が感染した際の報告を要請する文書を发出
- ・2月3日、航空局から、中華人民共和国から本邦到着便を就航する航空会社に対し、機内アナウンスの実施と「健康カード」及び「質問票」の配布について協力要請を发出

- ・2月3日、都市局から、国営公園に対し、感染予防対策の周知徹底等について要請を発出するとともに、都市公園を管理する地方公共団体に対しても同様の取組を行うよう協力依頼
- ・2月3日、クルーズ船・ダイヤモンドプリンセス号に係る検疫錨地の確保について、港湾局が横浜市と調整
- ・2月4日、都市局から、自治体を通じて地下街管理会社等に対し、感染予防対策の周知徹底等について協力依頼
- ・2月5日、観光庁から、宿泊業関係団体、都道府県等の住宅宿泊事業者主管部局、民泊仲介業者、中国人の訪日観光を取り扱う旅行会社に対し、新型コロナウイルス対策チラシ（内閣広報室制作）の周知を依頼
- ・2月5日、観光庁から、都道府県等の住宅宿泊事業者主管部局、民泊仲介業者に対し、「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について（厚生労働省通知）」を配布することで、新型コロナウイルス対策のために事業者が日頃留意すべき事項、新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合の対応方法、感染が疑われる宿泊者に接触対応した場合等の従業員の対策を周知
- ・2月5日、海事局から、業界団体に対し、船員に対する感染防止対策の充実について要請
- ・2月5日、海事局から、業界団体等に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用を受けた外航船舶運航事業者における対応について協力要請
- ・2月5日、海事局から、旅客船関係の業界団体等に対し、旅客が感染した際の報告を要請
- ・2月6日、港湾局から、港湾管理者に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用にかかる2/6付け閣議了解を周知・要請
- ・2月6日より、乗客の下船オペレーションに係るプレハブ施設管理や案内誘導等、及びリエゾン業務のため、横浜港大黒ふ頭に関東地方整備局職員を派遣
- ・2月6日、観光庁から、宿泊業関係団体に対し、「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について（厚生労働省通知）」の周知を依頼
- ・2月7日、自動車局から、バス・タクシー・トラックなどの関係業界団体に対し、厚労省が作成した感染症対策のチラシを、営業所、車内、バスターミナル等に掲示することにより、利用者に対する感染症対策の周知を協力要請。
- ・2月7日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対し、政府の作成した感染症対

- 策のチラシを、職場や駅構内等に掲示することにより、従業員及び利用者に対する感染症対策の周知への協力を要請
- ・ 2月7日、都市局から、国営公園に対し、首相官邸ホームページの周知及び感染症対策の徹底について要請を発出するとともに、都市公園を管理する地方公共団体に対しても同様の取組を行うよう協力依頼
 - ・ 2月7日、航空局から、業界団体等に対し、首相官邸ホームページの周知及び感染症対策の徹底について協力を要請
 - ・ 2月8日より、船会社と政府関係者との連絡調整等のため、クルーズ会社に国土交通省職員を派遣
 - ・ 2月10日、都市局から、自治体を通じて地下街管理会社等に対し、厚労省が作成した感染症対策のチラシの掲示等による感染症対策の周知を協力依頼
 - ・ 2月10日、道路局より帰国邦人のバス輸送を担う会社に対し、首都高速道路高架下駐車場の空き状況を情報提供
 - ・ 2月12日、海事局から、海事関係団体等に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用にかかる2/12付け閣議了解を周知・要請
 - ・ 2月12日、海事局から、海事関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症に係る予防・まん延防止の再徹底（啓発ポスター及び健康カードの更新、関係機関からの最新情報の入手、船内アナウンスの実施等）について協力を要請
 - ・ 2月12日、観光庁から、中国人の訪日観光を取り扱う旅行会社、日本政府観光局（JNTO）に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用にかかる閣議了解の周知を協力要請
 - ・ 2月12日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省が中国からの早期の一時帰国や中国への渡航延期の検討のスポット情報を発出したことを受け、ツアーの企画・催行のほか、手配旅行についても中止することを念頭に慎重な判断を行うよう要請を発出
 - ・ 2月12日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対し、新幹線駅・主要な在来線駅の構内における消毒液の設置をはじめとした利用者の感染症対策を要請
 - ・ 2月12日、港湾局から、港湾管理者に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用にかかる2/12付け閣議了解を周知・要請
 - ・ 2月12日、航空局から、関係事業者等へ新型コロナウイルスに関連した感染症対策の徹底（出入国管理及び難民認定法に基づく措置、機内アナウンスの実施、健康カード及び質問票の配布、検疫当局への協力、従業員等の感染予防対策、利用者の感染拡大防止、関係機関からの最

新情報の入手)に関する協力要請を発出

- ・2月13日、水管理・国土保全局から、所管施設管理者等に対し、人が多く集まる施設への消毒液の設置等の感染症予防対策を要請
- ・2月13日、都市局から、国営公園に対し、消毒液の設置等、利用者の感染拡大防止に万全を期すよう要請を発出するとともに、都市公園を管理する地方公共団体に対しても同様の取組を行うよう協力依頼
- ・2月13日、都市局から、自治体を通じて地下街管理会社等に対し、地下街における消毒液の設置等による利用者の感染症対策を協力依頼
- ・2月13日、住宅局から、地方公共団体、(独)都市再生機構、業界団体等に対し、公営住宅等の入居者やビルの利用者等に対する首相官邸ホームページの周知及び感染症対策の注意喚起について、協力を要請
- ・2月13日、土地・建設産業局から、建設業関係団体等に対し、不特定の人や職員が訪れる施設、営業所、事業所、工事現場、寮等における消毒液設置等の感染症予防対策を要請
- ・2月13日、自動車局から、バスの関係業界団体に対し、不特定多数の者が集まる施設等における、アルコール消毒液の設置をはじめとした利用者に係る感染症対策を要請
- ・2月13日、自動車局から、バス・タクシーの関係業界団体に対し、再度、感染を予防するため、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策の更なる徹底、利用者に対する感染症対策の周知を要請
- ・2月13日、海事局から、海事関係事業者団体に対し、人が多く集まる場所への消毒液の設置等の感染症予防対策を要請
- ・2月13日、観光庁から、宿泊業関係団体、都道府県等の住宅宿泊事業者主管部局、民泊仲介業者、観光案内所、観光協会、日本政府観光局(JNTO)、旅行業協会に対し、不特定多数の者が集まる施設等における、アルコール消毒液の設置をはじめとした利用者に係る感染症対策を要請
- ・2月13日、道路局から各地方支分部局及び各高速道路会社に対し、道の駅、高速道路のSA・PA、バスタ等、不特定多数の人が集まる場所における消毒液設置等の感染症予防対策の実施について事務連絡を発出
- ・2月13日、道路局から各地方支分部局及び各高速道路会社に対し、道の駅、高速道路のSA・PA、バスタ等、不特定多数の人が集まる場所における消毒液設置等の感染症予防対策の実施について事務連絡を発出
- ・2月14日、土地・建設産業局から、不動産業関係団体等に対し、不特定の人や職員が訪れる施設、営業所、事業所、寮等における消毒液設置等の感染症予防対策を要請

- ・2月14日、住宅局から、業界団体等に対し、賃貸住宅の入居者に対する首相官邸ホームページの周知及び感染症対策の注意喚起について、協力を要請
- ・2月14日、住宅局及び厚生労働省から、各都道府県、業界団体等に対し、サービス付き高齢者向け住宅の入居者や職員に対する首相官邸ホームページの周知及び感染症対策の注意喚起について、協力を要請
- ・2月14日、海事局から、内航旅客船事業者団体に対し、船内での飲食を行う旅客船等について、まん延防止等の対策を徹底するよう周知
- ・2月14日、観光庁から、国内旅行を検討されている方に対し、正確な情報発信を行うとともに、情報入手先および旅行中の感染症対策について案内
- ・2月14日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省が中国浙江省温州市の感染症危険情報をレベル3に引き上げたことを受け、ツアーの企画・催行のほか、手配旅行についても中止することを念頭に慎重な判断を行うよう要請を发出
- ・2月14日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対し、従業員の感染症対策の徹底等、一般向け感染症対策の周知や新幹線駅・主要な在来線駅の構内における消毒液の設置等利用者の感染症対策を要請
- ・2月15日、自動車局から、バス・タクシーの関係業界団体に対し、点呼時に体温測定により体調の確認を行うこと等や感染予防対策の実施を確認すること、体調不良時には乗務を中止させ、速やかに医療機関に受診させる等、適切な対応を取ることにについて、速やかに措置するよう要請
- ・2月16日、クルーズ船に乗る米国民の帰国に関し、空港までの移動ルートとして、首都高速道路等の調整を行い、帰国を支援
- ・2月16日、道路局が米国民の帰国支援のため、警察庁、首都高速道路（株）等と調整し、横浜から羽田までの首都高速道路等の工事抑制による円滑な通行確保、無料化措置等を行い、移送を支援
- ・2月17日、国土交通省の各関係部局から関係法人の職員及び関係業界団体等の従業員に対し、「新型コロナウイルスを防ぐには（厚生労働省発表）」を周知し、感染拡大の防止について適切に対応するよう要請
- ・2月17日、観光庁は、感染症を起因とした旅行者の減少等、経営環境の変化に直面している旅行業者等の不安を解消するため、地方運輸局及び内閣府沖縄総合事務局内に特別相談窓口を設置
- ・2月17日、海事局から、内航旅客船事業者団体に対し、発出航前の体温測定等により体調の確認を行うこと、体調不良の場合は乗務させない

こと等を追加で要請

- ・2月18日、道路局から、高速道路のSA・PA、道の駅、バスタの施設管理者等に対し、「新型コロナウイルスを防ぐには（厚生労働省発表）」の職員等への周知や施設内への掲示等について要請
- ・2月18日、海事局から、海事関係団体等に対し、「横浜港で検疫中のクルーズ船の乗客の健康観察期間終了に伴う下船について（厚生労働省発表）」を周知し、感染拡大の防止と併せ、下船者についても適切に対応するよう要請
- ・2月18日、観光庁から、宿泊業関係団体及び旅行業協会等に対し、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」乗客の健康観察期間終了に伴う、下船者に対しての下船後の宿泊施設利用時等における適切な対応について要請
- ・2月18日、「新型コロナウイルス感染症に関する国土交通省の対応」のホームページを開設
- ・2月18日より、道路局がダイヤモンド・プリンセス号乗客を受け入れる愛知県の医療センターまでの移送にあたり、厚労省、警察庁、NEXCO中日本（株）等と調整を行い、SA・PA等に一定のスペースを確保の上仮設トイレを設置、無料化措置等を行い、移送を支援
- ・2月19日、道路局が豪州、新西蘭国民の帰国支援のため、警察庁、首都高速（株）等と調整し、横浜から羽田までの首都高速道路等の工事抑制による円滑な通行確保、無料化措置等を行い、移送を支援
- ・2月19日より3日間、ダイヤモンド・プリンセス号の乗客下船誘導等業務のため、横浜港大黒ふ頭及び横浜駅に関東運輸局から職員を派遣（～21日）
- ・2月20日、国土交通省の各関係部局から関係法人の職員及び関係業界団体等の従業員に対し、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ（厚生労働省発表）」の内容を周知
- ・2月20日、道路局がイスラエル国民の帰国支援のため、警察庁、首都高速（株）等と調整し、横浜から羽田までの首都高速道路等の工事抑制による円滑な通行確保、無料化措置等を行い、移送を支援
- ・2月20日、水管理・国土保全局から、下水道管理者及び関係法人に対して、テレワークや時差出勤の積極的な活用について要請
- ・2月21日、道路局がカナダ、イタリア国民の帰国支援のため、警察庁、首都高速（株）等と調整し、横浜から羽田までの首都高速道路等の工事抑制による円滑な通行確保、無料化措置等を行い、移送を支援
- ・2月21日、観光庁から、宿泊業関係団体に対し、クルーズ船「ダイヤモ

- ンド・プリンセス」乗客の健康観察期間終了に伴う、下船者に対しての下船後の宿泊施設利用時における適切な対応について再要請・2月22日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対し、従業員の感染症対策の徹底等、一般向け感染症対策の周知や新幹線駅・主要な在来線駅の構内における消毒液の設置等利用者の感染症対策を改めて要請
- ・2月22日、道路局がイギリス国民の帰国支援のため、警察庁、首都高速(株)等と調整し、横浜から羽田までの首都高速道路等の工事抑制による円滑な通行確保、無料化措置等を行い、移送を支援
 - ・2月22日、道路局が、料金収受会社の事務員の感染が判明した名古屋高速(名古屋高速道路公社管理)において、料金収受員が確保できず入口を閉鎖したが、25日よりETC利用者に限定することにより通行を確保(3月6日ETC限定解除)
 - ・2月24日、土地・建設産業局から、建設業関係団体等に対し、再度、施設、営業所、事業所、工事現場等における消毒液設置等の感染対策の更なる徹底等を要請
 - ・2月24日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対し、従業員の感染症対策の徹底等、一般向け感染症対策の周知や車内や新幹線駅・主要な在来線駅の構内における消毒液の設置等に加え駅構内の放送等を通じ、テレワークや時差出勤等の呼びかけを要請
 - ・2月24日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省が韓国の一部地域における症例の急増のスポット情報を発出したことを受け、最新の情報の把握と旅行者への正確な情報提供、感染予防措置の徹底等を行うよう要請
 - ・2月25日、国土交通省の各関係部局から関係法人の職員及び関係業界団体等の従業員に対し、「新型コロナウイルスQ&A(官邸HP)」等を周知
 - ・2月25日、道路局がフィリピン国民の帰国支援のため、警察庁、首都高速(株)等と調整し、横浜から羽田までの首都高速道路等の工事抑制による円滑な通行確保、無料化措置等を行い、移送を支援
 - ・2月25日、都市局から、国営公園に対し、新型コロナウイルスに関するQ&Aをまとめたチラシの掲示等による感染症対策要請を発出するとともに、都市公園を管理する地方公共団体に対しても同様の取組を行うよう周知
 - ・2月25日、自動車局から、バスの関係業界団体に対し、バスの待合所やバスターミナルにおけるバス利用者等へのテレワークや時差通勤等の呼びかけを要請
 - ・2月25日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省が大邱広域市及び

- 慶尚北道清道群の感染症危険情報をレベル2に引き上げたことを受け、ツアーの企画・催行のほか、手配旅行についても渡航の可否について、慎重な判断を行うよう要請
- ・2月26日、都市局から、自治体を通じて地下街管理会社等に対し、新型コロナウイルスに関するQ&Aをまとめたチラシの掲示等による感染症対策の周知を協力依頼
 - ・2月26日、土地・建設産業局から、監理技術者講習の実施機関に対し、講習受講者、講師及び職員への感染拡大防止に万全を期すとともに、感染者が判明した場合には適切な措置を講じ、国土交通省へ報告するよう通知
 - ・2月26日、航空局から関係事業者等へ、新型コロナウイルス感染症対策（入国禁止措置拡大に関する対応、入管・検疫当局との連携、従業員等・利用者の感染対策、テレワーク・時差出勤の積極的活用、イベント等開催の考え方等）の徹底に関する協力要請を发出
 - ・2月26日、道路局がインド国民の帰国支援のため、警察庁、首都高速(株)等と調整し、横浜から羽田までの首都高速道路等の工事抑制による円滑な通行確保、無料化措置等を行い、移送を支援
 - ・2月26日、港湾局から、港湾管理者等に対し、入国拒否地域の拡大について周知し、引続き水際対策の徹底を要請
 - ・2月26日、海事局から、海事関係団体等に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用にかかる2/26付け閣議了解を周知・要請
 - ・2月26日、海事局から、海事関係団体等に対し、新型コロナウイルスに関連した感染症対策の徹底（出入国管理及び難民認定法に基づく措置、船内アナウンスの実施、健康カード及び質問票の配布、検疫当局への協力、従業員等の感染予防対策、利用者の感染拡大防止、関係機関からの最新情報の入手）について協力を要請
 - ・2月26日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省がイラン全土の感染症危険情報について、レベル2を発出したことを受け、ツアーの企画・催行のほか、手配旅行についても渡航の可否について、慎重な判断を行うよう要請
 - ・2月26日、観光庁から、日本政府観光局（JNTO）に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用にかかる閣議了解の周知を協力要請
 - ・2月26日、観光庁から、宿泊業関係団体に対し、宿泊事業者向け支援内容の周知を依頼
 - ・2月26日、国土交通省の各関係部局から、関係法人等に対し、テレワー

ク・時差出勤等への協力の呼びかけや、多数の人が集まる全国的なイベント等について、当面の間、中止、延期又は規模縮小等の対応等を要請

- ・2月27日、国土交通本省から、発注担当部局に対し、感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について通知し、併せて、他の公共工事発注者に対して、この措置内容を参考周知
- ・2月27日、地方公共団体、建設業関係団体等に対し、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」を周知
- ・2月27日、土地・建設産業局は、監理技術者講習の実施機関に対し、3月末までに実施予定の講習については、それ以降に延期又は自宅学習の方法により実施するよう通知
- ・2月27日、土地・建設産業局から、都道府県に対し、「宅地建物取引士に対する講習（法定講習）における新型コロナウイルス感染症への対応について」を通知
- ・2月27日、水管理・国土保全局から、所管施設管理者等に対し、学習交流施設等の休館などを依頼
- ・2月27日、住宅局から、各登録講習機関に対し、4月末まで建築士定期講習の実施を控えること等について、「建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について」を通知。また、各都道府県及び各建築士関係団体等に対しても、同様の対応をお願いする旨について通知。あわせて報道発表も実施
- ・2月27日、住宅局から、各特定行政庁、指定確認検査機関に対し、トイレ、システムキッチン等の設備の部品供給の延滞により、これらの設備の納品が遅れ、工期が延びることが想定されることを受け、「完了検査の円滑な実施について」を通知。業界団体に対してもこの旨周知
- ・2月27日、住宅局から、各都道府県等に対し、有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について周知
- ・2月27日、住宅局から、各都道府県等に対し、建築物防災週間（春季）における防災査察の実施等の見直しを検討するよう要請
- ・2月27日、道路局から施設等を管理する各地方公共団体及び各高速道路会社等に対し、当面のイベントの開催に関する国交省の対応状況の周知及び適切な対応について要請
- ・2月28日、国土交通本省から、発注担当部局に対し、学校の臨時休業に伴う建設業法上の取り扱いの明確化について通知

- ・2月28日、国土交通本省から、地方整備局等に対し、直轄工事及び業務に係る検査、打ち合わせ等を可能な限りWEBを活用するほか、やむを得ず対面で行う場合はマスク着用などの予防対策をしたうえで最小限の人数とする等、適切に対応するように通知
- ・2月28日、土地・建設産業局から、登録講習機関に対し、「登録講習における新型コロナウイルス感染症への対応について」を通知
- ・2月28日、土地・建設産業局から、登録実務講習実施機関に対し、「登録実務講習における新型コロナウイルス感染症への対応について」を通知
- ・2月28日、土地・建設産業局から、登録実務講習実施機関に対し、「管理業務主任者に対する登録実務講習における新型コロナウイルス感染症への対応について」を通知
- ・2月28日、土地・建設産業局は、建設業関係団体等に対し、学校の臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が 短期間現場を離れること、工期途中で交代することは差し支えない旨通知するとともに、発注担当部局に対し、技術者等が確保できないといった事情により現場の施工の継続が困難な場合は、必要に応じ、工期の見直しや一時中止の措置を適切に講じるよう通知
- ・2月28日、土地・建設産業局は、地方公共団体、建設業関係団体等に対し、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈について」及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務に係る検査、打合せ等の対応について」を周知
- ・2月28日、土地・建設産業局から、マンション管理適正化法に規定する登録講習機関及び登録実務講習実施機関に対し、講習の延期の検討等を求める旨等を通知
- ・2月28日、土地・建設産業局は、建設業関係団体等に対し、学校の臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が短期間現場を離れること、工期途中で交代することは差し支えない旨通知するとともに、発注担当部局に対し、技術者等が確保できないといった事情により現場の施工の継続が困難な場合は、必要に応じ、工期の見直しや一時中止の措置を適切に講じるよう通知
- ・2月28日、住宅局から、各都道府県等に対し、建築基準法第12条第1項及び3項の規定に基づく定期報告の報告期限の猶予等について協力を依頼
- ・2月28日、住宅局及び厚生労働省から、各都道府県、業界団体等に対

し、サービス付き高齢者向け住宅等における新型コロナウイルスへの対応について周知

- ・ 2月28日、都市局から、国営公園に対し、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための屋内施設の休館等の対応を要請
- ・ 2月28日、自動車局において、自動車検査証の有効期間が令和2年2月28日から3月31日までの自動車について、全国一律に令和2年4月30日まで自動車検査証の有効期間を延長
- ・ 2月28日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省がイタリアのロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州の感染症危険情報について、レベル1を発出したことを受け、最新の情報入手や万全の安全対策を徹底するよう要請
- ・ 3月1日、道路局がインドネシア国民の帰国支援のため、警察庁、首都高速(株)等と調整し、横浜から羽田までの首都高速道路等の工事抑制による円滑な通行確保、無料化措置等を行い、移送を支援
- ・ 3月1日、観光庁から、宿泊業関係団体に対し、雇用調整助成金特例措置の事務業主対象拡大等について周知を依頼
- ・ 3月2日、国土交通本省から、発注担当部局に対し、直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について通知
- ・ 3月2日、観光庁から、観光関係団体に対し、宿泊事業者向け支援内容の周知を依頼
- ・ 3月2日、住宅局から、関係法人等に対し、雇用調整助成金特例措置の事務業主対象拡大等について周知
- ・ 3月2日、大臣官房技術調査課から、地方整備局等に対し、建設現場の遠隔臨場に関する試行について通知
- ・ 3月3日、国土交通省の各関係部局から関係業界団体等に対し、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の対象事業主の範囲の拡大について（厚生労働省発表）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）について（厚生労働省発表）」の内容を周知
- ・ 3月3日、水管理・国土保全局から、下水道管理者及び関係法人に対して、従業員等が感染した場合の速やかな報告を再要請
- ・ 3月3日、土地・建設産業局から、登録講習機関に対し、マンション管理業務主任者に対する講習（交付講習）について、自宅学習等による特例を認める旨を通知
- ・ 3月3日、道路局から地方支分部局及び（独）日本高速道路債権保有機

- 構に対し、道路占用手続きの許可期間及び工事期間の延長手続きの簡略化等に関する事務連絡を発出
- ・ 3月4日、国土交通省本省から調達担当部局及び関係法人に対し、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について（中小企業庁長官要請）」を周知
 - ・ 3月4日、水管理・国土保全局から、地方整備局等に対して、河川法許可手続きの一部の弾力的な運用について通知
 - ・ 3月5日、観光庁から、宿泊業関係団体及び旅行業関係団体等に対し、セーフティネット保証5号における宿泊業や飲食業旅行業者代理業旅行サービス手配業、ツアーオペレーター業などの追加指定について周知を依頼
 - ・ 3月5日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省がイラン全土、韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡の感染症危険情報をレベル2に引き上げたことを受け、ツアーの企画・催行のほか、手配旅行についても渡航の可否について、慎重な判断を行うよう要請。また、イタリアのロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州の感染症危険情報をレベル3に引き上げたことを受け、ツアーの企画・催行のほか、手配旅行についても中止することを念頭に慎重な判断を行うよう要請
 - ・ 3月5日、観光庁から、都道府県等の住宅宿泊事業者主管部局に対し、住宅宿泊事業者向け支援内容の周知を依頼
 - ・ 3月5日、水管理・国土保全局から、（独）水資源機構に対して、従業員等が感染した場合の速やかな報告を再要請
 - ・ 3月6日、都市局から、国営公園に対し、花見における飲食を伴う宴会等の自粛等の対応を要請
 - ・ 3月6日、土地・建設産業局から、宅建業法に規定する登録実務講習の実施機関に対し、Web講習等による代替措置に関する取扱いを通知
 - ・ 3月6日、土地・建設産業局から、マンション管理適正化法に規定する登録実務講習の実施機関に対し、Web講習等による代替措置に関する取扱いを通知
 - ・ 3月6日、自動車局から、バス・タクシーの関係業界団体に対し、バス・タクシーの車内換気に努めていただくよう要請
 - ・ 3月6日、国土交通省の各関係部局及び観光庁から、関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組（出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用、検疫の強化、査証の制限等、航空機の到着空港の制限等）にかかる3/6付け閣議了解について協力を要請

- ・3月6日、海事局から、海事関係団体等に対し、新型コロナウイルスに関連した感染症対策の再徹底（出入国管理及び難民認定法に基づく措置、船内アナウンスの実施、健康カード及び質問票の配布、検疫当局への協力、従業員等の感染予防対策、利用者の感染拡大防止、関係機関からの最新情報の入手等）について協力を要請
- ・3月6日、航空局から関係事業者等へ、新型コロナウイルス感染症対策（航空機の到着空港の限定に係る対応、入国禁止措置拡大に関する対応、入管・検疫当局との連携）の徹底に関する協力要請を发出
- ・3月6日、水管理・国土保全局から下水道管理者に対し、下水道事業従事者の安全衛生管理を要請
- ・3月9日、航空局から関係事業者等へ、新型コロナウイルス感染症対策（罹患確認時の早期報告、従業員等・利用者の感染対策）の再徹底に関する協力要請を发出
- ・3月10日、海事局から、海事関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症に係る予防・まん延防止の再徹底（啓発ポスター及び健康カードの更新、関係機関からの最新情報の入手、船内アナウンスの実施等）について協力を要請
- ・3月10日、海事局、港湾局、観光庁から、関係団体等に対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用にかかる3/10付け閣議了解等を周知・要請
- ・3月10日、航空局から関係事業者等へ、新型コロナウイルス感染症対策（入国禁止措置拡大に関する対応、イベント等開催の考え方等）の徹底に関する協力要請を发出
- ・3月10日、水管理・国土保全局から関係法人等に対し、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る労働者派遣法の遵守について」を周知
- ・3月11日、国土交通省の各関係部局及び観光庁から、関係法人等に対し、全国規模のイベントについて、今後概ね10日間程度は、引き続き中止、延期または規模縮小等の対応を要請
- ・3月11日、国土交通本省から、発注担当部局に対し、工事及び業務の一時中止措置の延長等について通知
- ・3月11日、国土交通本省から、発注担当部局に対し、公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について通知
- ・3月11日、国土交通本省から、発注担当部局に対し、下請契約及び下請代金支払いの適正化の徹底等について参考送付
- ・3月11日、国土交通本省から、発注担当部局に対し、直轄工事及び業務の入札等の手続の対応（対象期間の変更）について通知
- ・3月11日、水管理・国土保全局から、所管施設管理者等に対し、学習交流

施設等の休館延長などを依頼

- ・ 3月11日、土地・建設産業局から、建設業関係団体等に対し、下請契約においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として建設工事の一時中止・延期等に際しては、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講ずる等、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底に努めるよう要請
- ・ 3月11日、土地・建設産業局から、「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進について」を地方公共団体に対して通知するとともに建設業関係団体等宛へ周知。併せて、地方公共団体、建設業関係団体等に対し、「「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置の延長」等について」を周知
- ・ 3月11日、観光庁から、旅行業関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援策（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」）について周知
- ・ 3月12日、都市局から、国営公園に対し、国が設置管理し、不特定多数の方が利用する屋内施設の休館延長（3月22日まで）を依頼
- ・ 3月12日、住宅局から、関係法人等に対し、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援策（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」）について周知
- ・ 3月12日、水管理・国土保全局から、関係法人等に対し、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援策（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」）について周知
- ・ 3月12日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対し、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解を受け、①車内換気の励行や換気状況等の利用者への周知②人の密度を下げるため、テレワーク等の呼びかけの継続③咳エチケットの周知など、飛沫を飛ばさないよう利用者への呼びかけの継続を要請
- ・ 3月12日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省がスイス、スペイン、ドイツ及びフランス全土に感染症危険情報のレベル1を発出したことを受け、渡航する場合には特別な注意を払い、万全な安全対策を徹底すること、また、韓国、イタリア、イランの一部地域について、感染症危険情報のレベルを2または3に引き上げたことを受け、ツアーの企画・催行のほか、手配旅行についても中止することを念頭に慎重な判断を行うよう要請
- ・ 3月13日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省が米国・ワシントン

- 州及びカタル及びバーレーンに感染症危険情報のレベル1を発出したことを受け、渡航する場合には特別な注意を払い、万全な安全対策を徹底すること、また、欧州各国について、感染症危険情報のレベルを2または3に引き上げたことを受け、ツアーの企画・催行のほか、手配旅行についても中止することを念頭に慎重な判断を行うよう要請
- ・ 3月13日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省が海外のクルーズ船に乗船予定の方に対し、乗船の延期を含む安全確保について検討を求めた感染症広域情報を発出したことを受け、新型コロナウイルスの最新情報を常に入手するとともに、高齢者・基礎疾患をお持ちの方について感染した場合、重症化するリスクが高いことを踏まえ、乗船の延期を含む安全確保に万全を期すよう要請
 - ・ 3月16日、土地・建設産業局から、不動産鑑定評価法に規定する実務修習機関に対し、集団形式等で行われる実務修習について十分な感染防止対策の実施、又はインターネット等を活用した代替措置の検討を要請
 - ・ 3月16日、住宅局から、関係法人等に対し、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について」及び「中小企業信用保証のセーフティネット5号の追加指定について」周知
 - ・ 3月16日、水管理・国土保全局から、関係法人等に対し、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について」及び「中小企業信用保証のセーフティネット5号の追加指定について」周知
 - ・ 3月17日、観光庁から、宿泊業関係団体に対し、ビュッフェスタイルによる飲食の提供に関して、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解を周知依頼。
 - ・ 3月18日、水管理・国土保全局から、下水道管理者に対し、下水道使用料の支払猶予等の柔軟な措置の実施について検討要請
 - ・ 3月18日、観光庁から、JNTOに対し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用にかかる3/18付け政府対策本部了解を周知・要請
 - ・ 3月18日、海事局から、海事関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組（出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用、検疫の強化、査証の制限等）について協力を要請
 - ・ 3月18日、海事局から、海事関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症に係る予防・まん延防止の再徹底（啓発ポスター及び健康カードの更新、関係機関からの最新情報の入手、船内アナウンスの実施等）について協力を要請

- ・ 3月18日、港湾局から、関係団体等に対し、中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用、検疫の強化、査証の制限等）について協力を要請
- ・ 3月18日、観光庁から、旅行業協会等に対し、政府が行う水際対策強化に係る新たな措置について、周知徹底を行うよう要請
- ・ 3月18日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省が欧州各国に感染症危険情報発出、引き続き、レベル1の国・地域については、渡航する場合には特別な注意を払い、万全な安全対策を徹底すること、また、感染症危険情報のレベルを2または3に引き上げた国・地域については、ツアーの企画・催行のほか、手配旅行についても中止することを念頭に慎重な判断を行うよう要請
- ・ 3月19日、土地・建設産業局から、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応等の解釈等について」を地方公共団体に対して通知するとともに建設業関係団体等宛へ周知。併せて、地方公共団体、建設業関係団体等に対し、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について」等を周知
- ・ 3月19日、水管理・国土保全局から、所管施設管理者等に対し、学習交流施設等の休館延長等を再依頼
- ・ 3月19日、国土交通本省から、発注担当部局に対し、工事及び業務の一時中止措置の今後の対応について通知
- ・ 3月19日、国土交通本省から、発注担当部局に対し、直轄工事及び業務の入札等の手続の今後の対応について通知
- ・ 3月19日、航空局から関係事業者等へ、新型コロナウイルス感染症対策（入国禁止措置拡大に関する対応、入管・検疫当局等との連携）の徹底に関する協力要請を発出
- ・ 3月19日、観光庁から、JNTOに対し、新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた政府の取組（検疫の強化、査証の制限等）にかかる3/19付け閣議了解について協力を要請
- ・ 3月19日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省が全世界に感染症危険情報のレベル1を発出、引き続き、レベル1の国・地域については、渡航する場合には特別な注意を払い、万全な安全対策を徹底すること、また、感染症危険情報のレベルを2または3に引き上げた国・地域については、ツアーの企画・催行のほか、手配旅行についても中止することを念頭に慎重な判断を行うよう要請
- ・ 3月19日、観光庁から、宿泊業関係団体に対し、新型コロナウイルスに伴

う宿泊キャンセル料の收受問題を受け、キャンセル料の收受等に関する見解について周知依頼

- ・ 3月19日、観光庁から、宿泊業関係団体に対し、欧州諸国等からの入国者に対する検疫の強化に伴い、14日間の待機要請の対象国に滞在していたことのみを理由として宿泊を拒むことはできないこと等について周知依頼
- ・ 3月20日、海事局、気象庁、港湾局、総合政策局、国土政策局、自動車局、住宅局、水局、国土保全局、鉄道局、都市局、土地建設局、道路局及び北海道局から、関係法人等に対し、第21回新型コロナウイルス感染症対策本部における総理発言等を踏まえた大規模イベント等の取扱いについて、引き続き感染拡大の防止に十分留意するよう要請
- ・ 3月21日、観光庁から、関係法人等に対し、第21回新型コロナウイルス感染症対策本部における総理発言等を踏まえた大規模イベント等の取扱いについて周知・要請
- ・ 3月22日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省がエジプト全土及び米国全土を感染症危険情報のレベル2に引き上げ、引き続き、レベル1の国・地域については、渡航する場合には特別な注意を払い、万全な安全対策を徹底すること、また、感染症危険情報のレベルを2または3に引き上げた国・地域については、ツアーの企画・催行のほか、手配旅行についても中止することを念頭に慎重な判断を行うよう要請
- ・ 3月23日、土地・建設産業局から、監理技術者講習の実施機関に対し、引き続き当面の間は、監理技術者講習を延期又は自宅学習の方法により実施するよう通知
- ・ 3月23日、航空局から関係事業者等へ、新型コロナウイルス感染症対策本部（第21回）における総理発言等を踏まえた大規模イベント等の取扱いについて周知・要請
- ・ 3月23日、水管理・国土保全局から、下水道管理者及び関係法人に対し、新型コロナウイルス感染症対策本部（第21回）における総理発言等を踏まえた大規模イベント等の取扱いについて周知・要請
- ・ 3月23日、海事局及び観光庁から、関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組（検疫の強化等）について協力を要請
- ・ 3月23日、港湾局から、関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組（検疫の強化等）について周知
- ・ 3月23日、観光庁から、旅行業協会、通訳案内士団体等に対し、関係者へ手洗い・うがい、マスクの着用、消毒の実施などの感染症拡大防止策やツアー開始前、ツアー中の対策について、周知徹底依頼を要請

- ・ 3月23日、観光庁から、旅行業界等に対し、政府が行う米国等からの帰国者・入国者に対する水際対策強化に係る新たな措置について、周知徹底を行うよう要請
- ・ 3月23日、観光庁から、旅行業界等に対し、公租公課等の支払い猶予の措置等に周知を行うよう要請
- ・ 3月23日、道路局から19日の専門家会議において示された大規模イベント等の取扱い等について、高速道路機構、各高速道路会社、各地方公共団体に対し周知
- ・ 3月24日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省がイラン全土及び欧州各国を感染症危険情報のレベル3に引き上げ、引き続き、レベル1の国・地域については、渡航する場合には特別な注意を払い、万全な安全対策を徹底すること、また、感染症危険情報のレベルを2または3に引き上げた国・地域については、ツアーの企画・催行のほか、手配旅行についても中止することを念頭に慎重な判断を行うよう要請
- ・ 3月25日、観光庁から、宿泊業関係団体に対し、米国からの入国者に対する検疫の強化に伴い、14日間の待機要請の対象国に滞在していたことのみを理由として宿泊を拒むことはできないこと等について周知依頼
- ・ 3月26日、観光庁から、JNTOに対し、新型コロナウイルス感染症に対する水際対策強化に係る新たな措置（出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用、検疫の強化、査証の制限等）について協力を要請
- ・ 3月26日、海事局から、海事関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組（出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用、検疫の強化、査証の制限等）について協力を要請
- ・ 3月26日、港湾局から、関係団体等に対し、中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用、検疫の強化、査証の制限等、中国及び韓国に対して実施中の水際対策の継続）について周知
- ・ 3月26日、航空局から関係事業者等へ、新型コロナウイルス感染症対策（入国禁止措置拡大に関する対応、入管・検疫当局等との連携）の徹底に関する協力要請を发出
- ・ 3月27日、道路局が、料金収受員の感染が判明した横浜新道川上料金所ブース（東日本高速道路(株)管理）において、ETC利用者限定により通行を確保
- ・ 3月27日、海事局から、海事関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症に係る予防・まん延防止の再徹底（啓発ポスター及び健康カードの更新、関係機関からの最新情報の入手、船内アナウンスの実施等）につい

て協力を要請

- ・ 3月27日、観光庁から、宿泊業関係団体に対し、インドネシア等からの入国者に対する検疫の強化に伴い、14日間の待機要請の対象国に滞在していたことのみを理由として宿泊を拒むことはできないこと等について周知依頼
- ・ 3月27日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省が全世界において感染症危険情報のレベル2に引き上げ、一部の国・地域においてはレベル3が発出されたことを踏まえ、最新の情報を入手するとともに、渡航する場合には特別な注意を払い、万全な安全対策を徹底すること、また、感染症危険情報のレベルに応じた対応をとるよう要請
- ・ 3月27日、観光庁から、旅行業協会等に対し、新型コロナウイルスの影響を受けた旅行者に対する登録の更新手続きについて、柔軟的な対応を行うことを周知。
- ・ 3月28日、道路局が、ドイツ、フランス在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田（ホテル）間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置やトイレ休憩場所の提供等、NEXCO東日本等と調整を行い、搬送を支援
- ・ 3月29日、道路局が、ドイツ、フランス在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田（ホテル）間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置やトイレ休憩場所の提供等、NEXCO東日本等と調整を行い、搬送を支援
- ・ 3月30日、道路局が、ドイツ、フランス在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田（ホテル）間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置やトイレ休憩場所の提供等、NEXCO東日本等と調整を行い、搬送を支援
- ・ 3月30日、水管理・国土保全局から、所管施設管理者等に対し、学習交流施設等の休館延長等を再依頼
- ・ 3月30日、水管理・国土保全局から、下水道管理者に対し、作業従事者の感染予防対策（マスク、保護メガネ着用等）について再度注意喚起
- ・ 3月30日、都市局からの依頼を受け、北海道開発局から国営滝野すずらん丘陵公園の管理主体（公益財団法人札幌市公園緑化協会）に対し、新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時閉園期間中（3月3日から3月31日まで）における物販・飲食施設等の収益施設の国有財産使用料の全額減額を通知。
- ・ 3月31日、土地・建設産業局から、不動産関連団体を通じて、賃貸用ビルの所有者等に対し、飲食店等のテナントの賃料の支払いについて柔軟な措置の実施を検討するよう要請
- ・ 3月31日、住宅局から、特定行政庁、指定確認検査機関等、建築士の試験・登録実施機関等に対し、電子申請又は郵送による申請の受付を最大限活

用するよう依頼

- ・ 3月31日、国土交通省の各関係部局から関係事業者等へ、新型コロナウイルス感染症対策に関するテレワーク・時差出勤の積極的な活用について再周知
- ・ 3月31日、観光庁から、旅行業協会等に対し、外務省が、感染症危険情報について、49か国・地域においてはレベル3を発出、レベル3を除く、全世界にレベル2を発出したことを踏まえ、最新の情報を入手するとともに、渡航する場合には特別な注意を払い、万全な安全対策を徹底すること、また、感染症危険情報のレベルに応じた対応をとるよう要請
- ・ 4月1日、道路局から、利用者等や職員等の感染症拡大防止、不測の事態発生時の報告について、高速道路機構、各高速道路会社に対しあらためて周知
- ・ 4月1日、海事局から、海事関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組（出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用、検疫の強化、査証の制限等）について協力を要請
- ・ 4月1日、港湾局から、関係団体等に対し、中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（入国拒否対象地域の追加、検疫の強化、査証の制限等）について周知。
- ・ 4月1日、観光庁から、JNTOに対し、新型コロナウイルス感染症に対する水際対策強化に係る新たな措置（出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用、検疫の強化、査証の制限等）について協力を要請
- ・ 4月2日、道路局が、料金収受員の感染が判明した横浜横須賀道路港南台料金所ブース（東日本高速道路(株)管理）において、ETC利用者に限定することにより通行を確保
- ・ 4月2日、道路局から各地方支分部局に対し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い生じた緊急な物流について、最優先で処理・決裁、迅速な許可証の交付に関する特殊車両通行許可事務の取扱いを通知
- ・ 4月2日、航空局から関係事業者等へ、新型コロナウイルス感染症対策（入国禁止措置拡大に関する対応、入管・検疫当局等との連携）の徹底に関する協力要請を発出
- ・ 4月3日、国土交通省の各関係部局から関係事業者等へ、第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について情報提供。
- ・ 4月3日、道路局が、海外在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田（ホテル）間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置やトイレ休憩場所の提供等、NEXCO東日本等と調整を行い、搬送を支援

- ・4月4日、道路局が、海外在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田（ホテル）間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置やトイレ休憩場所の提供等、NEXCO東日本等と調整を行い、搬送を支援
- ・4月6日、道路局が、海外在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田（ホテル）に加え、市ヶ谷（ホテル）間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置をNEXCO東日本（株）、首都高速道路（株）と調整を行い、搬送を支援
- ・4月7日、国土交通省から、発注担当部局に対し、緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について通知
- ・4月7日、道路局が、緊急事態宣言の発令を踏まえた対応について、各地方支分部局、高速道路機構、各高速道路会社に対して通知
- ・4月7日、道路局が、海外在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田、市ヶ谷（ホテル）間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置をNEXCO東日本（株）、首都高速道路（株）と調整を行い、搬送を支援
- ・4月7日、水管理・国土保全局から、緊急事態宣言の発令を受けた事業の継続に係る要請等について、各下水道管理者に対して依頼
- ・4月7日、自動車局において、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年4月8日から5月31日までの自動車について、令和2年6月1日まで自動車検査証の有効期間を延長
- ・4月8日、国土交通省の関係部局から関係事業者等へ、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた、所管事業者に対する事業の継続」について要請
- ・4月8日、土地・建設産業局から、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」を地方公共団体に対して通知するとともに建設業関係団体等宛へ周知。
- ・4月8日、道路局が、海外在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田、市ヶ谷（ホテル）間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置をNEXCO東日本（株）、首都高速道路（株）と調整を行い、搬送を支援
- ・4月8日、住宅局から各登録講習機関に対し、5月末まで建築士定期講習の実施を控えること等について、「建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について」を通知。
- ・4月9日、国土交通省の関係部局から関係事業者等へ、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改訂を受けた所管事業者における在宅勤務（テレワーク）や時差出勤の推進について要請
- ・4月9日、土地・建設産業局から、不動産関連団体を通じて、賃貸用ビルの

所有者等に対し、賃料の減免等を行った場合を含め経済的損失が発生した場合には、損失額を損金算入できる措置など、活用の可能性があると思込まれる支援策について、周知

- ・4月9日、道路局が、海外在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田、市ヶ谷(ホテル)間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置をNEXCO東日本(株)、首都高速道路(株)と調整を行い、搬送を支援
- ・4月10日、土地・建設産業局から、都道府県に対し、宅地建物取引士に対する法定講習の実施要領を一部改正し、講習の実施方法は、原則として郵送によることとする旨通知
- ・4月10日、土地・建設産業局から、宅建業法に規定する登録講習機関及び登録実務講習機関に対し、集合形式により行われる講習の中止又は延期を求める旨通知
- ・4月10日、土地鑑定委員会が、令和2年不動産鑑定士試験短答式試験の延期について報道発表するとともに国土交通省ホームページにおいて周知
- ・4月10日、国土地理院が、令和2年測量士・測量士補国家試験の延期について報道発表するとともに国土地理院ホームページにおいて周知
- ・4月10日、道路局が、海外在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田、市ヶ谷(ホテル)間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置をNEXCO東日本(株)、首都高速道路(株)と調整を行い、搬送を支援
- ・4月11日、道路局が、海外在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田、市ヶ谷(ホテル)間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置をNEXCO東日本(株)、首都高速道路(株)と調整を行い、搬送を支援
- ・4月12日、国土交通省の関係部局から関係事業者等へ、在宅勤務(テレワーク)等の更なる推進について、協力を要請
- ・4月12日、道路局が、海外在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田、市ヶ谷(ホテル)間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置をNEXCO東日本(株)、首都高速道路(株)と調整を行い、搬送を支援
- ・4月13日、横浜新道川上料金所及び横浜横須賀道路港南台料金所において、ETC利用者のみ通行可能とする運用を解除
- ・4月13日、道路局が、海外在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田、市ヶ谷(ホテル)間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置をNEXCO東日本(株)、首都高速道路(株)と調整を行い、搬送を支援
- ・4月13日、国土交通省の関係部局から関係事業者等へ、出勤者7割削減を実現するための取組の更なる推進について、協力を依頼
- ・4月13日、道路局が、国土交通省ホームページにおいて、緊急事態宣言後

の首都圏、阪神圏における高速道路の主な区間の交通量増減の公表を開始

- ・4月13日、鉄道局から、緊急事態宣言下の7都府県の主要駅の利用状況を内閣官房HPに掲載
- ・4月13日、港湾局から関係事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大時の港湾運送の確保について、要請
- ・4月14日、道路局が、海外在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田、市ヶ谷(ホテル)間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置をNEXCO東日本(株)、首都高速道路(株)と調整を行い、搬送を支援
- ・4月14日、道路局が、国土交通省ホームページにおいて公表している緊急事態宣言後の高速道路の主な区間の交通量増減について、全国の主な区間及び主要都市圏として中京圏、福岡圏を追加
- ・4月14日、海事局から、海事関係団体等に対し、広域の越境移動の自粛に向けた呼びかけについて、協力を要請
- ・4月14日、港湾局から港湾管理者等に対し、広域の越境移動の自粛に向けた呼びかけについて、協力依頼
- ・4月15日、道路局が、海外在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田、市ヶ谷(ホテル)間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置をNEXCO東日本(株)、首都高速道路(株)と調整を行い、搬送を支援
- ・4月15日、道路局が、7都府県からの広域の越境移動の自粛に向けた呼びかけについて、関係地方支分部局、各高速道路会社に対して依頼
- ・4月15日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対し、駅構内の放送等を通じて、7都府県からの不要不急の移動の自粛について呼びかけを利用者に行うよう要請
- ・4月16日、国土交通省から、発注担当部局に対し、緊急事態宣言の対象地域の拡大を踏まえた工事及び業務の対応について通知
- ・4月16日、道路局が、海外在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田、市ヶ谷(ホテル)間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置をNEXCO東日本(株)、首都高速道路(株)と調整を行い、搬送を支援
- ・4月16日、自動車局において、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が追加されたことに伴い、既に対象となっている7都府県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県)を除く40道府県に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年4月17日から5月31日までの自動車について、令和2年6月1日まで自動車検査証の有効期間を延長
- ・4月17日、道路局が、緊急事態宣言の発令を踏まえた対応について、各地

方支分部局、高速道路機構、各高速道路会社に対して通知

- ・ 4月17日、道路局が、緊急事態宣言の発令を受けた事業の継続に係る要請等について、各地方支分部局、高速道路機構、各高速道路会社に対して依頼
- ・ 4月17日、道路局が、都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて、各地方支分部局、各高速道路会社に対して依頼
- ・ 4月17日、道路局が、海外在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田、市ヶ谷(ホテル)間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置をNEXCO東日本(株)、首都高速道路(株)と調整を行い、搬送を支援
- ・ 4月17日、都市局から都市公園を管理する地方公共団体に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえた対策の徹底について依頼
- ・ 4月17日、土地・建設産業局から建設業者団体に対し、緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応(事業継続の考え方、「三つの密」の回避対策、下請負人への配慮等)について周知
- ・ 4月17日、地方公共団体、建設業関係団体等に対し、「緊急事態宣言の対象地域の拡大を踏まえた工事及び業務の対応について」を周知
- ・ 4月17日、土地・建設産業局から、不動産関連団体を通じて、賃貸用ビルの所有者等に対し、賃料の猶予・減免により事業等に係る収入に相当の減少があった場合における固定資産税の減免措置や、賃料の減免等を行った場合を含め経済的損失が発生した場合には、損失額を損金算入できる措置など、具体的な支援策の内容等について、周知
- ・ 4月17日、水管理・国土保全局から、緊急事態宣言の発令を受けた事業の継続に係る要請等について、各下水道管理者に対して依頼
- ・ 4月17日、水管理・国土保全局から、関係事業者等に対し、変更された「基本的対処方針」の周知徹底と、在宅勤務(テレワーク)の推進及び都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて協力を要請
- ・ 4月17日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対し、緊急事態宣言の全国発令を受けて、業務継続について要請
- ・ 4月17日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対し、駅構内の放送等を通じて、不要不急の移動の自粛について呼びかけを利用者に行うよう要請
- ・ 4月17日、海事局から、海事関係団体等に対し、緊急事態宣言の発令を踏まえた対応、事業の継続等について協力を要請
- ・ 4月17日、海事局から、各地方支分部局及び海事関係団体等に対し、都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて協力を要請
- ・ 4月17日、航空局から、関係事業者等に対し、変更された「基本的対処方

- 針」の周知徹底と、在宅勤務（テレワーク）の推進及び都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて協力を依頼
- ・4月18日、道路局が、海外在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田、市ヶ谷（ホテル）間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置をNEXCO東日本（株）、首都高速道路（株）と調整を行い、搬送を支援
 - ・4月19日、道路局が、海外在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田、市ヶ谷（ホテル）間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置をNEXCO東日本（株）、首都高速道路（株）と調整を行い、搬送を支援
 - ・4月20日、国土交通省の関係部局から関係事業者等に対し、変更された「基本的対処方針」の周知徹底と、在宅勤務（テレワーク）の推進及び都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて協力を要請
 - ・4月20日、都市局から、都道府県等に対し、臨時の医療施設の開設に係る開発行為等は、非常災害のため必要な応急措置のため行う開発行為等に該当すると解し、許可不要と取り扱って差し支えない旨通知
 - ・4月20日、国土交通省から、発注担当部局に対し、工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について通知
 - ・4月20日、地方公共団体、建設業関係団体等に対し、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」を周知
 - ・4月20日、道路局が、海外在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田、市ヶ谷（ホテル）間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置をNEXCO東日本（株）、首都高速道路（株）と調整を行い、搬送を支援
 - ・4月20日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対し、地方公共団体が鉄道駅において啓発活動や検温等を実施する場合には、場所の提供等の協力を行うよう要請
 - ・4月21日、道路局が、海外在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田、市ヶ谷（ホテル）間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置をNEXCO東日本（株）、首都高速道路（株）と調整を行い、搬送を支援
 - ・4月21日、道路局が、ゴールデンウィーク期間中の高速道路料金の休日割引を適用しないこと、SA・PAのレストランの営業自粛の協力等を高速道路会社に対し検討を指示し、4月22日、高速道路会社においてこれらの取組を実施することについて記者発表
 - ・4月21日、鉄道局から、内閣官房HP掲載の駅利用状況について、札幌駅、名古屋駅、京都駅を追加
 - ・4月21日、自動車局から、地方支部局等に対し、タクシー事業者による貨物運送に関する特例的な措置の運用が開始できるよう、通知を发出

- ・ 4月21日、自動車局から、バス団体に対し、車内において乗客と乗務員や乗客同士の間隔を空けること等により乗客と乗務員が安心できる車内環境を確保すること等を要請
- ・ 4月22日、道路局が、海外在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田、市ヶ谷(ホテル)間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置をNEXCO東日本(株)、首都高速道路(株)と調整を行い、搬送を支援
- ・ 4月22日、海事局から、外航海運事業者団体等に対し、新型コロナウイルス感染症防止に係る予防・まん延防止の再徹底について協力を要請
- ・ 4月23日、国土交通省の関係部局から関係事業者等へ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえた取組の推進について協力を依頼
- ・ 4月23日、都市局が、都道府県及び政令市に対し、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(4月22日)を踏まえ、都市公園における感染症対策の徹底について周知
- ・ 4月23日、道路局が、海外在住邦人の帰国支援のため、羽田空港から成田、市ヶ谷(ホテル)間の邦人移送にあたり、高速道路の無料化措置をNEXCO東日本(株)、首都高速道路(株)と調整を行い、搬送を支援
- ・ 4月23日、道路局が、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(4月22日)を踏まえ、各地方支分部局、高速道路機構、各高速道路会社に対して、感染症対策の取組の推進について依頼
- ・ 4月23日、鉄道局から、鋼索鉄道事業者及び索道事業者に対し、GW期間の観光地のケーブルカー、ロープウェイ等については、事業の継続が求められる対象とはならない旨、周知
- ・ 4月23日、港湾局から港湾管理者に対し、港湾(海岸含む)の利用状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防・まん延防止の徹底について依頼。
- ・ 4月23日、観光庁から、宿泊関係団体に対し、内閣官房から各都道府県への通知「基本的対処方針の別添で掲げるホテル・宿泊等について」の内容を周知するとともに、各都道府県から大型連休期間(ゴールデンウィーク)中の営業自粛等の協力要請があれば適切に対処するよう依頼
- ・ 4月24日、道路局が、地方支分部局に対し、大型連休中において、観光等の利用が大半で物流への影響が小さいと判断できる直轄国道の駐車場について、閉鎖を検討するとともに都道府県及び関係機関と調整し必要に応じ閉鎖するよう依頼
- ・ 4月24日、水管理・国土保全局から、所管施設管理者等に対し、河川や海

- 岸等の利用状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防・まん延防止の徹底について依頼。
- ・ 4月24日、水管理・国土保全局、出入国在留管理庁、厚生労働省、農林水産省及び環境省から都道府県に対し、一時的に上下水道料金の支払に困難を来している者を対象とした支払を猶予する等の柔軟な措置の実施について、広く使用者全般を対象としている旨を周知
 - ・ 4月24日、自動車局から、業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策下におけるアルコール検知器の取扱いについて周知
 - ・ 4月24日、海事局から、内航旅客船事業者団体に対し、内閣官房からの通知「基本的対処方針の別添で掲げるホテル・宿泊等について」において、連休期間の観光地における遊覧船等については、事業の継続が求められる対象とはならない旨が記載されていることを周知
 - ・ 4月27日、海事局から、海事関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組（出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用、検疫の強化、査証の制限等）について協力を要請
 - ・ 4月27日、海事局から、海事関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症に係る予防・まん延防止の再徹底（健康カードの更新、関係機関からの最新情報の入手、船内アナウンスの実施等）について協力を要請
 - ・ 4月27日、港湾局から、関係団体等に対し、中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（入国拒否対象地域の追加、検疫の強化等）について周知。
 - ・ 4月27日、港湾局から、関係団体に対し、新型コロナウイルス感染症の発生における申告・納付が困難な場合における国税の取り扱いについて周知
 - ・ 4月27日、観光庁から、観光関係団体等に対し、雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大及び国税の納税緩和措置等について周知依頼。
 - ・ 4月27日、観光庁から、JNTOに対し、新型コロナウイルス感染症に対する水際対策強化に係る新たな措置（出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用、検疫の強化、査証の制限等）について協力を要請。
 - ・ 4月28日、道路局から地方支分部局及び（独）日本高速道路保有・債務返済機構に対し、外出自粛要請その他やむを得ない理由により期限までに道路占用料の納入が困難な占用者に対し、納入期限の延長措置を講ずる取扱いについて通知
 - ・ 4月28日、水管理・国土保全局から、所管施設管理者等に対し、学習交流施設等の休館延長等を再依頼
 - ・ 4月28日、自動車局から、バス・タクシー・トラック団体に対し、適性診

断の受診に係る特例措置の実施について、通知を发出

- ・ 4月28日、海事局から、海事関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症の発生により申告・納付が困難な場合における国税の取扱いについて周知を要請
- ・ 4月28日、航空局から関係事業者等へ、新型コロナウイルス感染症対策（入国禁止措置拡大に関する対応、入管・検疫当局等との連携等）の徹底に関する協力要請を发出
- ・ 4月30日、海事局、港湾局から外航海運事業者や港湾運送事業者等に対して、「外航貨物船の船内荷役時等の感染防止のための推奨事項」について周知を要請。
- ・ 4月30日、港湾局から港湾運送事業者団体に対して、港湾運送事業の従事者の新型コロナウイルス感染症への感染状況について周知、協力依頼。
- ・ 4月30日、航空局から、関係事業者等へ、雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大及び国税の納税緩和措置等について周知依頼。
- ・ 5月1日、海事局から、海事関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等について周知
- ・ 5月5日、国土交通省の関係部局から関係事業者等へ、変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等について周知依頼及び大臣指示を踏まえた必要な対応をについて協力を依頼
- ・ 5月6日、観光庁から、観光関係団体等に対し、変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等について周知依頼及び大臣指示を踏まえた必要な対応を要請。
- ・ 5月6日、道路局が、緊急事態宣言の発令を受けた事業の継続に係る要請等について、各地方支分部局、高速道路機構、各高速道路会社に対して依頼
- ・ 5月6日、道路局が、都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて、各地方支分部局、各高速道路会社に対して依頼
- ・ 5月6日、都市局が、都道府県及び政令市に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）を踏まえ、都市公園における感染症対策の徹底について周知
- ・ 5月7日、国土交通省から、発注担当部局に対し、緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について通知
- ・ 5月7日、道路局が、地方支分部局に対し、緊急事態宣言期間中の休日にお

いて、観光等の利用が大半で物流への影響が小さいと判断できる直轄国道の駐車場について、閉鎖を検討するとともに都道府県及び関係機関と調整し必要に応じ閉鎖するよう依頼

- ・ 5月7日、自動車局において、自動車検査証の有効期間が令和2年6月1日から6月30日までの自動車について、全国一律に令和2年7月1日まで自動車検査証の有効期間を延長
- ・ 5月8日、道路局が、緊急事態宣言期間中の休日において、高速道路料金の休日割引を適用しないこと、SA・PAのレストランの営業自粛の協力等を高速道路会社に指示し、5月8日、高速道路会社においてこれらの取組を実施することについて記者発表
- ・ 5月8日、道路局が、各高速道路会社に対し、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの作成を依頼
- ・ 5月8日、水管理・国土保全局から、所管施設管理者等に対し、学習交流施設等の休館等について都道府県等の動向も踏まえ適切に対応するよう依頼
- ・ 5月8日、自動車局において、タクシー事業者による貨物運送に関する特例的な措置の運用について、9月30日まで許可の期間を延長
- ・ 5月11日、海事局から、海事関係団体に対し、海運業に従事する方々の感染予防や、健康管理に向けた取り組み、船上で乗組員や乗客が新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合等の対応について、基本的なポイントをまとめた上で提供し、傘下事業者等への周知を要請
- ・ 5月14日、海事局から、海事関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組（出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用、検疫の強化、査証の制限等）について協力を要請
- ・ 5月15日、土地・建設産業局から、建設業団体等に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について周知、協力依頼
- ・ 5月15日、水管理・国土保全局から、下水道管理者及び関係法人に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について周知、協力依頼
- ・ 5月15日、道路局が、都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて、各地方支分部局、各高速道路会社に対して依頼
- ・ 5月15日、海事局から、海事関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症に係る予防・まん延防止の再徹底（健康カードの更新、関係機関からの最新情報の入手、船内アナウンスの実施等）について協力を要請
- ・ 5月15日、港湾局から、港湾管理者及び関係団体等に対し、中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について

(水際強化に係る新たな措置)について周知

- ・ 5月15日、港湾局から、港湾管理者及び関係団体等に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について周知、協力依頼
- ・ 5月15日、航空局から関係事業者等へ、新型コロナウイルス感染症対策(入国禁止措置拡大に関する対応、入管・検疫当局等との連携等)の徹底に関する協力の要請及び変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等について周知を依頼
- ・ 5月15日、観光庁から、JNTOに対し、新型コロナウイルス感染症に対する水際対策強化に係る新たな措置(出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用、検疫の強化、査証の制限等)について協力を要請。
- ・ 5月16日、観光庁から、観光関係団体等に対し、変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等について周知依頼及び大臣指示を踏まえた必要な対応を要請。
- ・ 5月18日、道路局が、緊急事態宣言の発令を受けた事業の継続に係る要請等について、各地方支分部局、高速道路機構、各高速道路会社に対して依頼
- ・ 5月18日、港湾局から、港湾管理者等に対し、都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて協力依頼
- ・ 5月18日、海事局から、海事関係団体等に対し、変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等について周知を依頼し、引き続き感染拡大防止に向けた取組みを推進するよう協力を要請
- ・ 5月18日、海事局から、各地方支分部局及び海事関係団体等に対し、都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて協力を要請
- ・ 5月19日、水管理・国土保全局から、下水道管理者に対し、下水道使用料の支払猶予等の柔軟な措置の実施について改めて要請
- ・ 5月21日、住宅局から各登録講習機関に対し、6月末まで建築士定期講習の実施を控えること等について、「建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について(第3報)」を通知。
- ・ 5月21日、自動車局において、自動車登録申請書に添付が求められている一部の書類について、令和2年10月8日までの間に自動車登録窓口へ提出のあった場合においては、有効期間が満了してもなお有効なものとして取り扱う措置を実施
- ・ 5月21日、港湾局から、港湾管理者及び関係団体等に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について周知、協力依頼

- ・ 5月22日、水管理・国土保全局から、下水道管理者及び関係法人に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について周知、協力依頼
- ・ 5月22日、港湾局から、港湾運送事業者団体に対し、港湾運送事業の従事者の新型コロナウイルス感染症への感染について注意喚起
- ・ 5月25日、土地・建設産業局から、地方公共団体に対し、緊急事態宣言解除後においても引き続き、施工中の工事等における感染予防及び「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等の周知を依頼するとともに、受注者から工期の見直し等の申出等があった場合には適切な措置を取るよう通知し、建設業者団体等にも参考周知
- ・ 5月25日、道路局が、高速道路料金の休日割引を6月14日まで適用しないことを高速道路会社に指示し、5月26日、高速道路会社においてこれらの取組を実施することについて記者発表
- ・ 5月25日、海事局から、海事関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組（出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用、検疫の強化、査証の制限等）について協力を要請
- ・ 5月25日、港湾局から、港湾管理者及び関係団体等に対し、中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（水際強化に係る新たな措置）について周知
- ・ 5月25日、観光庁から、JNTOに対し、新型コロナウイルス感染症に対する水際対策強化に係る新たな措置（出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用、検疫の強化、査証の制限等）について協力を要請。
- ・ 5月25日、水管理・国土保全局から、下水道管理者及び関係法人に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について周知、協力依頼
- ・ 5月26日、道路局が、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を受けた周知等について、各地方支分部局、高速道路機構、各高速道路会社に対して依頼
- ・ 5月26日、道路局が、都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて、各地方支分部局、各高速道路会社に対して依頼
- ・ 5月26日、海事局から、海事関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症に係る予防・まん延防止の再徹底（健康カードの更新、関係機関からの最新情報の入手、船内アナウンスの実施等）について協力を要請
- ・ 5月26日、海事局から、海事関係団体等に対し、変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等について周知を依頼し、引き続き感染拡大防止に向けた取組みを推進するよう協力を要請

- ・ 5月26日、海事局から、各地方支分部局及び海事関係団体等に対し、都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて協力を要請
- ・ 5月26日、港湾局から、港湾管理者及び関係団体等に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について周知、協力依頼
- ・ 5月26日、港湾局から、港湾管理者等に対し、都道府県をまたぐ移動の自粛呼びかけについて協力依頼
- ・ 5月26日、航空局から関係事業者等へ、新型コロナウイルス感染症対策（入国禁止措置拡大に関する対応、入管・検疫当局等との連携等）の徹底に関する協力の要請及び変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等について周知を依頼
- ・ 5月26日、観光庁から、観光関係団体等に対し、変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等について周知依頼及び大臣指示を踏まえた必要な対応を要請。
- ・ 5月28日、住宅局から、各都道府県等に対し、非常事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症予防に配慮した定期調査・検査業務の実施について協力を依頼
- ・ 5月28日、海事局から、海事関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症のより一層の拡大防止のため、「新しい生活様式」の定着にむけた取組を推進するよう要請
- ・ 5月29日、土地・建設産業局から、建設業の許可行政庁に対し、許可の更新、毎事業年度終了後における書類の提出について、必要な書類が一部不足していても受領し、申請書類が揃った段階で審査するなど、柔軟に対応することを通知するとともに、建設業者団体等にも参考周知
- ・ 5月29日、土地・建設産業局から、建設業の許可行政庁に対し、建設業の経営事項審査について、令和3年1月31日まで、平成30年10月29日の直後の事業年度の終了の日以降に受審していれば良いこととする特例を省令で措置
- ・ 5月29日、住宅局から、各都道府県等に対し、非常事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築確認検査業務等の実施について協力を依頼
- ・ 5月29日、住宅局から、特定行政庁、指定確認検査機関等、建築士の試験・登録実施機関等に対し、緊急事態宣言解除後も電子申請又は郵送による申請の受付を最大限活用するよう依頼
- ・ 6月3日、自動車局からバス・タクシーの関係団体に対し、夏季における運転者の体調管理について万全を期すよう要請

- ・6月4日、鉄道局のホームページにて利用者向け情報（オフピーク通勤のための鉄道混雑情報や車内換気に関する情報など）の提供を開始
- ・6月5日、道路局が、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、テイクアウトやテラス営業のための路上利用について、地方公共団体等が一括して申請する場合の道路占用の許可基準を緩和
- ・6月10日、土地・建設産業局から、監理技術者講習の登録講習機関に対して、講習の再開、および再開に際して国や都道府県からの要請等に留意しつつ、新型コロナウイルス完成防止のため適切な対策を講じるよう通知
- ・6月10日、自動車局において、9月1日より乗用車の継続生産車に適用されるWLT Cモード法による排出ガス規制の適用時期を4ヶ月延期
- ・6月12日、自動車局からトラックの関係団体に対し、夏季における運転者の体調管理について万全を期すよう要請
- ・6月18日、航空局から関係課を通じて空港ビル会社等へ、移動自粛の解除に伴う館内アナウンスの変更について依頼
- ・6月19日、国土交通省の関係部局から関係事業者等へ、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の周知等について公共交通機関等の利用者に対する周知など、普及の協力を促すとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインへアプリの活用を追記することについて周知
- ・6月19日、航空局から関係事業者等へ、熱中症警戒アラートについて周知を依頼
- ・6月22日、航空局から関係事業者等へ、ハッシュタグ「#公共交通あんしん利用」の利用について周知
- ・6月29日、港湾局から、港湾管理者及び関係団体等に対し、中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（水際強化に係る新たな措置）について周知
- ・6月29日、観光庁から、JNTOに対し、新型コロナウイルス感染症に対する水際対策強化に係る新たな措置（出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用、検疫の強化、査証の制限等）について協力を要請。
- ・6月30日、航空局から関係事業者等へ、新型コロナウイルス感染症対策（入国禁止措置拡大に関する対応、入管・検疫当局等との連携等）の徹底に関する協力の要請及び変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等について周知を依頼
- ・7月1日、港湾局から、港湾運送事業者団体に対し、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大時の港湾運送の確保について協力依頼

- ・7月1日、海事局、港湾局から外航海運事業者や港湾運送事業者等に対して、「外航貨物船の船内荷役時等の感染防止のための推奨事項」について周知
- ・7月3日、港湾局から、港湾管理者及び関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症における感染予防対策の徹底について協力依頼
- ・7月3日、航空局から関係事業者等へ、航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染予防対策の徹底について改めて周知を依頼
- ・7月6日、水管理・国土保全局から、下水道管理者及び関係法人に対し、新型コロナウイルス感染症における感染予防対策の徹底について、改めて要請
- ・7月9日、港湾局から、港湾管理者及び関係団体等に対し、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等の段階的な緩和を7月10日から実施すること及びその際の留意事項について周知
- ・7月9日、自動車局からバスの関係団体に対し、バス車内等において、ポスターによる利用者への「感染予防対策」の呼びかけを依頼
- ・7月14日、港湾局から、関係団体に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの再徹底について協力依頼
- ・7月14日、国土交通省の関係部局から業種別の感染拡大予防ガイドラインを作成する、関係団体等へガイドラインの遵守が徹底されるよう周知
- ・7月20日 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの改訂及び感染が拡大している都道府県における対応について、国土交通関係部局より所管団体等に対し情報提供や指導を行うよう協力依頼。
- ・7月22日、港湾局から、港湾管理者及び関係団体等に対し、国際的な人の往来の再開等について周知
- ・7月27日、港湾局から、港湾管理者及び関係団体等に対し、8月1日以降における催物の開催制限等について周知
- ・7月29日、水管理・国土保全局から、下水道管理者及び関係法人に対し、8月1日以降における催物の開催制限等について周知
- ・7月29日 内閣官房が作成した「飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組」の職場における感染防止対策について、所管事業者・関係団体等に対し、会員企業等に周知徹底するよう依頼。
- ・8月5日、国土交通省の関係部局から、お盆休みにおける帰省等のあり方について、所管事業者・関係団体等に対し、会員企業等に周知するよう依頼。

- ・ 8月7日、水管理・国土保全局から、下水道管理者及び関係法人に対し、厚生労働省「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」を周知
- ・ 8月25日、水管理・国土保全局から、下水道管理者及び関係法人に対し、9月1日以降における催物の開催制限等について周知
- ・ 9月14日、国土交通省の関係部局から、11月までの催物の開催制限等について、必要に応じて業種別ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインにイベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置を記載するなど、適切に改定するよう所管事業者・関係団体等に対し依頼。
- ・ 9月18日、港湾局から港湾管理者に対し、「新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針」について周知。
- ・ 9月18日、国土交通関係局から新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の普及促進に向けて、各所管事業者・関係団体等に対し、施設内、車両内等でポスター・チラシの掲示や配布について協力を依頼。
- ・ 10月18日、国土交通関係局から分科会から政府への提言のあった新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について、各所管事業者・関係団体等に対し、提言内容を広く周知することと、適切に履行することに関し協力依頼。
- ・ 10月28日、鉄道局から、鉄道総合研究所で実施された通勤型車両における換気の定量的効果について、ホームページやTwitter等で広く周知。
- ・ 10月30日、港湾局から港湾管理者及び関係団体等に対し、中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について等を周知。
- ・ 10月30日、航空局から関係事業者等へ、新型コロナウイルス感染症対策（11月1日以降における航空機の到着空港の限定措置に係る一部緩和に係る対応、入国拒否対象地域の指定解除・追加指定に関する対応、入管・検疫当局等との連携等）の徹底に関する協力依頼を发出
- ・ 11月12日、国土交通省関係局から分科会から政府への提言のあった寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について各所管事業者・関係団体等に対し、提言内容を広く周知するよう協力依頼を发出
- ・ 11月13日、水管理・国土保全局から、公共下水道の終末処理場における新型コロナウイルス感染症の罹患報告を踏まえた、新型インフルエンザ等BCPの策定等について各下水道管理者に対して依頼。
- ・ 11月17日、国土交通省関係局から、来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン順守の徹底等について、所

管事業者・関係団体等へ周知。

- ・ 11月17日、港湾局から港湾管理者及び関係団体等に対し、来年2月までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取り組み強化等について周知。
- ・ 11月20日、国土交通省関係局から、「職場における一層の対策強化」におけるテレワークの推進や感染リスクが高まる「5つの場面」について、所管事業者・関係団体等に対し、会員企業等に周知徹底するよう依頼。
- ・ 11月20日、港湾局から港湾管理者及び関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症に関する職場における一層の対策強化について協力依頼。
- ・ 11月26日、国土交通省関係局から、全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合等には、開催制限の目安がみなおされることもあり得ること等について、所管事業者・関係団体等へ周知。
- ・ 11月26日、港湾局から港湾管理者及び関係団体等に対し、感染拡大地域における催物の開催制限等について周知。

(18) 環境省

- ・ 1月22日、自治体、廃棄物処理業界団体及び医師会に対し、新型コロナウイルスを始めとする感染症に係る廃棄物の適正な処理について、通知を発出
- ・ 1月23日、世界遺産センター関係において、入園者が使用できる手指の消毒液を休憩所内等に設置し、感染予防のため消毒液の利用を推奨する張り紙を設置するよう、各地方環境事務所に依頼
- ・ 1月23日環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催
- ・ 1月24日、国民公園関係において、入園者が使用できる手指の消毒液を休憩所内等に設置し、感染予防のため消毒液の利用を推奨する張り紙を設置。
- ・ 1月24日、国立公園関係において、ビジターセンター等の利用者が使用できる手指の消毒液を出入り口等に設置し、感染予防のため消毒液の利用を推奨する張り紙を設置するよう、各地方環境事務所に依頼
- ・ 1月24日、野生生物保護センター等の利用者が使用できる手指の消毒液を出入り口等に設置し、感染予防のため消毒液の利用を推奨する張り紙を設置するよう、各地方環境事務所に依頼
- ・ 1月30日、環境省新型コロナウイルス対策本部を設置
- ・ 1月30日、自治体、廃棄物処理業界団体及び医師会に対し、安全かつ安定的な廃棄物処理事業の継続のための必要な措置の実施について、通知を発出

- ・1月31日、入園者に対し、コロナウイルス関連肺炎への予防行動（手洗い、咳エチケット等）の呼びかけ、発熱等症状がある場合の医療機関の受診を促す張り紙を掲示。英語・中国語の掲示には外国語で医療機関を検索できるサイトのQRコードを記載
- ・1月31日、自然公園財団・休暇村協会に対し、消毒液の設置や掲示等の対応を依頼
- ・2月3日、国立公園公式 SNS（Instagram と Facebook）を用いた定期的な注意喚起を開始
- ・2月3日、1月31日に掲示を開始した上記張り紙に医療機関受診前に連絡が必要な旨と外国人旅行客向けの JNTO の相談窓口の電話番号等を追記
- ・2月7日、1月31日に掲示を開始した上記張り紙に厚生労働省が運用をはじめたフリーダイヤルの番号と中国人向けの中国領事館の相談受付の電話番号及びメールアドレスを追記
- ・2月14日、第2回環境省新型コロナウイルス対策本部会議開催
- ・2月18日、環境省の各関係部局から関係法人の職員及び関係業界団体等の従業員に対し、「新型コロナウイルスを防ぐには（厚生労働省発表）」を周知し、感染拡大の防止について適切に対応するよう要請
- ・2月20日、第2回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催
- ・2月21日、第3回環境省新型コロナウイルス対策本部を会議開催
- ・2月25日、第3回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催
- ・2月28日、第4回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催
- ・2月28日、第4回環境省新型コロナウイルス対策本部を開催
- ・2月28日、原子力規制庁HPにて、3月に実施予定の第62回原子炉主任技術者試験筆記試験及び第52回核燃料取扱主任者試験における新型コロナウイルス等の感染症への対応について周知
- ・3月2日、原子力規制庁において、「原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
- ・3月4日、自治体に対し、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策の実施のため、指導監督を始めとする必要な措置の実施について通知を発出し、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&Aについても環境省ウェブサイトに掲載
- ・3月6日、第5回環境省新型コロナウイルス対策本部を開催
- ・3月9日、第2回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・3月11日、第5回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催

- ・ 3月13日、第6回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
- ・ 3月13日、セーフティネット保証5号の指定業種に、廃棄物に関連する業計10業種が追加された（指定期間は3月13日～3月31日）。また、この旨を廃棄物処理業界団体等宛てに周知
- ・ 3月16日、第3回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・ 3月17日、第3回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・ 3月19日、第7回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
- ・ 3月24日、第4回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・ 3月26日、第5回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・ 3月26日、原子力規制庁職員の在宅勤務推進（3月30日～4月10日）について庁内周知
- ・ 3月26日、第6回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催
- ・ 3月27日、第8回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
- ・ 3月27日、第6回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・ 3月27日、御家庭でのマスク等の捨て方や、医療関係機関等における廃棄物の取扱いに関する留意点についてのチラシを作成し、自治体、廃棄物処理業界団体及び医師会等へ周知を依頼するとともに、環境省ウェブサイトやSNS等に掲載
- ・ 4月2日、第7回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催
- ・ 4月3日、第7回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・ 4月3日、第9回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・ 4月7日、自治体に対し、緊急事態宣言が発出された状況下にあっても、廃棄物の処理について安定的に業務を継続するよう求めるとともに、その継続に当たって措置すべきこと等について、通知を発出
- ・ 4月7日、第8回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・ 4月7日、第10回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・ 4月10日、自治体に対し、廃棄物処理施設の点検及び機能検査における防護服の使用節減の徹底等について、通知を発出
- ・ 4月13日、新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関

- して、関係事業者団体代表者宛に環境大臣、厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣の連名による要請を実施
- ・ 4月14日、第9回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
 - ・ 4月17日、第11回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
 - ・ 4月17日、自治体に対し、新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を確保するための対応について、通知を发出
 - ・ 4月21日、第10回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
 - ・ 4月22日、第3回原子力規制委員会にて、緊急事態宣言を踏まえた原子力規制検査の運用についての報告を了承
 - ・ 4月24日、原子力規制庁ウェブサイトにて、緊急事態宣言を踏まえた放射性同位元素等規制法の運用について周知
 - ・ 4月24日、第12回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
 - ・ 4月27日、自治体に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた産業廃棄物処理業の更新許可事務における対応について、通知を发出
 - ・ 4月28日、第11回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
 - ・ 4月30日、第13回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
 - ・ 5月1日、廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）を公布・施行し、併せて、自治体に対し、改正省令の内容及び適正かつ円滑な処理体制の確保のための関係主体との連携協力体制の構築等について、通知を发出
 - ・ 5月1日、軽症者等の宿泊療養施設の廃棄物を取扱う方やごみ収集運搬の作業員の方々が留意すべき感染症対策についてのチラシを作成し、自治体、廃棄物処理業界団体等に対し関係者への周知を依頼するとともに、環境省ウェブサイトやSNS等に掲載
 - ・ 5月8日、第14回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
 - ・ 5月8日、第12回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
 - ・ 5月12日、飼い主に対して、自身が感染した場合のペットの預かり先を検討しておくことの重要性等を周知するチラシを作成し、環境省ウェブサイト等に掲載
 - ・ 5月15日、第15回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
 - ・ 5月15日、第13回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催

- ・5月15日、新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令を公布・施行し、併せて、自治体に対し、省令の内容について、通知を发出
- ・5月22日、第16回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
- ・5月22日、第14回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・5月25日、第15回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・5月26日、第8回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催
- ・5月26日、厚生労働省とともにリーフレット「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」における熱中症予防～」等を作成し、各地方自治体に対する周知依頼の事務連絡を发出するとともに、ホームページで公表。
- ・5月27日、環境省から都道府県に対し、循環型社会形成推進交付金等事業における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について通知。
- ・5月28日、第7回原子力規制委員会にて、「緊急事態宣言解除後の原子力規制庁の対応について」の報告を了承
- ・5月29日、第17回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
- ・6月2日、第16回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・6月5日、第18回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を持ち回り開催
- ・6月12日、第17回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・6月19日、第19回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
- ・6月19日、第18回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・6月22日、厚生労働省とともに「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」における熱中症予防に関して一般の方向けによりわかりやすいリーフレットを厚生労働省とともに作成し公表
- ・6月24日、第12回原子力規制委員会にて、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」の報告を了承
- ・6月26日、第19回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・7月1日、第13回原子力規制委員会にて、「新型コロナウイルス感染症対策

- に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」の報告を了承
- ・7月6日、避難所でのごみの捨て方や、日本に在留する外国人の方々向けのやさしい日本語版のごみの捨て方のチラシを作成し、自治体に対し住民等への周知を依頼するとともに、環境省ウェブサイトに掲載
 - ・7月10日、第20回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
 - ・7月10日、第20回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を持ち回り開催
 - ・7月21日、第21回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
 - ・7月27日、各自治体の新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物分野の対策事例を調査・集計し、他の自治体に横展開するとともに、市町村に対し一般廃棄物処理事業継続計画の作成を依頼
 - ・7月31日、廃棄物収集運搬作業時の留意点をまとめた動画を環境省YouTubeに掲載し、自治体、廃棄物処理業界団体等に対し、関係者への周知を依頼
 - ・7月31日、第21回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を持ち回り開催
 - ・7月31日、第22回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
 - ・8月18日、第23回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
 - ・9月4日、第24回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
 - ・9月7日、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の排出時の感染防止策、適正な処理のために講ずべき対策、感染拡大時における処理体制の維持のためにとるべき措置等について取りまとめた「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、自治体及び関係団体に周知
 - ・9月18日、第25回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
 - ・10月2日、第26回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
 - ・10月16日、第27回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
 - ・10月28日、第28回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議

を開催

- ・ 11月20日、第29回原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・ 11月20日、第22回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催

(19) 海上保安庁

- ・ 1月21日、本庁から全管区海上保安本部に対し、水際対策の徹底及び職員の感染防止等について指示
- ・ 1月30日、「海上保安庁新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
- ・ 1月31日、入管法に基づく入国拒否について、船舶等に対し航行警報等により情報提供
- ・ 1月31日、本庁から全管区海上保安本部に対し、入管法に基づく入国拒否措置を踏まえて、改めて水際対策の徹底及び職員の感染防止等について指示
- ・ 2月4日、巡視船艇により、クルーズ船へ検疫所職員及び検査キットを、クルーズ船から検体を搬送
- ・ 2月5日、「第三管区海上保安本部新型コロナウイルス対策本部」を設置
- ・ 2月5日、巡視船艇により、クルーズ船へ厚生労働省職員等を、クルーズ船から陽性反応者等を搬送
- ・ 2月12日、入管法に基づく入国拒否について、船舶等に対し航行警報等により情報提供
- ・ 2月17日、関係業界団体に対し、「新型コロナウイルスを防ぐには（厚生労働省発表）」の内容について感染拡大の防止について適切に対応するよう周知要請
- ・ 2月20日、関係業界団体に対し、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ（厚生労働省発表）」の内容について、感染拡大の防止について適切に対応するよう周知要請
- ・ 2月25日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルスに関するQ&Aをまとめたチラシの掲示等による感染症対策を周知要請
- ・ 2月26日、入管法に基づく入国拒否について、船舶等に対し航行警報等により情報提供
- ・ 2月27日、関係業界団体に対し、テレワーク・時差出勤等への協力の呼びかけや、多数の人が集まる全国的なイベント等について、当面の間、中止、延期又は規模縮小等の対応等を周知要請
- ・ 3月4日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用調整助成金の特例及び小学校等の臨時休業等により影響を

受ける労働者の支援について周知

- ・ 3月10日、入管法に基づく入国拒否について、改めて船舶等に対し航行警報等により情報提供
- ・ 3月11日、関係業界団体に対し、全国規模のイベントについて、今後概ね10日間程度は、引き続き中止、延期または規模縮小等の対応を周知要請
- ・ 3月18日、入管法に基づく入国拒否について、改めて船舶等に対し航行警報等により情報提供
- ・ 3月20日、関係業界団体に対し、第21回新型コロナウイルス感染症対策本部における総理発言等を踏まえた大規模イベント等の取扱いについて、引き続き感染拡大の防止に十分留意するよう周知要請
- ・ 3月26日、「第一、二、四～十一管区海上保安本部新型コロナウイルス対策本部」を設置
- ・ 3月26日、入管法に基づく入国拒否について、改めて船舶等に対し航行警報等により情報提供
- ・ 3月31日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関するテレワーク・時差出勤の積極的な活用について再周知
- ・ 4月1日、入管法に基づく入国拒否について、改めて船舶等に対し航行警報等により情報提供
- ・ 4月1日、関係業界団体に対し、第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について情報提供により周知
- ・ 4月9日、関係業界団体に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改訂を受けた所管事業者における在宅勤務（テレワーク）や時差出勤の推進について周知要請
- ・ 4月12日、関係業界団体に対し、在宅勤務（テレワーク）等の更なる推進について、協力を周知要請
- ・ 4月17日、関係業界団体に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえた対策の徹底について周知要請
- ・ 4月23日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえた取組の推進についての協力を周知要請
- ・ 4月25日、北海道からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視船により搬送
- ・ 4月27日、北海道からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視船により搬送

- ・ 4月27日、入管法に基づく入国拒否について、改めて船舶等に対し航行警報等により情報提供
- ・ 4月27日、関係業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症の発生における申告・納付が困難な場合における国税の取り扱いについて周知
- ・ 5月1日、関係業界団体に対し、「納税の猶予制度の特例」、「厚生年金保険料等の猶予制度について」等に関する資料を更新し、各特例に関する申請書や手続関係を掲載したことについて周知
- ・ 5月5日、関係業界団体に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえた対策の徹底について周知要請
- ・ 5月13日、関係業界団体に対し、「新型コロナウイルス関連のチラシ(Q&A) (2月22日時点)」に関して、受診の目安等の内容の変更点を周知
- ・ 5月14日、入管法に基づく入国拒否について、改めて船舶等に対し航行警報等により情報提供
- ・ 5月15日、関係業界団体に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえた対策の徹底について周知要請
- ・ 5月25日、入管法に基づく入国拒否について、改めて船舶等に対し航行警報等により情報提供
- ・ 5月26日、関係業界団体に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえた対策の徹底について周知要請
- ・ 6月17日、関係業界団体に対し、新型コロナ感染症の対策の一環として「熱中症警戒アラート（試行）の運用開始」について周知
- ・ 6月22日、関係業界団体に対し、「新型コロナ感染症対策に係る接触確認アプリ（COCOA）」について周知
- ・ 6月29日、入管法に基づく入国拒否について、改めて船舶等に対し航行警報等により情報提供
- ・ 7月22日、入管法に基づく入国拒否について、改めて船舶等に対し航行警報等により情報提供
- ・ 7月23日、長崎県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視船により搬送
- ・ 7月23日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 7月25日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 7月26日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 7月27日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機によ

り搬送

- ・ 7月28日～29日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視船により搬送
- ・ 7月30日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 7月31日、関係業界団体に対し、「飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組」について周知
- ・ 8月5日、沖縄県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視艇により搬送
- ・ 8月6日、関係業界団体に対し、「政府に対する、お盆休みにおける帰省等のあり方についての提言」を周知
- ・ 8月7日、沖縄県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視艇により搬送
- ・ 8月14日、沖縄県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視艇により搬送
- ・ 8月20日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 8月28日、入管法に基づく入国拒否について、改めて船舶等に対し航行警報等により情報提供
- ・ 8月31日、鹿児島県からの要請に応じ、抗原検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 9月14日、鹿児島県からの要請に応じ、抗原検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 9月18日、東京都からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 10月27日、関係業界団体に対し、「政府に対する、年末年始の在り方についての提言」を周知
- ・ 10月29日、沖縄県からの要請に応じ、抗原検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 10月30日、入管法に基づく入国拒否等について、改めて船舶等に対し航行警報等により情報提供
- ・ 11月2日、沖縄県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 11月5日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 11月6日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機によ

り搬送

- ・ 11月7日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 11月8日、鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 11月10日、東京都及び鹿児島県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 11月12日、北海道からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送。また、関係業界団体に対し、「寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について」を周知
- ・ 11月13日、北海道からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 11月20日、関係業界団体に対し、「新型コロナウイルス感染症に関する職場における一層の対策強化について」を周知
- ・ 11月25日、北海道からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視船により搬送
- ・ 11月26日、北海道からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・ 11月28日、北海道からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送

(20) 防衛省

- ・ 1月23日、所管する医療機関に対し、新型コロナウイルスに関する検査対応について、通知を发出
- ・ 1月24日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルスの感染予防の徹底等に関して、通知を发出
- ・ 1月29日、厚労省からの依頼を受け、チャーター機第2便に自衛隊の看護官2名が搭乗し、機内の検疫支援を実施
- ・ 1月30日、前日に引き続き、チャーター機第3便に自衛隊の看護官2名が搭乗し、機内の検疫支援を実施
- ・ 1月31日、自衛隊法第83条第2項ただし書きに規定する災害派遣(自主派遣)の実施を下令
- ・ 1月31日、中国からの帰国者の一時停留場所として活用するため、防衛省がPFI契約をしている民間船舶「はくおう」が東京湾へ向けて出港
- ・ 1月31日、中国からの帰国邦人等が宿泊している施設へ、施設運営の支援部隊を派遣開始

- ・ 2月1日、警察大学校及び財務省西ヶ原研修合同庁舎に滞在していた帰国邦人を税務大学校へ輸送
- ・ 2月2日、警察大学校と西ヶ原研修合同庁舎に残る物資(食料、生活用品等)を税務大学校へ輸送
- ・ 2月3日、防衛省職員に対し、2月1日に新型コロナウイルス感染症が指定感染症として指定されたことを周知するため、通知を发出
- ・ 2月4日、PFI契約をしている民間船舶「はくおう」が、海上自衛隊横須賀基地の岸壁に接岸し、今後、帰国者の受け入れが必要になった場合に備えて準備作業を開始
- ・ 2月5日、中国からの帰国邦人等の健康状態の確認や健康相談を行うため、医官及び看護官等を各宿泊施設へ派遣開始
- ・ 2月6日、所管する医療機関に対し、新型コロナウイルス感染症に関する対応、医療体制、届出の基準及びN95マスクの適切な使用に関する通知を发出
- ・ 2月6日、チャーター機第4便に自衛隊の看護官2名が搭乗し、機内の検疫支援を実施
- ・ 2月7日、自衛隊の医官がクルーズ船において医療支援を開始
- ・ 2月7日、自衛隊員がクルーズ船において乗客等の下船の支援を実施
 - ①救急車4両を派遣し、陽性の方を病院に搬送
 - ②陽性の方などのプライバシー保護のためのブルーシート展張支援
- ・ 2月9日、クルーズ船内への物資の搬入及び船内での仕分け作業を実施
- ・ 2月9日、自衛隊員がクルーズ船において乗客等の下船の支援を実施
 - ①救急車3両を派遣し、陽性の方を病院に搬送
 - ②陽性の方などのプライバシー保護のためのブルーシート展張支援
- ・ 2月10日、医療支援のため、薬剤官3名をクルーズ船に派遣
- ・ 2月12日、医療支援のため、看護官等5名をクルーズ船に派遣
- ・ 2月13日、下船時におけるPCR用検体採取支援のため、当面医官8名、看護官等12名及び調整要員1名を派遣
- ・ 2月13日、医師・看護師等の資格を有する予備自衛官を最大約50名招集するための命令发出
- ・ 2月13日、クルーズ船からの下船者の健康観察施設における生活支援要員及び医官チームを派遣(じ後最大約90名を想定)
- ・ 2月14日から、クルーズ船からの下船希望者の健康観察施設への輸送を実施
- ・ 2月15日、下船時におけるPCR用検体採取支援のため、医官5名を追加派遣

- ・ 2月15日、クルーズ船に約30名の要員を追加派遣し、医療支援、生活支援等に加え、船内の共同区画の消毒支援を実施
- ・ 2月16日から、クルーズ船からの下船を希望する米国人（約330人）について、自衛隊車両により羽田空港への輸送を実施
- ・ 2月16日、チャーター機第5便に自衛隊の看護官2名が搭乗し、機内の検疫支援を実施
- ・ 2月17日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合の対応に関して、通知を发出
- ・ 2月18日、PCR陽性で無症状者（同室者等含む）約30名を、自衛隊バスにより愛知県の医療施設へ搬送
- ・ 2月19日、看護師の資格を持つ予備自衛官2名が、税務大学校において、帰国邦人等の健康状態のチェック等の業務を実施予定
- ・ 2月19日、所管団体に対し、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合の対応に関して、通知を发出
- ・ 2月19日、クルーズ船からの下船を希望するオーストラリア人等（約170名（ニュージーランド人4名を含む））について、自衛隊車両により羽田空港への輸送を実施
- ・ 2月19日から、クルーズ船からの陰性判定の乗船客の下船に伴い、下船者の荷物の運搬及び大黒ふ頭構内の下船者及び車両の誘導支援を実施
- ・ 2月20日から、自衛隊の医官等が、クルーズ船乗員に対するPCR検査を実施
- ・ 2月20日夜～21日未明にかけて、クルーズ船からの下船を希望するカナダ人（約130名）及びイスラエル人（約10名）について、自衛隊車両により羽田空港への輸送を実施
- ・ 2月21日、防衛省職員及び所管団体に対し、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大の防止について、通知を发出
- ・ 2月21日夜～22日未明にかけて、クルーズ船からの下船を希望するイタリア人等（約40名）、イギリス人（約30名）について、自衛隊車両により羽田空港への輸送を実施
- ・ 2月22日、経過観察が必要な乗客約90名の宿泊施設（税務大学校）への輸送を実施
- ・ 2月25日、クルーズ船のフィリピン人船員（約450名）について、自衛隊車両により、羽田空港への輸送を実施
- ・ 2月25日、防衛省・自衛隊が主催する行事等の開催について、通達を发出
- ・ 2月25日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルス感染症対策の徹底

- について、通知を発出
- ・ 2月25日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大の防止のためのテレワーク等の活用による混雑時間帯を回避した出勤の推進について、通知を発出
 - ・ 2月26日、クルーズ船のインド国籍の乗員等（約120名）について、自衛隊車両により、羽田空港への輸送を実施
 - ・ 2月27日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大の防止のための人事異動に際しての留意事項について、事務連絡を発出
 - ・ 2月27日及び28日、クルーズ船の乗員（計約180名）について、自衛隊車両により、国税庁税務大学校への輸送を実施予定
 - ・ 2月28日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る特別休暇の付与について、通達を発出
 - ・ 2月28日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルス感染症対策として留意すべき事項について、通知を発出
 - ・ 3月1日、クルーズ船のインドネシア人の乗員（約70名）について、自衛隊車両により、羽田空港への輸送を実施
 - ・ 3月1日、クルーズ船の乗員（約60名）について、自衛隊車両により、国税庁税務大学校への輸送を実施
 - ・ 3月1日をもって、大黒ふ頭における自衛隊の活動は終了
 - ・ 3月2日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る隊員に対する特別休暇の付与について、通達を発出（2月28日の通達から対象を拡大）
 - ・ 3月8日をもって、国税庁税務大学校における自衛隊の活動は終了
 - ・ 3月16日、防衛大臣が災害派遣の終結命令を発出し、活動を終了
 - ・ 3月25日、令和2年4月以降の防衛省・自衛隊が主催する行事等の開催について、通達を発出
 - ・ 3月26日、防衛省新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、第1回目の会議を開催
 - ・ 3月26日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルス感染症対策として海外からの帰国時に留意すべき事項について、通知を発出。（本通知の発出に伴い、1月24日の通知を廃止）
 - ・ 3月28日、第2回目の防衛省新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
 - ・ 3月28日、自衛隊法第83条第2項ただし書きに規定する災害派遣（自主派遣）の実施を下令。同日より、自衛隊医官等による空港（成田、羽

- 田)における検疫支援(PCR検査のための検体採取)、PCR検査の結果が出るまで宿泊施設に滞在する帰国者・入国者の空港(成田、羽田、関空、中部)から宿泊施設への輸送支援、宿泊施設に滞在する帰国者・入国者への生活支援(食事の配分等)を実施
- ・ 4月3日、長崎県知事から災害派遣要請を受け、壱岐空港から海上自衛隊大村航空基地まで、新型コロナウイルスによる肺炎で入院中の患者について急患空輸を実施
 - ・ 4月3日、宮城県知事から災害派遣要請を受け、4日から6日まで仙台市内において、市中感染防止のため延べ約70名の隊員により、PCR検査のための検体採取の支援を実施
 - ・ 4月6日、東京都知事から災害派遣要請を受け、7日から13日まで東京都内の宿泊施設において、市中感染拡大防止のため延べ約60名の隊員により、陽性患者に対する生活支援(食事の配分等)を実施
 - ・ 4月6日、厚労省からの依頼を受け、防衛省共済組合が運営する「ホテルグランドヒル市ヶ谷」において、帰国者等のPCR検査の結果が判明するまでの間の受入れを開始。自衛隊から衛生教育、配食・回収、清掃に係る実地指導を行い、ホテル従業員が主体となって、運用中
 - ・ 4月7日、第3回目の防衛省新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
 - ・ 4月7日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルス感染拡大の防止のための不要不急の外出の自粛について、通達を発出
 - ・ 4月8日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る交代制勤務等の実施について、通達を発出
 - ・ 4月8日、法務省からの依頼を受け、大阪拘置所の職員の方々に対して感染症対策用の防護服の着脱方法等の教育支援を実施
 - ・ 4月10日、岡山県において、市中感染防止のため、県職員に対して教育支援を実施
 - ・ 4月10日、福岡県において、市中感染防止のため、県職員等に対して教育支援を実施
 - ・ 4月10日、高知県知事から災害派遣要請を受け、市中感染拡大防止のため、12日から高知市内の民間宿泊施設において対応する職員に対する教育支援を実施。また、13日から民間宿泊施設における軽症の陽性患者に対する生活支援(食事の配分等)を実施
 - ・ 4月12日、宮城県知事から災害派遣要請を受け、13日から15日まで仙台市内において、市中感染拡大防止のため、PCR検査のための検体採取の支援を実施

- ・ 4月13日、兵庫県知事から災害派遣要請を受け、市中感染拡大防止のため、同日から兵庫県内の民間宿泊施設において、陽性患者に対する生活支援（食事の配分等）及び民間宿泊施設において対応する従業員に対する教育支援を実施（～19日）
- ・ 4月13日、埼玉県知事から災害派遣要請を受け、市中感染拡大防止のため、14日から埼玉県内の民間宿泊施設において、陽性患者に対する生活支援（食事の配分等）、教育支援、輸送支援を実施
- ・ 4月13日、大阪府において、市中感染防止のため、府職員及び民間宿泊施設従業員等に対して教育支援を実施
- ・ 4月14日、千葉県において、市中感染防止のため、県職員に対して教育支援を実施
- ・ 4月16日、岐阜県において、市中感染防止のため、県職員及び民間宿泊施設従業員に対して教育支援を実施（～18日）
- ・ 4月16日、大阪府において、市中感染防止のため、府職員及び民間宿泊施設従業員等に対して教育支援を実施
- ・ 4月16日、第4回目の防衛省新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・ 4月17日、石川県において、市中感染防止のため、自治体職員に対して教育支援を実施
- ・ 4月17日、鳥取県において、市中感染防止のため、市町村職員に対して教育支援を実施
- ・ 4月17日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る自衛隊の教育訓練及び勤務態勢の方針に関する大臣指示を発出。
- ・ 4月17日、北海道知事から災害派遣要請を受け、市中感染拡大防止のため、同日から札幌市内の民間宿泊施設において対応する職員に対する教育支援を実施。また、20日から同ホテルにおける軽症の陽性患者に対する生活支援（食事の配分等）を実施
- ・ 4月17日、神奈川県知事から災害派遣要請を受け、市中感染拡大防止のため、19日から横浜市内の民間宿泊施設において対応する職員に対する教育支援を実施。また、20日から同ホテルにおける軽症の陽性患者に対する生活支援（食事の配分等）を実施
- ・ 4月17日、千葉県知事から災害派遣要請を受け、市中感染拡大防止のため、20日から千葉県内の民間宿泊施設において対応する職員に対する教育支援及び軽症の陽性患者に対する生活支援（食事の配分等）を実施
- ・ 4月17日、福岡県知事から災害派遣要請を受け、市中感染拡大防止のため、20日から民間宿泊施設に宿泊する陽性患者の病院から民間宿泊施

設間の輸送を実施。

- ・ 4月20日、宮城県知事から災害派遣要請を受け、自治体を実施する検体採取に必要な天幕の展張及び維持管理支援を実施（～5月1日）
- ・ 4月20日、香川県知事から災害派遣要請を受け、21日から市中感染防止のため、県職員等に対して教育支援を実施（～24日）
- ・ 4月22日、福島県知事から災害派遣要請を受け、市中感染防止のため、民間宿泊施設において陽性患者に対する生活支援（～24日）及び県職員に対して教育支援を実施（～28日）
- ・ 4月22日、奈良県知事から災害派遣要請を受け、市中感染防止のため、県職員に対して教育支援を実施
- ・ 4月22日から、長崎県にてクルーズ船乗員のPCR検査に必要な検体採取の支援を実施（～24日）
- ・ 4月23日、富山県において、市中感染防止のため、医療関係者に対して教育支援を実施（～24日）
- ・ 4月23日、大阪府において、市中感染防止のため、民間宿泊施設従業員等に対して教育支援を実施
- ・ 4月23日、佐賀県知事から災害派遣要請を受け、市中感染防止のため、県職員に対して教育支援を実施（～25日）
- ・ 4月23日、沖縄県知事から災害派遣要請を受け、市中感染防止のため、県職員に対して教育支援を実施（～30日）また、24日及び25日に陽性患者の病院から民間宿泊施設間の輸送支援を実施
- ・ 4月23日、令和2年5月以降の防衛省・自衛隊が主催する行事等の開催について、通達を発出
- ・ 4月23日、熊本県知事から災害派遣要請を受け、24日及び28日～30日の間、市中感染防止のため、県職員に対して教育支援を実施
- ・ 4月24日、石川県において、市中感染防止のため、自治体職員に対して教育支援を実施
- ・ 4月24日、大分県において、市中感染防止のため、医療機関に従事する職員に対して教育支援を実施
- ・ 4月24日をもって、PCR検査の結果が出るまで宿泊施設に滞在する帰国者・入国者の成田空港から宿泊施設への輸送支援について、自衛隊から民間バス会社への移行を完了
- ・ 4月25日、千葉県において、市中感染防止のため、25日に県職員に対して教育支援を実施
- ・ 4月25日、長崎県知事から災害派遣要請を受け、26日から、クルーズ船乗員に対して船外医療の支援を実施（～5月10日）

- ・ 4月26日をもって、PCR検査の結果が出るまで宿泊施設に滞在する帰国者・入国者の関西国際空港から宿泊施設への輸送支援について、自衛隊から民間バス会社への移行を完了。
- ・ 4月27日、茨城県知事から災害派遣要請を受け、同日から、陽性患者の保健所から民間宿泊施設間の輸送及び県職員に対して教育支援を実施（～28日）
- ・ 4月27日、石川県知事から災害派遣要請を受け、同日から、陽性患者の病院から民間宿泊施設間の輸送及び民間輸送事業者に対して教育支援を実施（～5月3日）
- ・ 4月27日以降、チャーター機の運航中止に伴い、PCR検査の結果が出るまで宿泊施設に滞在する帰国者・入国者の中部国際空港から宿泊施設への輸送支援を休止。
- ・ 4月27日をもって、PCR検査の結果が出るまで宿泊施設に滞在する帰国者・入国者の羽田空港から宿泊施設への輸送支援について、自衛隊から民間バス会社への移行を完了。
- ・ 4月27日、所管する医療機関に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取り扱いについて、通知を発出
- ・ 4月27日、滋賀県知事から災害派遣要請を受け、28日から、市中感染防止のため、民間事業者等に対して教育支援を実施するとともに、陽性患者の病院から民間宿泊施設間の輸送支援を実施
- ・ 4月28日、北海道知事からの災害派遣要請を受け、市中感染防止のため、29日に札幌市職員に対して教育支援を実施
- ・ 4月28日、三重県知事からの災害派遣要請を受け、市中感染防止のため、30日に県職員等に対して教育支援を実施
- ・ 4月29日、埼玉県において、市中感染防止のため、県職員に対して教育支援を実施
- ・ 4月29日、長崎県知事から災害派遣要請を受け、5月2日から、自衛隊富士病院が保有するCT診療車を派遣し、医療スタッフによる診断の支援を実施（～5月14日）
- ・ 4月30日、福岡県において、感染防止の観点から県内医療従事者による自衛隊福岡病院への見学を受入
- ・ 4月30日、栃木県知事から災害派遣要請を受け、市中感染防止のため、5月2日に県職員及び医療従事者に対して教育支援を実施
- ・ 5月1日、島根県知事から災害派遣要請を受け、市中感染防止のため、7日に県職員等に対して教育支援を実施

- ・ 5月4日をもって、関西における宿泊施設に滞在する帰国者・入国者への生活支援（食事の配分等）については、厚生労働省への移行を完了。
- ・ 5月6日、4月17日に発出した新型コロナウイルス感染拡大防止に係る自衛隊の教育訓練及び勤務態勢の方針に関する大臣指示を一部改正
- ・ 5月8日、北海道知事より災害派遣要請を受け、市中感染防止のため、同日に道職員、札幌市職員及び医療関係者に対して教育支援を実施
- ・ 5月13日、出入国在留管理庁からの依頼を受け、東京出入国在留管理局等の職員の方々に対して感染症対策用の防護服の着脱方法等の教育支援を実施
- ・ 5月13日、岐阜県からの災害派遣要請を受け、市中感染防止のため、14日に県職員等に対して教育支援を実施。
- ・ 5月13日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合への対応について通知を発出（本通知の発出に伴い2月17日の通知を廃止）
- ・ 5月14日～15日、静岡県で県職員及び民間事業者に対して教育支援を実施。
- ・ 5月15日、5月6日に発出した新型コロナウイルス感染拡大防止に係る自衛隊の教育訓練及び勤務態勢の方針に関する大臣指示を一部改正
- ・ 5月19日、岐阜県からの災害派遣要請を受け、市中感染防止のため、20日に県職員等に対して教育支援を実施。
- ・ 5月21日、岐阜県からの災害派遣要請を受け、市中感染防止のため、22日に県職員等に対して教育支援を実施。
- ・ 5月25日、熊本県知事からの災害派遣要請を受け、市中感染防止のため、26日及び29日、医師及び県職員に対して教育支援を実施。
- ・ 5月25日、第5回目の防衛省新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・ 5月26日、緊急事態宣言後の解除後の防衛省・自衛隊の活動に関する方針について通達を発出（本通達の発出に伴い、4月7日、4月8日及び4月23日の通達、4月17日の大臣指示を廃止）
- ・ 5月29日をもって、成田における宿泊施設に滞在する帰国者・入国者に対する生活支援（食事の配分等）について、厚生労働省及び民間事業者への移行を完了し、自衛隊の活動は終了。
- ・ 5月31日をもって、自衛隊看護師等による空港（成田、羽田）における検疫支援（PCR検査のための検体採取）を終了。
- ・ 5月31日、防衛大臣が災害派遣の終結命令を発出し、活動を終了。
- ・ 6月1日、岩手県知事からの災害派遣要請を受け、市中感染防止のため

- め、5日、県職員及び医療関係者に対して教育支援を実施。
- ・ 6月9日、鳥取県知事からの災害派遣要請を受け、市中感染防止のため、11日及び12日、県職員に対して教育支援を実施。
 - ・ 6月10日、岐阜県知事からの災害派遣要請を受け、市中感染防止のため、11日、県職員等に対して教育支援を実施。
 - ・ 6月12日、水際対策強化に係る災害派遣において検疫支援を実施した後、ホテルグランドヒル市ヶ谷に停留中の隊員に対し、PCR検査を実施し、検査結果は全て陰性であり、14日に停留終了。
 - ・ 6月16日、石川県知事からの災害派遣要請を受け、市中感染防止のため、17日に、自治体職員及び医療関係者に対して教育支援を実施
 - ・ 6月19日、緊急事態宣言の解除後の防衛省・自衛隊の活動に関する方針について通達を发出（本通達の发出に伴い5月26日の通達を廃止）
 - ・ 6月19日、富山県において、市中感染防止のため、医療関係者に対して教育支援を実施
 - ・ 6月22日～23日、福岡県において、市中感染防止のため、自治体職員に対して教育支援を実施
 - ・ 6月23日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の周知について通知を发出
 - ・ 7月4日、鹿児島県知事から災害派遣要請を受け、市中感染防止のため、5日に県職員等に対して教育支援を実施
 - ・ 7月9日、緊急事態宣言の解除後の防衛省・自衛隊の活動に関する方針について通達を发出（本通達の发出に伴い6月19日の通達を廃止）
 - ・ 7月15日、被災地における支援活動に従事する隊員に対し、新型コロナウイルス感染症対策の徹底について通知を发出
 - ・ 7月24日、鹿児島県知事から災害派遣要請を受け、与論島から奄美大島まで、新型コロナウイルス陽性患者急患について空輸を実施
 - ・ 7月25日、鹿児島県知事から災害派遣要請を受け、奄美大島から鹿児島空港まで、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施
 - ・ 7月29日、大阪府知事から災害派遣要請を受け、市中感染防止のため、民間宿泊施設従業員等に対して教育支援を実施
 - ・ 7月31日、緊急事態宣言の解除後の防衛省・自衛隊の活動に関する方針について通達を发出（本通達の发出に伴い7月9日の通達を廃止）
 - ・ 7月31日、鹿児島県知事から災害派遣要請を受け、与論島から奄美大島へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施
 - ・ 8月3日、大阪府知事から災害派遣要請を受け、市中感染防止のため、民間宿泊施設従業員等に対して教育支援を実施

- ・ 8月7日、三重県で県職員等に対して教育支援を実施
- ・ 8月8日、沖縄県知事から災害派遣要請を受け、宮古島から沖縄本島まで、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施
- ・ 8月13日、静岡県で県職員に対して教育支援を実施
- ・ 8月18日、大阪府知事から災害派遣要請を受け、市中感染防止のため、民間宿泊施設従業員に対して教育支援を実施
- ・ 8月18日～31日から、沖縄県知事から災害派遣要請を受け、市中感染防止のため、沖縄県内の医療機関等に対して医療支援を実施
- ・ 8月20日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルス接触アプリ（COCOA）のさらなる活用について通知を发出
- ・ 8月27日、愛知県で民間事業者に対して教育支援を実施
- ・ 8月29日、長崎県知事から災害派遣要請を受け、対馬空港から大村航空基地まで、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施
- ・ 8月31日、緊急事態宣言の解除後の防衛省・自衛隊の活動に関する方針について通達を发出（本通達の发出に伴い7月31日の通達を廃止）
- ・ 9月2日、基本的な感染対策徹底のための河野防衛大臣からの緊急ビデオメッセージを発信
- ・ 9月8日、長野県知事から災害派遣要請を受け、9日～12日、市中感染防止のため、県職員に対する教育支援及び陽性患者に対する生活支援を実施
- ・ 9月18日、東京都知事から災害派遣要請を受け、父島から硫黄島基地まで、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施
- ・ 9月24日、東京都知事から災害派遣要請を受け、父島から厚木基地まで、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施
- ・ 9月30日、緊急事態宣言の解除後の防衛省・自衛隊の活動に関する方針について通達を发出（本通達の发出に伴い8月31日の通達を廃止）
- ・ 10月23日、広島県で自治体職員等に対して教育支援を実施。
- ・ 10月29日、緊急事態宣言の解除後の防衛省・自衛隊の活動に関する方針について通達を发出（本通達の发出に伴い9月30日の通達を廃止）
- ・ 11月4日、鹿児島県知事から災害派遣要請を受け、与論島から奄美大島へ、また奄美大島から鹿児島市内へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施。
- ・ 11月6日、鹿児島県知事から災害派遣要請を受け、与論島から奄美大島へ、新型コロナウイルス陽性患者について急患空輸を実施。
- ・ 11月13日、北海道において、市中感染防止のため、道職員等に対し

- て教育支援を実施。
- ・ 11月20日、北海道において、市中感染防止のため、道職員等に対して教育支援を実施。
 - ・ 11月25日、北海道において、市中感染防止のため、自治体職員に対して教育支援を実施。
 - ・ 11月26日、北海道において、市中感染防止のため、自治体職員に対して教育支援を実施。
 - ・ 11月26日、大阪府において、市中感染防止のため、民間施設従業員等に対して教育支援を実施。
 - ・ 11月27日、北海道において、市中感染防止のため、自治体職員等に対して教育支援を実施。
 - ・ 11月30日、緊急事態宣言の解除後の防衛省・自衛隊の活動に関する方針について通達を発出（本通達の発出に伴い10月29日の通達を廃止）